

広島県史年表(中世1) 治承 4(1180)～永享 12(1440)

1180 治承 4 庚子

1-17 厳島社水精寺, 同社政所に, 僧仲覚の周防国玖河荘祖生村沙汰人職補任を請う〔(県)野坂 322〕。

3-26 高倉上皇, 厳島神社に参詣。この時, 宮島の座主に阿闍利の位を授ける〔(県)高倉院厳島御幸記〕。

3- 佐伯某, 壬生荘の治承 3 年作田内検帳目録を注進〔(県)卷子本厳島 65〕。

4-9 以仁王, 平家追討の令旨を発する〔吾妻鏡〕。

4-15 八条院庁, 平頼盛の申請により, 厳島神社に安摩荘の雑公事を寄進〔(県)厳島野坂 1770〕。

4-22 安徳天皇即位〔玉葉〕。

5-26 以仁王, 平重衡らに追撃され, 宇治川で合戦〔玉葉〕。

6- 2 平清盛の奏請で, 天皇と後白河・高倉の両上皇, 摂津国福原へ移る《福原遷都》〔(県)玉葉〕。

8-17 源頼朝, 伊豆国で挙兵〔吾妻鏡〕。

8-21 平清盛, 厳島神社参詣に出発〔(県)山槐記〕。

8-27 厳島社神主佐伯景弘 三田・粟屋両郷の地頭職に補任される〔(県)新出厳島 20・56〕。

9- 7 源義仲, 信濃国で挙兵〔吾妻鏡〕。

9-22 高倉上皇, 厳島神社に参詣〔(県)本朝文集, (県)平家物語〕。

9-28 厳島で大地震〔(県)山槐記〕。

9- 源頼綱, 押領と称して, 佐伯景弘に三田・粟屋両郷の還付を求める〔(県)厳島野坂 1702・1804〕。

10- 6 清盛, 厳島社・宇佐宮参詣に出発〔(県)玉葉〕。

10-20 頼朝軍と維盛の平家軍, 富士川で対陣。この夜, 維盛軍潰走〔吾妻鏡〕。

10- 厳島社神主景弘, 三田・粟屋両郷の郷司職に補任される〔(県)新出厳島 21, (県)野坂 4〕。

11-26 天皇と両上皇, 福原より京都へ戻る〔玉葉〕。

12-28 平重衡, 南都を攻め, 東大寺・興福寺を焼く〔玉葉〕。

この頃, 橘忠兼, 『伊呂波字類抄』を撰進する〔同書〕。

1181 養和 1(7.14) 辛丑②

1-14 高倉上皇没 (21)〔玉葉〕。

1-17 後白河上皇, 院政を再開〔玉葉〕。

1-18 平宗盛を五畿内および伊賀・伊勢・近江・丹波など諸国の惣管とする〔玉葉〕。

閏2-4 平清盛没(64)〔玉葉〕。

閏2-12 河野通清, 伊予国で反平氏の旗を揚げる〔吾妻鏡〕。

閏2-14 院宣を下し, 平重衡に源頼朝の追討を命じる〔玉葉〕。

6-15 諸国に造興福寺役を課す。安芸国は僧房のうち11間を分担〔(県)玉葉〕。

9-6 熊野権別当湛増, 源頼朝に呼応して蜂起〔玉葉〕。

9-6 源義仲, 越前国水津で平通盛を破る〔百鍊抄〕。

12-8 後白河院庁, 安芸国三入荘など新熊野社領28か所の国役を免除〔(県)新熊野神社1〕。

この年, 諸国飢饉で, 餓死するもの多く出る〔百鍊抄〕。

この年, 鴨長明, 『方丈記』を著わす〔同書〕。

1182 寿永1(5.27) 壬寅

3-17 院宣を下し, 諸国諸荘園より兵糧を徴発〔吉記〕。

3- 佐伯景弘, 嫡子景信に高田郡7か郷を譲る〔(県)新出巖島48〕。

9-14 院宣を下し, 諸国の追討使を停止〔吉記〕。

この年, 諸国飢饉〔方丈記〕。

1183 寿永2 癸卯^⑩

2- 後白河上皇, 藤原俊成に『千載和歌集』の撰進を命じる〔拾芥抄〕。

3-20 佐伯景弘, 巖島神社に, 松喰鶴小唐櫃・朱塗飾太刀箱各2合を寄進〔同銘文〕。

5-11 源義仲, 越中国俱利伽羅谷で平家軍を大破〔玉葉〕。

5-19 僧重源, 宋人陳和卿とともに東大寺大仏の鑄造を開始〔玉葉〕。

7-25 平家一門, 安徳天皇を奉じ西海に走る〔玉葉〕。

7-28 後白河上皇, 義仲と源行家に平家追討の宣旨を下す〔玉葉〕。

10-14 後白河上皇, 源頼朝に, 東海・東山両道の国衙領・荘園の本所還付を命じる〔玉葉〕。

11-19 義仲, 法住寺殿に後白河上皇を襲撃〔玉葉〕。

この冬, 源頼朝, 同義仲を討つため, 数万の軍勢を率い弟範頼・義経を発向させる〔玉葉〕。

1184 元暦1(4.16) 甲辰

1-8 源義仲を征夷大將軍に任じる〔玉葉〕。

1-20 義仲, 源範頼らの軍と戦い, 近江国粟津で討死(31)〔玉葉〕。

1-26 源頼朝に平家討追の宣旨を下す〔玉葉〕。

2-7 源範頼・同義経, 摂津国一ノ谷で平家軍を破る《一ノ谷合戦》〔玉葉〕。

2-18 頼朝, 梶原景時・土肥実平を, 播磨・美作・備前・備中・備後の5か国の守護とする〔(県)吾妻鏡〕。

2-22 官宣旨を下し, 諸国公田・荘園の兵糧米徴収を停止〔玉葉〕。

3-7 頼朝, 平家没官領500余所を与えられる〔愚管抄〕。

- 3-28 平維盛，紀伊国熊野那智浦の海に入水〔保暦間記〕。
- 4- 6 頼朝の奏上により，平頼盛の勅勘を許し，安芸国安摩荘など 34 か所の荘園を還付〔(県)吾妻鏡〕。
- 4-24 頼朝，後白河院庁下文により，備後国有福荘など 42 か所の賀茂別雷神社領に対する武士の狼藉を停止〔(県)賀茂別雷神社 1〕。
- 6- 平家軍，備後国の官軍を襲う〔(県)玉葉〕。
- 7- この頃，平家軍，安芸国の官軍を 6 度破る〔(県)玉葉〕。
- 9- 2 範頼，平家追討のため京都を発向し，山陽道を西下する〔百鍊抄〕。
- 10-12 範頼，安芸国で軍忠者を賞し，特に当国住人山方介為綱の勲功を抽賞〔(県)吾妻鏡〕。
- 10-20 頼朝，初めて問注所を開く〔吾妻鏡〕。

1185 文治 1(8.14) 乙巳

- 1- 9 源頼朝，備後国御調別宮・相原別宮，安芸国呉保・松崎別宮など石清水八幡宮領に対する武士の狼藉を停止〔(県)田中 3〕。
- 2-19 源義経，平家軍を讃岐国屋島に破る《屋島合戦》〔玉葉〕。
- 3- 7 源頼朝，東大寺修造料として，米 1 万石・沙金 1000 両などを寄進〔吾妻鏡〕。
- 3-24 安德天皇没 (8)〔玉葉〕。
- 3-24 義経，長門国壇ノ浦で平家を滅ぼす《壇ノ浦合戦》〔吾妻鏡〕。
- 4-27 源頼朝，従二位に叙せられ，政所を設置〔吾妻鏡〕。
- 8-28 東大寺大仏落慶供養〔玉葉〕。
- 10-18 義経・源行家に，頼朝追討の院宣を下す〔玉葉〕。
- 11-25 頼朝に，義経・行家追討の宣旨を下す〔吾妻鏡〕。
- 11-29 頼朝を日本国総追捕使・総地頭に任じ，段別 5 升の兵糧米徴収を認める《守護・地頭の設置》〔玉葉〕。

1186 文治 2 丙午⑦

- 1-28 源頼朝，妹である一条能保の妻に，備後国信敷荘他数か所の地頭職を与える〔(県)吾妻鏡〕。
- 4- 4 安芸守藤原範宗，長谷部信連に安芸国檢非違所と庄公を与える〔(県)吾妻鏡〕。
- 5-10 大田荘の大小国役を免除〔(県)宝簡集他 22・23〕。
- 5- 後白河上皇，僧鑿阿の奏請により，高野山大塔料所として大田荘を寄進〔(県)宝簡集他 21〕。
- 6-21 源頼朝，没官領を除く畿内近国の国地頭を停止し，また備後・安芸など 37 か国の武士の濫行を停止する院宣の下付を請う〔(県)吾妻鏡〕。
- 7-24 頼朝，土肥実平の大田荘知行を停止〔(県)宝簡集他 25〕。

1187 文治3 丁未

6-3 巖島社神主佐伯景弘に命じ、長門国海上で紛失した宝剣を捜索させる〔(県)吾妻鏡〕。

この年、僧重源、周防国佐波令に阿弥陀寺を建立〔阿弥陀寺文書〕。

1188 文治4 戊申

2-21 宣旨を下し、藤原泰衡らに源義経の捕進を命じる〔玉葉〕。

この年、本主貞宗、小槻広房に阿土熊野保を寄進〔(県)壬生 18〕。

1189 文治5 己酉④

閏4-30 藤原泰衡、陸奥国平泉の衣川館に源義経を討つ(31)〔吾妻鏡〕。

6- 安芸国内部荘預所源某、巖島社神楽料として、佐伯清元領の田畠・在家の雑免を免除し、源頼朝の奥州追討の無為を祈らせる。また、同領の万雑公事を免じ、清元に巖島社での祈祷を命じる〔(県)新出巖島 22〕。

7-19 源頼朝、泰衡追討のため、鎌倉を出発〔吾妻鏡〕。

10-28 葉山介宗頼、武田信光の催しで奥州に発向するが、駿河国より帰国したため所領を没収される〔(県)吾妻鏡〕。

1190 建久1(4.11) 庚戌

2-16 僧西行没(73)〔拾玉集〕。

4- 造神宮所使、源頼朝に備後国歌島地頭らの大神宮役夫工米未済を訴える〔(県)吾妻鏡〕。

6- 僧鑊阿、手印を添えて、大田荘両郷作田の公事勤否の次第を定める〔(県)宝簡集他 31〕。

8- この頃、備後国在庁ら、院庁に土肥遠平の非法を訴える〔(県)吾妻鏡〕。

10-19 東大寺大仏殿上棟〔玉葉〕。

11- 高野山大塔供僧ら、院庁に大田荘下司橘兼隆・大田光家の押妨停止を訴える〔(県)宝簡集他 32〕。

1191 建久2 辛亥⑫

1-15 源頼朝、政所吉書始を行う〔吾妻鏡〕。

7- 僧栄西、宋より帰国任臨濟宗の伝来)〔興禅護国論〕。

1192 建久3 壬子

1-15 僧鑊阿、大田荘の下司・公文・百姓に、年貢の減免もしくは加給をする〔(県)宝簡集他 33〕。

3-13 後白河上皇没(66)〔百鍊抄〕。

7-12 源頼朝を征夷大將軍に任じる〔公卿補任〕。

1193 建久4 癸丑

5-28 曾我兄弟，富士野の行營に工藤祐経を討つ〔吾妻鏡〕。

12- 僧鑿阿，大田莊桑原郷地頭某に，同莊赤屋郷内常々荒野の開發を認め，地頭給として与える〔(県)宝簡集他 34〕。

この年，安芸国世能・荒山両村の勅事・院事以下を免除し，太政官厨家納物・円宗寺最勝会料などを進濟させる〔(県)壬生 4〕。

1194 建久5 甲寅⑧

7-5 延暦寺僧徒の訴えにより，僧栄西・僧能忍らの禅宗布教を禁じる〔百鍊抄〕。

7-7 僧鑿阿，相折帳を定め，大田莊を高野山の寺家に付ける〔(県)宝簡集他 35〕。

12- 高野山衆徒，根本大塔領大田莊に加納を裁許されたい旨を奏請〔(県)御影堂文庫 3〕。

1195 建久6 乙卯

3-12 後鳥羽天皇・源頼朝ら，東大寺大仏開眼供養に臨む〔玉葉〕。

4-12 僧鑿阿，高野山檢校らに命じ，他人に配分した大田莊の郷々の大小雜事沙汰を停止〔(県)宝簡集 37〕。

6-5 幕府，大田莊惣追捕使が莊民を煩すことを停止し，莊官橘兼隆・大田光家に内裏大番を命じる〔(県)宝簡集 38〕。

11-7 僧重源，醍醐寺に宋本一切経を施入する〔醍醐寺座主讓補次第〕。

12-13 大田莊の宇佐勅使駅家雜事を免除〔(県)宝簡集他 40〕。

1196 建久7 丙辰

5- 後院庁，僧鑿阿の奏請により，高野山檢校ら 4 人に大田莊の莊務を分轄させる〔(県)宝簡集他 47〕。

10-22 幕府，三善康信を大田莊地頭に補任〔(県)宝簡集他 48〕。

10- 佐伯清元，内部莊地頭を兼ねる安芸守護宗孝親に，自名恒安の作田畠・在家の雜公事免除を請う〔(県)新出厳島 23〕。

1197 建久8 丁巳⑥

この年，世能荒山莊を立券。小槻隆職の子々孫々の頒知を安堵する〔(県)壬生 4〕。

1198 建久9 戊午

1-17 後鳥羽院政開始〔三長記〕。

1- 田所兼資，安芸国衙に，半不輪の地として，安南郡府中・温科村などの荒野開發の許可を請う〔(県)芸藩通志田所 8〕。

3- 僧源空(法然)，『選択本願念仏集』を著わす〔選択密要決〕。

この年、僧栄西、『興禅護国論』を著わす〔同書〕。

1199 正治 1(4.27) 己未

1-13 源頼朝没 (53)〔明月記〕。

1-26 源頼家、父頼朝の遺跡を継ぐ〔吾妻鏡〕。

8- 8 僧重源、東大寺三月堂を修造〔同棟札〕。

9- 8 幕府、僧鑊阿の大田荘地頭職改易の訴えを却ける〔(県)御影堂文庫 4〕。

10-22 大田光家、僧鑊阿に名田・名主職の給与を請う〔(県)宝簡集他 50〕。

12- 厳島神社、国衙に当年分の御供田を申請〔(県)新出厳島 24〕。

1200 正治 2 庚申②

閏 2-13 北条政子、鎌倉亀谷に寿福寺を建立〔吾妻鏡〕。

5-12 源頼家、念仏宗を禁じる〔吾妻鏡〕。

5- 熊野山政所、院宣により、先達神人の大田荘乱入を停止〔(県)宝簡集飽 51〕。

1201 建仁 1(2.13) 辛酉

7-26 これより先、世能荘、安芸国司が新儀に榜示を抜棄てたと訴える。国司に真偽を尋ねさせる〔(県)三長記〕。

10- 快慶作木造阿弥陀如来坐像(瀬戸田耕三寺蔵)成る〔同胎内墨書銘〕。

11- 2 木造薬師如来坐像(府中道隆寺蔵)成る〔(県)同胎内墨書銘〕。

1202 建仁 2 壬戌⑩

7-23 源頼家を征夷大將軍に任じる〔公卿補任〕。

この年、僧栄西、建仁寺を建立〔歴代編年集成〕。

1203 建仁 3 癸亥

9- 2 源頼家、比企能員と北条氏打倒を計る。北条時政、能員を謀殺《比企氏の乱》〔吾妻鏡〕。

9- 7 幕府、頼家の死を奏上。よって、弟千幡(後実朝)を征夷大將軍に任じる〔猪隈関白記〕。

9-29 時政ら、頼家を伊豆国修善寺に幽閉〔吾妻鏡〕。

10- 5 院宣を下し、大田・賀集両荘の船に対する御幸渡船料を免除〔(県)宝簡集他 53〕。

10-20 紀伊国司藤原基保、大田荘・安摩荘・可部荘・能美荘など高野山領荘園運上物の御幸渡船料賦課を停止〔(県)宝簡集他 54〕。

11- 7 幕府、小代行平を安芸国壬生荘地頭に補任〔(県)小代 1〕。

1204 元久 1(2.20) 甲子

1-30 宗孝親，政所助清に松崎八幡宮内の未造の堂宇を譲り，久武名の得分米を立用し完成させる〔(県)原田篤郎 1〕。

2-21 北条時政，備後国御調本北条を国衙に付け，地頭四方田左近将監の沙汰を停止〔(県)吾鏡〕。

5- 8 幕府，山野河海の国司・地頭の得分を定める〔吾妻鏡〕。

7-18 源頼家没 (23)〔吾妻鏡〕。

7-26 源実朝，壬生荘地頭職につき，山形為忠と小代行平の相論を裁許〔(県)吾妻鏡〕。

11- 7 僧源空，七箇条制誡を作り，門弟を戒める〔二尊院文書〕。

12- 安芸国入江保々司ら，国衙の検注使入勘停止を訴える〔(県)壬生 5〕。

1205 元久 2 乙丑⑦

3-28 藤原定家ら，『新古今和歌集』を撰進する〔明月記〕。

閏 7-12 幕府，高野山の太田荘地頭職改易の訴えを却ける〔(県)宝簡集他 56〕。

閏 7-19 北条時政，女婿平賀朝政を將軍に立てようとして発覚，伊豆国に退く。息義時，代って執権となる〔吾妻鏡〕。

9- 興福寺衆徒，念仏宗の禁断と法然の処罰を請う〔興福寺奏状〕。

1206 建永 1(4.27) 丙寅

5- 4 安芸国司，不動倉の開検を申請〔(県)三長記〕。

7- 高野山，太田荘の預所職補任と使者の下向について置文を定める〔(県)宝簡集他 58・59〕。

9-25 安芸国司ら，不堪佃田を申請〔(県)三長記〕。

9- 備後国司，不動倉の開検を申請〔(県)三長記〕。

9- 太田荘桑原方伊尾公文清原高正，以後所当の未進なきを誓う〔(県)宝簡集他 60〕。

11- 僧明恵，高山寺を建立〔高山寺文書〕。

1207 承元 1(10.25) 丁卯

2-18 専修念仏を禁断して，僧源空・僧親鸞らを配流〔明月記〕。

4- 5 幕府，小早川景平らの譲りに任せ，息茂平を安芸国沼田荘地頭職に補任〔小早川 115〕。

4-29 伊予国の天竺冠者を禁獄〔明月記〕。

7- 3 巖島神社炎上〔(県)巖島野坂 1862〕。

8- 6 地頭三善康信，太田荘を 2 分し，息の康継・牛熊冠者に太田方・世良方を譲る〔(県)宝簡集他 75〕。

8-21 安芸国を巖島社の造営料に付ける〔(県)巖島野坂 1862〕。

9-27 後鳥羽上皇，僧鑿阿没後の太田荘知行を高野山寺僧の沙汰とし，私の相伝を禁じる

〔(県)宝簡集他 61〕。

12-23 太政官，官使を遣わし，巖島社の宝殿以下舎屋の功程を勘注させる〔(県)新出巖島 94〕。

1208 承元 2 戊辰④

6- 造巖島社行事所，棟上用途を注進〔(県)新出巖島 95〕。

この年，運慶ら作木造持国天立像（瀬戸田耕三寺蔵）成る〔同胎内墨書銘〕。

1209 承元 3 己巳

3- 1 高野山，大田荘地頭の年貢対捍を訴え，幕府で対審〔(県)吾妻鏡〕。

8-13 藤原定家，源実朝に『近代秀歌』を贈る〔吾妻鏡〕。

1210 承元 4 庚午

5- 木造阿弥陀如来坐像（世羅永寿寺蔵）成る〔(県)同胎内墨書銘〕。

1211 建暦 1(39) 辛未①

閏 1- 僧安慶，備後国泉荘田所職に補任される〔毛利 1505〕。

4-23 僧俊苜，宋より帰国し，建仁寺に入る〔泉涌寺不可棄法師伝〕。

この年，備後国で海陸の賊徒蜂起。広沢実高，これを鎮圧するため，幕府使節として下向〔(県)吾妻鏡〕。

1212 建暦 2 壬申

1-25 僧源空没（80）〔法然上人行状絵図〕。

3- 鴨長明，『方丈記』を著わす〔同奥書〕。

6- 巖島社神官ら，地頭源某に内部荘内半不輪別符恒安名の安堵を請う〔(県)新出巖島 25〕。

7- 斎院庁，院宣に任せ，巖島神社に安摩荘私得分の半分 35 石を寄せる〔(県)新出巖島 26〕。

8-19 佐伯考支・同大子，嫡子知忠に長田郷内延行名・田門荘内末次名の田畠を譲る〔毛利 1491〕。

1213 建保 1(1.26) 癸酉⑨

9- 3 幕府，小早川景平らの譲りに任せ，息季平を安芸国沼田新荘地頭職に補任〔小早川 115〕。

12-18 源実朝の『金槐和歌集』成る〔同奥書〕。

1215 建保 3 乙亥

12-19 厳島社内宮の造営成り，遷宮 [(県)厳島野坂 1862]。

1216 建保 4 丙子⑥

7-16 幕府，佐伯為弘を安芸国妻保垣・高田原両別符及び長田郷の地頭職に補任 [関関録 58]。

8- 2 三善康信，息康連に大田荘桑原方地頭職を譲る [(県)宝簡集他 75]。

1217 建保 5 丁丑

6- 8 地頭三善康信，大田荘地頭方の雑事十箇条を定める [(県)宝簡集他 64，(県)御影堂文庫 6]。

6-21 幕府，院宣に任せ，佐東郡杣山の渠博河上率分など 8 か条について地頭方の新儀を停止 [(県)芸藩通志田所 7]。

1218 建保 6 戊寅

7-22 幕府，北条泰時を侍所別当に任じる [吾妻鏡]。

1219 承久 1(4.12) 己卯②

1-27 公暁，源実朝 (28) を殺す [吾妻鏡]。

2- 2 諦子内親王に封戸 75 戸を賜い，安芸国では 25 戸を当てる [(県)明月記]。

6- 3 宣旨を下し，九条道家の息頼経を鎌倉に下向させる [吾妻鏡]。

1220 承久 2 庚辰

この年，僧慈円，『愚管抄』を著わす [同書]。

1221 承久 3 辛巳⑩

5-15 後鳥羽上皇，諸国に北条義時追討の宣旨・院宣を下す《承久の乱》[承久記]。

6-15 幕府軍入京。後鳥羽上皇，義時追討の宣旨を撤回 [吾妻鏡]。

6-16 北条時房・同泰時，六波羅の館に駐在し，事を行う《六波羅探題》[吾妻鏡]。

7-13 幕府，後鳥羽上皇を隠岐国に遷す [吾妻鏡]。

7-26 幕府，山内宗俊の軍忠により，父重俊の備後国地毗荘地頭職を安堵 [山内 1]。

8- 9 三善康信没 (82) [吾妻鏡]。

8-21 幕府，勲功の賞として，平賀有信を安芸国安芸町村地頭職に補任 [小早川証文 552]。

8-27 幕府，勲功の賞として，金子某を安芸国温科村地頭職に補任 [毛利 1493]。

9- 6 幕府，熊谷直時を安芸国三入荘地頭職に補任 [熊谷 7]。

9-17 院宣を下し，大田荘での僧栄仁の狼藉を停止し，旧例により仏事を勤行させる [(県)宝簡集他 71]。

10-3 院宣を下し、安芸国を東大寺に付ける〔承久三年四年日次記〕。

10-8 世能荘官使清原宣景，同荘地頭代の非法狼藉を訴える〔(県)清原 1〕。

この年，藤原親実，巖島社神主となる〔(県)卷子本巖島 83〕。

1222 貞応 1(4.13) 壬午

4-19 幕府，巖島神社に安芸国千与末名地頭職を寄進〔(県)吾妻鏡〕。

11-11 備後国因島中荘公文清原守高，給田 8 段を宛行われる〔(県)因島村上 1〕。

1223 貞応 2 癸未

2-29 中宮大夫藤原公宣，安芸など 6 か国より大糧米 397 石余を受取る〔(県)壬生 6〕。

3-12 安芸国郡宇・竹原・生口島荘の荘官ら，承久の乱に京方として上洛したため，所職を没収される〔小早川証文 3〕。

3-18 安芸国巡察使平盛綱，三入荘地頭の検断権を安堵〔熊谷 9〕。

3-20 佐伯為弘，息為貞に妻保垣・高田原両別符と長田郷の地頭職を譲る〔閔閔録 58〕。

6-15 官宣旨を下し，新補地頭の得点を定める〔新編追加〕。

6- 都宇・竹原両荘の地頭得点を注進〔小早川証文 1〕。

9-16 幕府，三善康継・同康連に，大田荘の大田方・桑原方地頭職を安堵〔(県)宝簡集他 75〕。

11-29 備後国司ら，不勘佃田を申請〔(県)壬生 7〕。

12- 2 巖島神社炎上〔(県)巖島野坂 1862〕。

この年，北条政子，高野山に金剛三昧院を建立〔高野山文書〕。

1224 元仁 1(11.20) 甲申⑦

6-28 北条政子，同泰時・時房を將軍後見とする〔吾妻鏡〕。

8- 5 専修念仏を禁止〔歴代皇紀〕。

9-13 造営料所として，巖島神社に安芸国を付ける〔(県)巖島野坂 1862〕。

この年，親鸞，『教行信証』を撰する〔同書〕。

1225 嘉祿 1(4.20) 乙酉

7-11 北条政子没 (69)〔吾妻鏡〕。

9- 1 安那定親，春日版大般若經 (三原御調八幡宮蔵) を摺写し，娘と両親の供養をする〔(県)同奥書〕。

12-21 幕府，評定衆を置く〔吾妻鏡〕。

1226 嘉祿 2 丙戌

1-23 九条頼経を征夷大將軍に任じる〔公卿補任〕。

5-2 佐伯孝清，安芸国新勅旨田公文職に補任される〔(県)東寺百合2〕。

8-26 太政官の文殿火災，累代の文書など焼失する〔百鍊抄〕。

11-3 備後国に造酒司用途 115 石余の進納を命じる〔(県)平戸記〕。

1227 安貞 1(12.10) 丁亥⑧

4-23 幕府，西国の守護に悪党の鎮圧を命じる〔吾妻鏡〕。

この年，僧道元，宋より帰国《曹洞宗の伝来》〔永平寺文書〕。

1229 寛喜 1(3.5) 己丑

4-7 寛徳以後の新立荘園・加納田畠を停止〔條事定文書〕。

11-27 備後国吉備津宮焼亡〔百鍊抄〕。

1230 寛喜 2 庚寅①

7-3 巖島社神主藤原親実，文章生佐伯盛頼に命じ，惣公文とともに全社領の検注をさせる〔(県)御判物帖 28〕。

8-13 長沼宗政，嫡子時宗に備後国平野保以下の所領を譲る〔(県)皆川 1〕。

9-12 諸国の新立荘園を停止する〔(県)百鍊抄〕。

この年，備後国鞆浦地頭代，藁江荘の神人 2 人を殺害〔(県)宮寺縁事抄 1〕。

1231 寛喜 3 辛卯

2-13 幕府，三入荘への守護使入部を停止〔熊谷 10〕。

3-8 幕府，三入荘への神人乱入を停止〔熊谷 11〕。

この春，飢饉により，京中の道路には餓死者が充満〔民経記〕。

7- 諸国大飢饉，非常に多くの餓死者が出る《寛喜の大飢饉》〔明月記〕。

10-9 備後国宇田厨の駅家雑事を免除〔民経記〕。

11-16 巖島社々僧ら，関白藤原教実の第に群参し，奏状を捧げる〔同上〕。

11-21 幕府，地頭代野村真家に世能荘内の巖島社領市吉別符の押領停止を命じる〔(県)新出巖島 50〕。

1232 貞永 1(4.2) 壬辰⑨

3-15 巖島神社，今年より始行の將軍家祈祷御戸開節会の式目を注進〔(県)新出巖島 111〕。

8-10 幕府，御成敗式目（貞永式目）51 か条を制定し，この日施行する〔吾妻鏡〕。

閏 9-1 幕府，西国の堺相論につき，国領・荘園は国司・領家らの沙汰とする〔吾妻鏡〕。

1233 天福 1(4.15) 癸巳

5-28 親元法師，三入荘の所務相論につき，公文職・惣遣捕使職・犯科人などのことは地

頭の進止と証言〔熊谷 14〕。

6- 高野山，幕府に大田荘本郷・山中郷地頭らの新儀非法を訴える〔(県)御影堂文庫 7〕。

8-7 院宣を下し，備後國小童保以下祇園社領4ヶ保の大嘗会役を免除〔(県)建内 2〕。

この年，源行光 15 回忌の追善のため，木造阿弥陀如来立像（瀬戸田耕三寺蔵）造立される〔同胎内願文〕。

1234 文暦 1(11.5) 甲午

1- 大田荘山中郷地頭三善康連，高野山に毎年の預所代改易の停止を訴える〔(県)金剛峯寺 1〕。

2-13 六波羅，大田荘地頭に年貢運送の乱妨停止を命じる〔(県)宝簡集他 81〕。

6-30 宣旨を下し，専修念仏を禁止〔高祖遺文録〕。

1235 嘉禎 1(9.19) 乙未⑥

1-17 感神院政所，法橋円栄を小童保の保司職に補任し，子々孫々の相伝領掌を安堵〔(県)建内 3〕。

3-20 巖島社造営遅滞のため，安芸国を社家に付け，内外宮の竣工を急がせる〔(県)新出巖島 96〕。

5-9 幕府，藤原親実を安芸守護職に補任する〔(県)新出巖島 130〕。

6-5 幕府，安芸守護親実に安南郡・原郷地頭職以下の守護領を安堵〔(県)新出巖島 31〕。

7-6 幕府，熊谷直時と弟祐直の相論を裁許し，祐直に三入荘の三分の一地頭職を安堵〔熊谷 15〕。

10-25 幕府，大田荘の所務につき，高野山・地頭双方に三善康信雑事置文 10 簡条の遵守を命じる〔(県)宝簡集他 82〕。

11-12 安芸守護親実，三入荘地頭得分田畠以下を，熊谷直時と弟祐直に三分の二と三分の一ずつ配分〔熊谷 16〕。

12-9 巖島社内宮木作始〔(県)巖島野坂 1862〕。

12-14 巖島社外宮木作始〔同上〕。

この年，小早川茂平，沼田荘内に不断念仏堂を建立〔小早川証文 4・35〕。

1236 嘉禎 2 丙申

8-17 安那定親の発願により，阿弥陀経版木（三原御調八幡宮蔵）成る〔(県)同刊記〕。

9-4 幕府，地毗荘本郷の所務につき，預所僧盛尊と地頭山内重俊の和与を安堵〔山内 2〕。

10-5 幕府，興福寺衆徒の荘園を没収。大和国に守護・地頭を置き，奈良の出入を禁止〔吾妻鏡〕。

10-13 巖島社外宮の造営成り，遷宮〔(県)巖島野坂 1862〕。

11-14 幕府，興福寺衆徒の鎮静により，大和国の守護・地頭を廃止〔吾妻鏡〕。

11-22 安那氏の発願により、法華経普門品版木（三原御調八幡宮蔵）成る〔(県)同奥書〕。

1237 嘉禎3 丁酉

3-20 巖島社内宮の荘巖調度用途・金銅金物などの注文を注進〔(県)野坂 313-1・2・3〕。

3-24 沙弥得阿弥陀仏、新勅旨田の預所職に補任される〔(県)東寺百合 3〕。

3- 巖島社神人、安摩荘内で新儀に同社造営の材木引夫役を徴発する〔(県)新出巖島 104〕。

5-18 安摩荘の巖島社材木引夫役を免除〔(県)御判物帖 37〕。

5-21 安那定親の発願により、金剛寿命陀羅尼経版木（三原御調八幡宮蔵）成る〔(県)同刊記〕。

7-7 幕府、大田荘預所と地頭の相論を裁許。所務は三善康信の時の例・置文を、田畠在家は新検注目録を遵守させる〔(県)興山寺 1〕。

11-5 安芸国多治比保の造巖島社役人夫を免除〔(県)御判物帖 38〕。

11-19 平賀念仏、深沢有経に安芸町村地頭職以下を譲る〔小早川証文 553〕。

1238 暦仁1(11.23) 戊戌②

4-17 巖島神社、廻廊の造・未造を注進〔(県)新出巖島 97〕。

6-19 幕府、京都に箒屋を置き、群盗を防止〔百鍊抄〕。

9-26 平秀家、安芸国能美荘別府方公文職に還補される〔閔閱録 70〕。

9- 巖島社神官ら、幕府に半不輪の世能荘内市吉別符の還付を請う〔(県)新出巖島 50〕。

11-11 これより先、沼田荘地頭小早川茂平、領家西園寺公経に、不断念仏堂の仏餉灯油修理料所として、塩入荒野の開発を申請。公経、これを承認〔小早川証文 4〕。

12-18 幕府、六斎日の殺生を禁じる〔吾妻鏡〕。

1239 延応1(2.7) 己亥

1- 巖島神社、竣工した内外宮の殿舎を注進する〔(県)安芸国徴古雑抄 74〕。

2-20 藤原頼経、巖島神社に釵1腰を奉納する〔(県)御判物帖 30〕。

2-22 後鳥羽上皇、隠岐国で没する(60)〔百鍊抄〕。

7-1 幕府、佐伯為貞に妻保垣・高田原両別符と長田郷の地頭職を安堵〔閔閱録 58〕。

9-26 幕府、藤原遠忠を備後国高洲社地頭職に補任〔(県)譜録・高洲長左衛門 1〕。

12-25 官符を下し、尊性法親王の附嘱に任せ、尊守法親王に備後国有福・垣田両荘など荘園 19 か所を安堵〔(県)門葉記〕。

1240 仁治1(7.16) 庚子⑩

10- 巖島神社、内外宮の造畢・未造の殿舎を注進する〔(県)巖島野坂 1861〕。

閏 10-7 任官の功 3 万疋を募り、巖島社遷宮神宝用途に宛てさせる〔(県)新出巖島 106〕。

閏 10-11 幕府、安芸国都宇・竹原両荘の領家・地頭の相論を裁許し、検注による得分の確

定、公文職・惣追捕使職の地頭進止、汕河得分の折半以下を下知する〔小早川証文 5〕。

11-2 藤原頼経、巖島神社に釵 1 腰を奉納する〔(県)御判物帖 31〕。

1241 仁治 2 辛丑

6-17 太政官、巖島神社の遷宮日時を定める〔(県)新出巖島 57〕。

7-17 巖島社内宮遷宮〔(県)新出巖島 107〕。

7- この後、巖島神社、安芸国務を上表する〔(県)新出巖島 107〕。

この年、安芸田沼田新荘の正検注を行う〔小早川証文 8〕。

1242 仁治 3 壬寅

1-26 巖島社政所、百姓守末の自由張行を停止し、大墓名主佐伯景貞に従わせる〔(県)野坂 326〕。

2-28 藤原頼経、巖島神社に釵 1 腰を奉納する〔(県)御判物帖 32〕。

3-12 安摩荘内江田島の荘官百姓ら、巖島社神主に、小公文紀為宗殺害の宮内荘住人 2 人の引渡しを求める〔(県)卷子本巖島 71〕。

3- 宣陽門院庁、東寺に安芸国新勅旨田を寄進〔(県)東寺百合 4〕。

6-11 山内重俊没 (86)〔山内首藤氏系図〕。

6-15 北条泰時没 (60)〔平戸記〕。

12-28 官符宣を下し、祇園社執行感円が門弟に小童保々司職を相伝させることを安堵〔(県)社家条々記録〕。

1243 寛元 1(2.26) 癸卯⑦

2-23 藤原頼経、巖島神社に釵 1 腰を奉納する〔(県)御判物帖 36〕。

2- 沼田荘惣地頭小早川茂平ら、仁治 2 年の沼田新荘正検注目録を注進〔小早川証文 8〕。

11- 安芸国司藤原為範、巖島社半不輸地井原村を一円社領として、未造舎屋などの造営に宛てさせる〔(県)新出巖島 107〕。

12- 7 凡氏女、周防制多迦丸に、安芸国平田宮荘と同福光名を譲る〔吉川 1137〕。

この年、修造料所として、東寺に安芸国を付ける〔(県)東宝記〕。

1244 寛元 2 甲辰

7-14 小早川景平没〔沼田小早川家系図〕。

8- 2 六波羅、高野山の訴えにより、大田荘地頭代康経の違乱を停止〔(県)宝簡集他 98〕。

1245 寛元 3 乙巳

1- 9 幕府、六波羅に西国の諸社神人の狼藉を停止させる〔吾妻鏡〕。

2-29 藤原頼経、巖島神社に釵 1 腰を奉納する〔(県)御判物帖 33〕。

3-28 幕府，安芸国佐東郡八木村地頭と同村住人・天台末五箇寺前預所らとの相論を裁許し，地頭方に狼藉を働いた住人・僧侶の関東召下しと処罰を命じる〔(県)香川 1〕。

10-27 六波羅，大神宝使下向につき，安芸守護代に違乱のなきよう命じる〔(県)新出巖島 60〕。

11-13 蔵人所，巖島神社に神宝一備を送る〔(県)新出巖島 79〕。

11-13 後嵯峨天皇，巖島補社に祈念祝詞を奉納〔(県)安芸国徴古雑抄 76〕。

11-21 幕府，小早川茂平に都宇・竹原両荘の地頭職を安堵〔小早川証文 9〕。

12-15 木造仁王立像(福山福盛寺蔵)成る〔(県)胎内墨書銘〕。

1246 寛元 4 丙午④

2-21 藤源頼嗣，巖島神社に釵 1 腰を奉納する〔(県)新出巖島 81〕。

5-21 安芸国司某，左近将監遠兼に，府中・戸坂の久武名 9 段と戸坂門田内今富名 9 段を交換させる〔(県)巖島野坂 1745〕。

11-3 初めて院評定を行う〔葉黄記〕。

11-3 幕府，小早川季氏に沼田新荘内の椋梨・大草・和木・福田・高崎郷地頭職を安堵〔小早川 94〕。

1247 宝治 1(2.28) 丁未

6-5 北条時頼，三浦泰村を討つ《宝治合戦》〔吾妻鏡〕。

7- 造外宮主典頼高，大田荘以下備後・紀伊両国の高野山領荘園の役夫工米対捍を訴える〔(県)宝簡集他 99〕。

8-3 北条時頼，僧道元を鎌倉に招く〔永平広録〕。

この年，備後・伊賀両国を祇園社修理料所に寄せる〔(県)社家条々記録〕。

1248 宝治 2 戊申⑫

2-3 沼田荘々官ら，梨子羽郷内乃力名の万雑公事を停止し，藁沼寺の修理料に宛てさせる〔(県)楽音寺 1〕。

5- 巖島神社，社頭番の御子条々を制定する〔(県)巖島野坂 1665〕。

9-3 地毗荘西林預所の代官，不法により，領家蓮華王院に召籠められる〔(県)黄葉記〕。

10-25 武田信光没(87)〔(県)甲斐信濃源氏綱要〕。

閏 12-23 幕府，地頭と百姓の訴訟の書式を定める〔吾妻鏡〕。

1249 建長 1(3.18) 己酉

11-26 東寺長者，六波羅に高野山の太田荘地頭代非法の訴えを吹挙〔(県)宝簡集他 101〕。

1250 建長 2 庚戌

- 4-2 佐伯為貞，息為久に妻保垣・高田原両別符と長田郷の地頭職を譲る〔閔閔録 58〕。
4-29 幕府，地頭・地主の挙状のない庶民の直訴を禁じる〔吾妻鏡〕。

1251 建長 3 辛亥⑨

- 10- 巖島社楽頭佐伯道清，神主に座帯・楽所奉行のことを訴える〔(県)巖島野坂 1560〕。
11-21 蔵人所，巖島神社に神宝一備を送る〔(県)安芸国徴古雑抄 80〕。

1252 建長 4 壬子

- 2-14 東寺講堂で長日行法を始行し，新勅旨田・伊与国弓削島などを料所に宛てる〔(県)東宝記〕。
2-20 幕府，宗尊親王の迎立を奏請する〔吾妻鏡〕。
11- 沼田荘惣地頭小早川茂平ら，同本荘方の正検注目録を注進〔小早川証文 10〕。
この年，『十訓抄』成る〔同書〕。

1253 建長 5 癸丑

- 4-20~22 将軍・執権ら，巖島神社へ巻数返事を送る〔(県)御判物帖 40・41・42〕。
4-28 僧日蓮，安房国清澄寺で立教開宗〔日蓮上人註画讃〕。
5- 小早川茂平・長井泰重ら，新日吉社の小五月会に流鏝馬を奉納〔(県)新出巖島 112〕。
10- 1 幕府，諸国郡郷荘園の地頭代が沙汰すべき検断法規を定める〔式目追加条々〕。

1256 康元 1(10.5) 丙辰

- 7- 3 幕府，天野景経に安芸国志芳荘西村地頭職以下を安堵〔(県)尊経閣文庫 1〕。
この年，小早川茂平，同国平が切出し，沼田川を下した比曾 3000 支を押領〔小早川 115〕。

1257 正嘉 1(3.14) 丁巳⑧

- 2-22 安芸国を太政官庁造営料国に付ける〔(県)建内記〕。
5-11 小早川茂平・長井泰重ら，新日吉社の小五月会に流鏝馬を奉納〔(県)経俊卿記〕。
7- 6 幕府，小早川国平の譲りに任せ，息僧良円に沼田新荘内の名田を安堵〔小早川 95〕。

1258 正嘉 2 戊午

- 7-19 小早川茂平，息政景に都宇・竹原両荘の地頭・公文職以下を譲る〔小早川 52〕。
12-23 幕府，山内時業に地毗荘原下村地頭職以下を安堵〔山内 31〕。

1259 正元 1(3.26) 己未⑩

- 2- 9 幕府，諸国飢饉のため，浪人が山野河海で食糧を求めることを認める〔新式目〕。
6-18 幕府，重事を除き，六波羅探題に西国の雑訴を裁許させる〔新編追加〕。

11-20 尼平氏，嫡子佐伯孝清に新勅旨田公文職以下を譲る〔(県)白河本東寺百合 1〕。

1260 文応 1(4.13) 庚申

7-15 小早川季康，長春女腹の子に沼田新荘内吉名浦・草井・黒谷の地頭職を譲る〔小早川証文 510〕。

7-16 僧日蓮，北条時頼に『立正安国論』を献じる〔同書〕。

1261 弘長 1(2.20) 辛酉

4-13 藤原二子，月水が長引くため，巖島神社に加護を析る〔(県)巖島野坂 1791〕。

5-12 幕府，僧日蓮を伊豆国伊東に配流〔日蓮上人註画讃〕。

6- 4 安芸国，春日社造替料国につき，同若宮社正遷宮雑事を送る〔(県)祐植記抄，(県)千鳥 1〕。

1262 弘長 2 壬戌⑦

2- 4 西大寺叡尊，幕府の要請で関東に下向〔関東往還記〕。

11-26 僧親鸞没(90)〔親鸞伝絵〕。

この年，幕府，年紀法・負物利子法などを定める〔新編追加〕。

1263 弘長 3 癸亥

5- 幕府，僧日蓮の罪を許す〔日蓮上人註画讃〕。

7-20 幕府，熊谷祐直と兄直時の相論を裁許し，祐直に三入荘の佐東倉敷三分の一を安堵〔熊谷 18〕。

8-10 幕府，將軍上洛のため，香川氏に進物所臨時用途 2 貫文の用意を命じる〔(県)香川 3〕。

8- 諸国に台風の被害あり〔吾妻鏡〕。

11-22 北条時頼没(37)〔吾妻鏡〕。

この年，新勅旨田で内検が行われる〔(県)東寺百合 7〕。

1264 文永 1(2.28) 甲子

3-12 幕府，小早川政景に都宇竹原両荘の地頭職以下を安堵〔小早川 53〕。

4-20 幕府，政景に在京役の勤仕を命じる〔小早川証文 12〕。

4-26 幕府，備前・備後両国御家人に田麦所当の徴収を禁じる〔(県)新編追加〕。

5- 2 延暦寺衆徒，園城寺の戒壇建立を怒り，堂宇を焼く〔外記日記〕。

5-27 幕府，熊谷直時と弟祐直の相論を裁許し，三入荘以下の所領を三分して，祐直にその一を選ばせる〔熊谷 19・20〕。

この頃，西国では二毛作が普及。

1265 文永 2 乙丑④

- 3-25 山内宗光，嫡子経清に地毗莊河北郷本門田 3 町余以下の地頭職を譲る〔山内 501〕。
- 3- 周防国清綱作の太刀（宮島巖島神社蔵）成る〔同陰刻銘〕。
- 6-21 楽音寺院主頼春，僧定一に西方承仕職三分の二を譲る〔(県)芸藩通志楽音寺 1〕。
- 12-23 諸国々司の一任検注を改め，二任 1 回とする〔外記日記〕。

1266 文永 3 丙寅

- 4- 9 幕府，小早川茂平と同定平の相論を裁許。公文職を除き，茂平の沼田新莊介入を停止する〔小早川 115〕。

1267 文永 4 丁卯

- 5-29 源頼智，娘千与楠に内部莊福原分国弘名を譲る〔毛利 1517〕。
- 6- 1 幕府，藤原重遠に高洲社半分地頭職を安堵〔(県)譜録・高井小左衛門 4〕。
- 8- 僧忍性，鎌倉極楽寺住持となる〔忍性菩薩行状略頌〕。
- 10-27 幕府，山内俊家と弟時通らとの相論を裁許し，時通らに地毗莊内 4 か所を安堵〔山内 7〕。

1268 文永 5 戊辰①

- 1- 蒙古使黒的，大宰府に至り，国書・方物を献じて通好を求める〔鎌倉年代記〕。
- 2-19 朝議で蒙古返牒を不可とする。このため，幕府，黒的らを帰国させる〔深心院関白記〕。
- 2-27 幕府，蒙古襲来に備え，讃岐国などの御家人に防備を命じる〔新式目〕。
- 3-23 東寺で仁王経法を修し，異国降伏を祈る〔東宝記〕。
- 7- 7 僧性恵房，巖島神社経蔵に，一切経のうち不足している 40 卷を施入〔(県)巖島野坂 1673〕。
- 7-17 延暦寺で異国降伏の祈祷をする〔天台座主記〕。
- 7-18 幕府，吉川経高に安芸国大朝本莊枝村内門田を安堵する〔吉川 212〕。
- 11-18 大朝莊を延暦寺西塔興隆の料所に付ける〔(県)天台座主記〕。

1269 文永 6 己巳

- 4- 2 僧仙覚，「万葉集抄」を撰する〔同書〕。
- 4- 新勅旨田雑掌平光景，守護代武藤時定らによる寺領の押領を訴える〔(県)東寺百合 9，(県)白河本東寺百合 2〕。

1270 文永 7 庚午⑨

6-13 幕府，山内時業の譲りに任せ，娘亀鶴女に地毗莊原下村以下の地頭職を安堵〔山内33〕。

7-15 毛利経光，息時親に吉田莊以下の地頭職を譲る〔毛利2〕。

12-21 大田莊桑原方の預所・地頭，所務につき和与し，旧例遵守と新田畠検注などを決める〔(県)宝簡集他104〕。

1271 文永8 辛未

2- 安芸国入江保田所久弘，参洛し，頼重の押妨で田畠8町余が滅失したと注進〔(県)壬生17〕。

6-15 九重石塔（福山鞆弁天島）成る〔(県)同陰刻銘〕。

7- この頃，新勅旨田雑掌平保綱，重ねて守護代武藤時定の押領を訴える〔(県)東寺百合10・12〕。

9-19 元使趙良弼ら，筑前国今津に着き，入京を計るが却けられる〔五大帝王物語〕。

1272 文永9 壬申

8-3 市夜叉丸，32石で新勅旨田を請負う〔(県)東寺百合13〕。

10-20 幕府，安芸守護武田信時をはじめ諸国に田文の調進を命じる〔閥閥録58〕。

12- 尼覚信・本願寺を創建し，父親鸞の御影を安置〔大谷本願寺通紀〕。

1273 文永10 癸酉⑤

3-19 これより先，開田莊雑掌，阿土熊野莊住人の狼藉を訴える。勘解由次官某，小槻有家に尋沙汰を命じる〔(県)壬生13〕。

8-12 長井泰茂，備後国長和莊の下地中分に同意〔(県)田総1〕。

8-20 幕府，世能荒山莊雑掌の地頭代非法の訴えにつき，六波羅に裁許を命じる〔(県)壬生15〕。

10-5 周防制多迦丸，息親基に安芸国寺原莊内平田宮莊以下を譲る〔吉川1138〕。

1274 文永11 甲戌

1-8 安芸守護武田信時，田文作成のため，佐伯為久に長田郷の田畠員数・領主交名などを注進させる〔閥閥録58〕。

1-29 僧寛鑊，阿弥陀経6巻（福山鞆安国寺蔵）を供養する〔(県)同奥書〕。

2-9 僧寛覚らの勧進により，木造善光寺如来像（福山鞆安国寺蔵）の造立を始める〔胎内墨書銘〕。

3-6 僧寛鑊，父の報恩のため，血経1巻を含む阿弥陀経6巻を木造善光寺如来像（福山鞆安国寺蔵）胎内に奉納〔(県)同袖書〕。

4- 沙弥阿仏，入江保の未進を勧進し，田畠4町余の滅失を否定する〔(県)壬生17〕。

5-12 僧日蓮，身延山久遠寺を創建〔日蓮上人註画讃〕。

この夏，僧一遍，時宗を開く〔一遍上人絵伝〕。

10-5 元・高麗軍，対馬に来襲〔八幡愚童訓〕。

10-20 少弐・菊池両氏，上陸した元軍と戦い，水城城に退く。ついで，大風により元の軍船 200 余艘漂没《文永の役》〔八幡愚童訓〕。

11-1 幕府，蒙古襲来の報により，信時に安芸国下向と防戦を命じる〔(県)東寺百合 14〕。

11- 幕府，異国降伏のため，厳島神社に釵 1 腰を奉納〔(県)新出厳島 63〕。

12-21 管崎宮造営料所として，安芸・筑前両国を付ける〔宮寺縁事抄〕。

この年，絹本仏涅槃図（尾道浄土寺蔵）成る〔(県)同軸木墨書銘〕。

1275 建治 1(4.25) 乙亥

2- 幕府，異国警固番役を定める〔比志島文書〕。

5-12 幕府，長門国警固に周防・安芸を寄せ，安芸守護武田信時に命じ，蒙古襲来の時は 3 国で相共に防戦させる〔(県)東寺百合 18〕。

5-20 幕府，備後国を加えた 4 か国で長門国の要害を警固させる〔(県)東寺百合 21〕。

5-21 東寺供僧ら，守護代の新勅旨田押領を訴える〔(県)東寺百合 22〕。

6-14 僧相尊，『出三蔵記集録』（三原御調八幡宮蔵）を賀茂郡萩原郷斗山寺で書写〔(県)同奥書〕。

12- 幕府，来春の異国征伐のため，信時らに命じ，山陽・山陰道などの梶取・水夫を博多に送らせる〔(県)東寺百合 26〕。

12-18 木造法燈国師坐像（福山鞆安国寺蔵）成り，僧覚心偈文を認める〔同偈文奥書〕。

1276 建治 2 丙子③

8-24 幕府，長門国警固のため守護武田信時に命じ，安芸国の本所一円地の住人をも動員させる〔(県)東寺百合 34〕。神官と号して，井原村地頭高藤二入道が警固役を忌避するを停止〔(県)東寺百合 35〕。

1277 建治 3 丁丑

5-6 佐伯助広，息助高に厳島神社陪従兄部職・人長免を譲る〔(県)所 4〕。

12- 触穢により，備後・阿波両国を祇園社神殿の造替料所に付ける〔(県)祇園社記〕。

1278 弘安 1(2.29) 戊寅⑩

7-27 葉室頼親，興福寺の訴えにより，安芸国に配流される〔一代要記〕。

10-7 六波羅，厳島社供僧らの訴えにより，播磨国神部荘地頭代定章に未進の引声用途米 73 石を究済させる〔(県)御判物帖 43〕。

10-14 光阿弥陀仏の息吉近ら，尾道浄土寺境内に宝塔を造立〔(県)同陰刻銘〕。

この秋、僧一遍、巖島神社に参詣〔(県)一遍上人年譜略〕。

11- 元帝世祖，日本商船の交易を許す〔元史〕。

12-15 平賀惟長，弟惟致に安芸国高屋保以下を譲る〔平賀 128〕。

1279 弘安 2 己卯

この年，長日大般若・常燈料所として，祇園社に備後国三谷郡を付ける〔(県)祇園社記〕。

1280 弘安 3 庚辰

9- 5 沙弥光念，息久王丸に新勅旨田公文職以下の所領を譲る〔(県)東寺百合 37〕。

12- 8 幕府，鎮西の守護・御家人らに命じ，同心協力して外寇に備えさせる〔大友文書〕。

1281 弘安 4 辛巳⑦

1-18 某，沼田莊梨子羽郷の正検の出田 1 町 5 段を楽音寺に寄せ，僧戒乗の沙汰とする〔(県)楽音寺 14・15〕。

6- 6 高麗軍，筑前国志賀島などに来襲。ついで，元軍 10 万来寇し，肥前国鷹島に拠る〔八幡愚童訓〕。

7-10 佐伯為久，娘姫松に妻保垣・高田原両別符と長田郷地頭職を譲る〔閩閩録 58〕。

閩 7- 1 大風雨で元・高麗兵船の多くが漂没《弘安の役》〔八幡愚童訓〕。

閩 7-11 幕府，児玉延行らに命じ，息を安芸国の所領に下向させ，長門国で元軍の防戦にあたらせる〔閩閩録 19 他〕。

12-28 幕府，山内通茂に備後国津田・敷名両郷以下の地頭職を安堵〔(県)竹内文平 1〕。

1282 弘安 5 壬午

2-23 左衛門尉住清，巖島神社に法服 16 具を送る〔(県)野坂 332〕。

3-15 行阿，墓沼寺興隆のため，沼田莊梨子羽郷内乃力名を寄進〔(県)墓沼寺 1〕。

10-13 僧日蓮没(61)〔日蓮上人註画讃〕。

この頃，安北郡飯室村地頭遠藤氏，応輸田・郡司林の押領を続け，訴えられる〔兼仲卿記裏文書〕。

1283 弘安 6 癸未

3- 新預所某，30 石で新勅旨田を請負う〔(県)東寺百合 38〕。

8- 僧無住，『沙石集』を著わす〔同書〕。

10-14 佐伯親盛巖島神社で白檀の等身大日如来像を供養し，弥山に安置〔(県)野坂 341〕。

12-20 幕府，佐伯為久の譲りに任せ，娘姫松女に妻保垣・高田原両別符と長田郷の地頭職を安堵〔閩閩録 58〕。

1284 弘安 7 甲申④

4-4 北条時宗没 (34) [鎌倉年代記]。

11-27 幕府, 大田荘桑原方の所務について裁許 [(県)宝簡集他 117]。

1285 弘安 8 乙酉

2- 伊勢造宮所, 新勅旨田に役夫工米の進済を求める [(県)白河本東寺百合 4]。

3- 法隆寺で初めて「17 条憲法」が開板される [同刊記]。

11-17 北条貞時, 安達泰盛一族を討つ《霜月騒動》[保暦間記]。

1286 弘安 9 丙戌⑫

4-14 僧淵信, 幕府で大田荘の訴訟を終え, 高野山宝蔵に諸証文を返却する [(県)宝簡集他 108]。

5-3 幕府, 平賀惟致に高屋保以下の所領を安堵 [平賀 1]。

5- 高野山, 伊勢造宮所が大田荘で役夫工米を譴責するため, 院庁に訴える [(県)宝簡集他 109]。

6-24 院宣を下し, 大田荘の役夫工米を免除 [(県)御影堂文庫 18]。

10-19 巖島神社の大鳥居再建成立 [(県)巖島野坂 1562]。

10-29 幕府, 北条実政に安芸国苅田久武郷他 1 か所を宛行う [(県)正閏史料外編 1]。

12-28 六波羅, 高野山に大田荘山中郷の所務を安堵 [(県)宝簡集他 117]。

1287 弘安 10 丁亥

1-18 宋人謝復生, 周防国楊井上品寺で大般若経 600 卷 (三原正法寺蔵) の書写を終える [(県)同奥書]。

3-27 伊勢造宮所, 安芸国公田分催使に命じ, 新勅旨田の外宮役夫工米催徴を停止させる [(県)東寺百合 41]。

9-21 幕府, 佐東川の河手・鶴船と倉敷につき, 三入荘一方地頭熊谷頼直と佐東郡地頭武田泰継の相論を裁許 [熊谷 197]。

この年, 僧一遍, 備後国一宮に参詣し, ついで巖島神社に詣でる。[(県)一遍聖絵]。

1288 正応 1(4.28) 戊子

4-12 幕府, 沼田荘雑掌と同荘梨子羽郷地頭代の相論を裁許し, 新門田の免否は雑掌の意に任せ, 楽音寺々内の田地はその締を停止させる [(県)楽音寺 3]。

11-21 幕府, 在京奉公の賞として, 小早川政景に備前国裳懸荘地頭職を宛行う [小早川 29]。

12-5 深沢有経, 息信経に安芸町村地頭職以下を譲る [小早川証文 554]。

1289 正応 2 己丑⑩

1-23 田所遠兼，次の惣領資賢に，船所惣税所職以下の所領や所従などを記した置文を残す〔(県)田所2〕。

2-9 武田信時没(69)〔(県)甲斐信濃源氏綱要〕。

2-16 小早川政景，息政宗に都宇荘地頭職・同所職以下を譲る〔小早川54〕。

8-23 僧一遍没(51)〔一遍聖絵〕。

10-9 幕府，藤井経継と弟茂久らとの相論を裁許し，沼田荘内浄仏跡を再配分，経継にも得分を分与させる〔小早川証文573〕。

10-29 幕府，諸国一宮に釧馬を奉納。安芸国については，守護名越宗長に沙汰を命じる〔(県)新出巖島83〕。

1290 正応3 庚寅

3-10 浅原為頼父子，禁中に乱入し，天皇の殺害を計る〔一代要記〕。

4-15 尼浄蓮，三重宝塔建立の助成として，楽音寺に本門田内1町を寄進〔(県)楽音寺26〕。

5-6 備後国泉荘踊喜村地頭尼の息源景頼，為頼父子の狼藉につき，六波羅に着到状を提出〔毛利1506〕。

1291 正応4 辛卯

2-19 尼浄蓮，楽音寺に寄進地1町の坪付を進め，院主浄地房の沙汰とする〔(県)楽音寺27・58〕。

1292 正応5 壬辰⑥

1- 梨子羽郷地頭尼浄蓮代，前院主隆憲の訴えにつき，楽音寺の院主職改補以下は地頭の進止であると陳弁〔(県)楽音寺5〕。

2-28 五重石塔(府中青目寺蔵)成る〔(県)同陰刻銘〕。

5-9 巖島社神官ら，未造舎屋の造営のため，再び井原村を一円社領とせんことを請う〔(県)新出巖島108〕。

8-11 綸旨を下し，石清水八幡宮に備後国神村荘を安堵〔(県)石清水八幡宮3〕。

9-13 巖島神社，臨時祭を行う〔(県)新出巖島164〕。

この年，藤原親範，巖島社神主の父親宣の病氣平癒を謝し，同社宝前に33首の和歌を奉納〔同奥書〕。

1293 永仁1(8.5) 癸巳

2-9 『竹崎季長絵詞』成る〔同奥書〕。

2- 幕府，異国降伏祈祷のため，諸国一宮に釧馬を奉納。守護名越宗長に安芸国の沙汰を命じる〔(県)御判物帖44〕。

3-20 幕府，宗長に命じ，異国降伏祈願の大般若経転読・神楽用途12貫文を巖島神社へ送

らせる〔(県)御判物帖 45〕。

3- 幕府，鎮西探題を置く〔島津家文書〕。

4-13 鎌倉大地震，死者2万人余に及ぶ〔武家年代記裏書〕。

4-16 幕府，異国降伏祈祷のため，巖島神社に神物を奉納〔(県)御判物帖 46〕。

7-11 僧増真，25石で新勅旨田預所職を諸負う。東寺供僧豪兼，請人となる〔(県)東寺百合 54〕。

7-18 幕府，異国降伏祈祷のため，巖島神社に因幡国船岡郷半分・新莊村半分地頭職を寄進〔(県)巖島野坂 1793〕。

この年，新勅旨田で内検を行う〔(県)白河本東寺百合 8〕。

1294 永仁 2 甲午

3-28 幕府，巖島社神主藤原親宣に桑原新莊と志道原平良両莊預所職・井原村を安堵〔(県)御判物帖 51〕。

4-7 沙弥如道，新勅旨田預所増真の雑掌として，東寺供僧らに年貢25石の未進なきを誓う〔(県)東寺百合 56〕。

6-3 憎快賢の発願により，木造仁王立像(広島不動院蔵)の造立を始める〔(県)同胎内墨書銘〕。

7- 十三重石塔(瀬戸田光明坊蔵)成る〔(県)同陰刻銘〕。

9-1 雑掌如道，洪水による損亡を上申。東寺供僧ら，この申入れを拒否。ついで如道ら，本請人豪兼に辞意を伝える〔(県)東寺百合 57・61〕。

9-29 幕府，天野顕政に安芸国志芳莊西村地頭職以下を安堵〔(県)尊経閣文庫 2〕。

9-30 東寺供僧ら，本請人豪兼に対し，新勅旨年貢の早急の究済を求める〔(県)東寺百合 62〕。

10-27 幕府，深沢信経に安芸町村以下を安堵〔小早川証文 555〕。

この年，新勅旨田の内検を行う〔(県)東寺百合 63〕。

1295 永仁 3 乙未②

3-29 山内時通，嫡子通綱に地毗莊内本郷・同公文職，高山門田地頭職以下を譲る〔山内 10〕。

9- 幕府，北条実政を鎮西探題に任じる〔歴代編年集成〕。

11- 本願寺覚如，『親鸞伝絵詞』を撰する〔同奥書〕。

1296 永仁 4 丙申

2-3 鎌倉鶴岡八幡宮焼亡〔鶴岡社務記録〕。

7- 法光明院，世能莊他9か莊に孟蘭盆供料を課す〔(県)壬生 19〕。

8-14 佐伯清基，新勅旨田公文職に補任される〔(県)教王護国寺 41〕。

9-21 源足，27石5斗で新勅旨田預所職を請負う〔(県)東寺百合 66〕。

9-27 綸旨を下し，安芸国佐東河上社・武清保を僧頭舜の門弟に相伝させる〔(県)祇園社記〕。

10-24 小早川景政，実子政宗に都宇荘地頭職以下を譲る〔小早川 54〕。

この年，新勅旨田の内検を行う〔(県)東寺百合 68〕

この年，吉田荘の領家・地頭が下地中分を行う〔(県)祇園社記〕。

1297 永仁 5 丁酉^⑩

3-5 綸旨を下し，東寺修造料として安芸国を還付し，大小国役を免除〔(県)東寺百合 70〕。

3-6 幕府，地頭御家人の売却地を本主に返付させ，越訴・質券売買地・利銭出挙の訴訟を停止《永仁の徳政令》〔新式目〕。

4-24 綸旨を下し，高田郡祢村郷への松崎八幡宮の違乱を停止〔(県)東寺百合 72〕。

6-8 僧宗全，新勅旨田雑掌に補任され，同所を年貢 30貫文で請負う〔(県)東寺百合 74〕。

7- 法光明院，世能荘以下 9か荘に盂蘭盆供料を課す〔(県)壬生 20〕。

9-12 宣旨を下し，安芸国を永代の東寺修造料国とし，承久以後の新土居・門田などを含めた一国平均の国検を認める〔(県)白河本東寺百合 9〕。

10-6 僧淵信，大田荘大田方の預所職に補任される〔(県)宝簡集他 121〕。

10-22 梨子羽郷地頭尼某，僧頼実と僧頼賢の相論を裁許。頼賢に墓沼寺院主職を安堵〔(県)東禅寺 1〕。

10-27 これより先，尼覚生ら，弟小早川景宗が父景政の実子でないと幕府に提訴。幕府，景宗より都宇荘以下を収公〔小早川証文 285〕。

11-15 平賀惟致，嫡子貞泰に高屋保以下を譲る〔平賀 129〕。

この年，都宇荘，鎌倉建長寺に寄進される〔小早川証文 285〕。

1298 永仁 6 戊戌

2-28 幕府，永仁の徳政令を廃止〔新編追加〕。

2-29 佐伯光清，新勅旨田公文職を安堵され，東寺供僧らに公平の沙汰を誓う〔(県)東寺百合 77・78〕。

4-10 幕府，西大寺以下 34か寺を將軍家祈願所とする〔西大寺文書〕。

4-16 新熊野社領三入本荘の地頭・雑掌和与し，領家方に割いた田 8町の他は地頭の進止とする〔熊谷 25〕。

4-18 小早川雅平没〔沼田小早川家系図〕。

5- 和与により，三田新荘上村と下村の堺が決まる〔(県)永井 1〕。

12-20 幕府，藤原親範に巖島社神主職・同社領・京鎌倉の屋地以下を安堵〔(県)御判物帖 52〕。

1299 正安 1(4.25) 己亥

6- 7 幕府，小早川定平と同一正丸代の相論を裁許し，異国警固役を勤めた一正丸に，惣領定平への鎌倉番役用途負担を免除〔小早川 97〕。

6-27 院宣を下し，祢村の松崎八幡宮造営料所を止め，国衙に還付〔(県)東寺百合 81〕。

8-23 『一遍聖絵』成る〔同書〕。

11-21 院宣を下し，備後国福田荘他 1 荘を徳林院に付ける〔(県)葛川 1〕。

1300 正安 2 庚子⑦

2-28 佐伯景重，巖島社大行事職に補任される〔(県)新出巖島 144〕。

4-15 巖島神社・未造殿舎 11 か所の造営料を勘注〔(県)大願寺 1〕。

4- 大田荘大田方本郷・寺町の荘官百姓ら，高野山に預所淵信の非法を訴え，解任を請う〔(県)宝簡集他 121〕。

5-23 六波羅，信敷荘地頭長井氏代らと泉谷秀信の相論を裁許し，秀信の郡行武方田所職以下の押領を停止〔山内 555〕。

7-29 平賀貞泰，弟熊王丸に高屋保以下を譲る〔平賀 130〕。

9- 平茂盛の発願により，豊田郡佐木島向田浦に割石地藏成る〔(県)同陰刻銘〕。

この年，新勅旨田の内検を行う〔(県)東寺百合 89〕。

1301 正安 3 辛丑

4- 常光院領備後国三津荘領家・地頭和与し，寺用塩 30 石ほかを毎年京上させることとする〔(県)東寺百合 91〕。

6-21 大田荘桑原方領家・地頭和与し，所務条々を定める〔(県)宝簡集他 127〕。

8-19 院宣を下し，賀茂祭用途の 2000 疋の他は安芸国役を免除する〔(県)東寺百合 93〕。

9- 藤原重幸，今八幡宮に木造獅子頭（甲山丹生神社蔵）を奉納〔(県)同下顎裏陰刻銘〕。

10- 3 尼善阿，息内藤景廉に妻保垣・高田原両別符と長田郷地頭職を譲る〔閥閥録 58〕。

10- 6 院宣を下し，田所資俊に急ぎ貞応以後の新立荘園を注進させる〔(県)楓軒文書纂 1〕。

11- 1 六波羅，重ねて安北郡久村地頭金子願西に命じ，同村内の田所免田 1 町の所当を弁済させる〔(県)芸備郡中土筋者書出 1〕。

12-17 幕府，藤原遠泰に高洲社地頭職半分を安堵〔(県)譜録，高洲長左衛門 5〕。

1302 乾元 1(11.21) 壬寅

9-12 尼二条，巖島神社に参詣し，試楽を見る〔(県)とはすがたり〕。

11- 尼二条，備後国和智荘，ついで江田荘を訪ねる〔同上〕。

1303 嘉元 1(8.5) 癸卯④

3- 3 山内通綱，息通資に所領を譲る〔山内 3〕。

4- 僧覚禅，楽音寺の座列次第を定め，自由着座を禁じる〔(県)墓沼寺 4〕。

閏 4- 沙弥道空，大田荘桑原方宇賀公文職に補任される〔(県)宝簡集他 130〕。

5-14 高野山，大田荘新田年貢注文を定める〔(県)宝簡集他 132〕。

7-26 六波羅，田所資賢の訴えにより，山県郡河戸村一分地頭に命じ，急ぎ公廩田・雑免の所当米を究済させる〔(県)藤田精一 2〕。

9-18 巖島神社，長光久を棚守職に還補〔(県)野坂 130〕。

10- 則長作太刀（宮島巖島神社蔵）成る〔同陰刻銘〕。

11-27 幕府，可部荘東方地頭代源秀の三入新荘での狩猟・伐木を停止し，召文違背の科で正員の所領の一分を収公する〔熊谷 198〕。

12-14 幕府，四条烏丸糶料所として，長井頼秀に信敷荘半分地頭職を宛行う〔毛利 1370〕。

この年，印憲作木造聖徳太子立像（尾道浄土寺蔵）成る〔(県)同胎内墨銘書〕。

1304 嘉元 2 甲辰

2-25 僧性恵，巖島神社に普賢観経 1 軸を奉納。また宋よりの将来の経本で，欠損していた一切経 30 余軸を補う〔(県)野坂 335〕。

11-23 院宣を下し，伊勢造宮所に大田荘役夫工米の催徴を停止させる〔(県)宝簡集他 134〕。

12- 巖島社供僧神官ら，佐東郡河内村の所務につき，三たび源氏女を六波羅に訴える〔(県)野坂 337〕。

1305 嘉元 3 乙巳^⑫

3- 1 備後国三谷郡を祇園社修造料所とする〔(県)社家条々記録〕。

3-30 六波羅，大田荘雑掌慶海の訴えにより，同荘山中郷公文富部貞信に年貢の究済を命じる〔(県)興山寺 4〕。

6-10 備後国田総荘雑掌・地頭，下地中分の契状に任せ，領家方と地頭土居門田畠の交換に同意〔(県)田総 2〕。

7-26 亀山上皇，昭慶門院に備後国垣田荘以下を譲る〔(県)亀山院御凶事記 1〕。

1306 徳治 1(12.14) 丙午

3- 9 巖島社神主，所助信に人杖免の大竹 5 段を安堵〔(県)所 5〕。

4- 歌島荘の在家人ら酒年貢 30 余貫文の減額を訴える〔復古裏経紙背文書〕。

5-12 沙弥真蓮・同善蓮の発願により，沼名前神社の牛頭天王御輿成る〔(県)同棟札〕。

7- 7 京都の人，巖島神社に普賢経 1 巻を奉納。また，備後の人，両界曼荼羅 2 幅を奉納〔(県)野坂 340〕。

9- 7 幕府，大田荘雑掌頼覚と同荘山中郷地頭富部信連の相論を裁許し，下知違背の咎で信連の地頭職を改易〔(県)宝簡集他 138〕。

10- 6 僧定証，西大寺信空を招き，尾道浄土寺金堂の落慶供養を行う〔(県)浄土寺 117〕。

10-6 僧淵信，浄土寺に同寺・曼荼羅堂の別当職と堂崎別所を寄進〔(県)浄土寺 75〕。

12- 歌島荘公文兼預所知栄，明年の領家方の得方を質に，尼称阿弥陀仏より公用錢 42 貫文を借用する〔復古裏経紙背文書〕。

1307 徳治 2 丁未

1-25 御使肥後政行，周防親基に平田信職押領の寺原荘八郎丸名を打渡す〔吉川 1139〕。

4-6 佐伯景信，治部左衛門入道に佐東郡大墓村内の名田・散米田所当米を譲る〔(県)巖島野坂 1849〕。

9-27 幕府，大田荘雑掌と同大田方地頭らの相論を裁許し，下地を地頭に付け，文永 2 年以降の未進年貢は究済させる〔(県)宝簡集他 145・148〕。

11-7 幕府，大田荘雑掌と同横坂郷地頭の相論を裁許し，下地は地頭，雑免は雑掌に付ける〔同上〕。

1308 延慶 1(10.9) 戊申⑧

5-20 院宣を下し，東寺供僧らに新勅旨田を還付〔(県)東寺百合 96〕。

8- 佐伯清基，東寺供僧らに新勅旨田公文職の還補を訴える〔(県)東寺百合 97〕。

11-10 綸旨を下し，安芸国役の賀茂社臨時用途を急ぎ上進させる〔(県)東寺百合 99〕。

12-18 地毗荘本郷地頭山内通資，雑掌と和与し，同所を 45 貫文で永代に請負う〔山内 13〕。

1309 延慶 2 己酉

3- 西園寺公衡の発願により，『春日権現験記絵巻』成る〔同奥書〕。

4-2 院宣を下し，高田郡祢村を安芸国衛に還付〔(県)白河本東寺百合 10〕。

4-11 院宣を下し，備後国を高野山大塔修理料所に寄進〔(県)宝簡集他 140〕。

9-27 地頭使友安・公文戒円，六波羅の命で，備後国海裏荘下地中分の堺を確定〔御調郡誌〕。

1310 延慶 3 庚戌

5-11 院宣を下し，吉田荘に祇園社へ現米 300 石を送らせる〔(県)社家条々記録〕。

10-10~11-1 志芳荘一方地頭肥後政行・同安芸遠政，大嘗会米神部の求めで，新勅旨田政所を譴責，雑事料として年貢を奪う〔(県)東寺百合 100〕。

この年，大朝新荘，妙法院領となる〔(県)妙法院 2〕。

1311 応長 1(4.28) 辛亥⑥

7-12 歌島荘公文兼預所知栄，備後国泉荘年貢 10 貫文の為替を淀の魚市次郎兵衛尉に送る《為替の古例》〔復古裏経紙背文書〕。

1312 正和1(3.20) 壬子

2-4 四郎太郎友氏，沼田市の比丘尼しやうい房に同市内の屋地1か所を沽却〔(県) 臺沼寺5〕。

2-8 小早川景政，息政宗(景宗)に安芸国沼田新庄内の草井・黒谷・吉名浦の地頭職を譲る〔小早川55〕。

4-12 巖島社神主，佐西郡玖島郷住人西阿と同郷百姓西願の相論を裁許し，西阿に国重名8段の領作を安堵〔(県)小田29〕。

10-7 六波羅，大田荘雑掌と同横坂郷地頭代の相論を裁許し，地頭代実心に未進年貢を究済させる〔(県)宝簡集他145〕。

1313 正和2 癸丑

3-13 某，入江保預所に命じ，公文らと見崎大井手の修築をさせる〔(県)壬生24〕。

4- 新勅旨田雑掌頼有，重ねて六波羅に志芳荘一方地頭肥後政行らの処罰と年貢の糺返を訴える〔(県)教王護国寺46・47〕。

9-14 院宣を下し，備後国神崎荘を永代に高野山金剛三昧院内遍照院に寄進〔(県)金剛三昧院2〕。

1314 正和3 甲寅③

1-20 沼田荘梨子羽郷預所，源信継を弁海名の名主職に補任〔(県)稲葉桂1〕。

2-3 内藤景廉，息教泰に妻保垣・高田原両別符と長田郷の地頭職を譲る〔閩関録58〕。

4-11 六波羅，両使に命じ，肥後政行らを参決させる〔(県)敦王護国寺48〕。

5-18 一宮(沼田荘)正月修正勤行所作人注文成る〔(県)臺沼寺6〕。

1315 正和4 乙卯

1-18 沙弥円教，善根功德のため，摺仏観音330体を施入〔(県)西福寺1〕。

この頃，木造観音菩薩立像(安浦観世音菩薩保存会蔵)成る。

3-1 幕府，四条烏丸糶料所として，長井頼秀に信敷荘西方半分を安堵〔毛利1371〕。

5-8 沙弥玄真の勧進により，宝塔(府中日吉神社蔵)成る〔(県)同陰刻銘〕。

7- 東寺供僧ら，大湯屋の造営にあたり，料国安芸国衙領の検注を行う〔(県)東宝記〕。

11-23 幕府，大田荘雑掌と同山中郷地頭代の相論を裁許し，地頭代覚道の下地進止を認めず，訴訟を棄捐〔(県)宝簡集他148〕。

12- 沙弥見阿，巖島社に佐西郡玖島郷刀祢の国重名押領を訴える〔(県)小田31〕。

この年，孔雀戯金経箱(瀬戸田光明坊蔵)など成る〔同蓋裏銘文〕。

この年，大洪水で河成と成った大田荘桑原方の検見を行う〔(県)宝簡集他162〕。

1316 正和5 丙辰⑩

3-7 巖島社神主，佐伯親重・同光直の相論を裁許し，親重に大行事職を安堵〔(県)新出巖島 145〕。

10-27 地毗莊河北村惣領地頭山内経清・同門田一分地頭尼見阿和与し，尼見阿に屋敷 1 所・田 4 段の知行を認める〔山内 502〕。

1317 文保 1(2.3) 丁巳

2-4 益円筆の絹本両界曼荼羅 2 幅（尾道浄土寺蔵）成る〔(県)同軸木墨書銘〕。

4-9 幕府，朝廷に大覚寺・持明院両統の迭立を申し入れる《文保の和談》〔花園天皇宸記〕。

5-26 地毗莊本郷惣領地頭山内通資・同一分地頭忠通，領家職・田所得分などについて和与〔山内 15〕。

7- 僧良慶，新給主に佐西郡玖島郷刀祢の岩氏垣内以下の押領停止を訴える〔(県)小田 3〕。

10-18 地毗莊内某社御祭御頭注文成る〔(県)児玉 1〕。

11-3 金子盛忠，養子乙千代丸に安南郡温科村地頭職を譲る〔毛利 1494〕。

1318 文保 2 戊午

2-17 備後国神崎莊雜掌・地頭代和与し，下地中分を行う〔(県)金剛三昧院 3〕。

2-26 後醍醐天皇即位〔園太暦〕。

4-6 院宣を下し，神崎莊を金剛三昧院内遍照院に還付〔(県)金剛三昧院 4〕。

6-19 院宣を下し，別相伝を止めて，備後国神村莊を石清水八幡宮東宝塔院に還付〔(県)石清水八幡宮 4〕。

11-7 幕府，神崎莊の下地中分を安堵〔(県)金剛三昧院 5〕。

11-15 藤原久道，大願主として，伊予国越智郡大条浦の七郎大明神の社殿を造立〔豊田郡誌〕。

11-20 平賀惟藤，安芸尼に高屋保以下の所領を譲る〔平賀 131〕。

1319 元応 1(4.28) 己未⑦

この春，幕府，山陽・南海両道 12 か国に 3 使を派遣し，地頭御家人に悪党を鎮圧させる〔峯相記〕。

6-21 院宣を下し，貞応以後の新立莊園を安芸国衙に付ける〔(県)東寺百合 114〕。

閏 7-25 六波羅，伊予守護の注進により，小早川美作民部大夫の海賊捕縛を賞する〔小早川証文 15〕。

8-12 院宣を下し，安芸国平田村・三田郷・井原村・高屋余田を国衙に付け，東寺に知行を安堵〔(県)東宝記〕。

10-3 吉川経高，息経盛らに大朝本莊内の所領を譲る〔吉川 213〕。

11-18 吉川経頼，同経盛に大朝本莊枝村内の名田を譲る〔吉川 215〕。

11- 念心作宝篋印塔（三原米山寺蔵）成る〔同陰刻銘〕。

12-5 備後守護代官らの放火で、尾道浦の寺社数か所・民屋 1000 余宇が焼失 [(県)金剛峯寺 3]。

12-5 備後守護長井貞重、尾道浦に代官円清以下数百の人勢を遣わし、種々の悪行を行い、多くの資産を運び去る [(県)金剛峯寺 3]。

1320 元応 2 庚申

8-17 六波羅、海上警固につき、安芸国御家人に 9 月分の亀頸警固人注文・事書をふれさせる [(県)譜録・児玉主計 4 他]。

8- 高野山、院庁に尾道浦で悪行を働いた備後守護長井貞重らの処罰を請う [(県)金剛峯寺 3]。

9-25 幕府、小早川景宗が同景政の実子たることを認め、永仁 5 年に収公した都宇荘以下の還付を約束 [小早川証文 285]。

10-13 守護貞重、東長寺者に守護代高致の改易、違勅人覚寿らの処罰などを告げる [(県)宝簡集他 154]。

10-17 巖島社神主、佐西郡玖島郷住人西阿と同百姓宗重の相論を裁許し、西阿に国重名内 5 段大の百姓職を安堵 [(県)小田 35]。

1321 元亨 1(2.23) 辛酉

3-14 沙門頼秀、紀貞経代々の菩提を祈り、草戸常福寺本堂を上棟 [(県)同内陣大梁墓股墨書銘]。

4- 6 沼田荘領家、梨子羽郷預所に源信成の弁海名々主職を安堵させる [(県)稲葉桂 2]。

6- 4 院宣を下し、小槻氏に神崎荘を安堵 [(県)壬生 25]。

8-29 巖島社神主、大塚親重を大行事職に補任 [(県)新出巖島 146]。

9- 3 尼きやうくわん、養子平賀兼宗に高屋保以下を譲る [平賀 132]。

12- 9 後醍醐天皇、院政を止め、天皇親政とする [花園天皇宸記]。

12- 記録所を置き、大津・葛葉以外の新関を廃止 [神皇正統記]。

1322 元亨 2 壬戌⑤

4-13 綸旨を下し、東寺勸学会に永代に安芸国高屋余田・平田村・三田郷を寄進 [(県)東寺百合 115]。

5- 2 沙門宗円の勧進により、五輪塔(布野松雲寺蔵)成る [(県)同陰刻銘]。

6- 3 僧行賢の発願により、石造不動明王立像(東広島廃長楽寺)成る [(県)同陰刻銘]。

6- 7 綸旨を下し、源氏女の訴えを却け、石清水八幡宮東宝塔院に神村荘を安堵 [(県)石清水八幡宮 5]。

8-16 僧師鍊、『元亨釈書』を撰進 [同書]。

1323 元亨 3 癸亥

8-15 木造大日如来坐像（甲山安楽院蔵）成る〔(県)同頸部内墨書銘〕。

10-23 久代了信, 大田荘今高野に, 金剛峯寺の塔婆を模した多宝塔を建立〔(県)浄土寺 119〕。

1324 正中 1(12.9) 甲子

3-29 尼いくわん, 養子時通に地毗莊原村以下を譲る〔山内 33〕。

9-15 後醍醐天皇の討幕計画が発覚。六波羅, 日野資朝・同俊基を捕える《正中の変》〔花園天皇宸記〕。

10-13 綸旨を下し, 神崎荘を金剛三昧院内遍照院に還付〔(県)金剛三昧院 7〕。

1325 正中 2 乙丑①

6-12 幕府, 山内通藤後家とその子通宗後家の相論を裁許し, 通宗後家に世羅郡津田郷下村地頭職以下を安堵〔山内 493〕。

6-25 巖島社大鳥居, 大風で倒壊。また, 同社の夷社・楽屋・平舞台も破損〔(県)巖島野坂 1562〕。

7- 3 高田郡吉田の祇園・崇道社々殿上棟〔(県)同棟札〕。

この年, 尾道浄土寺の堂舎焼亡〔莊巖浄土寺縁由実録〕。

1326 嘉暦 1(4.26) 丙寅

6-18 周防親政, 嫡子親経に安芸国平田宮荘地頭職以下を譲る〔吉川 1142〕。

9-27 巖島社惣政所, 所助信と嶋内侍の相論を裁許し, 助信に同社人杖舞役の半分を勤仕させる〔(県)所 3〕。

1327 嘉暦 2 丁卯⑨

4-11 沙弥道蓮・尼道性, 大願主として, 尾道浄土寺観音堂を再興する〔(県)同棟札〕。

6-27 六波羅, 大田荘雑掌と同本郷・寺町地頭代の相論を裁許し, 雑掌朝西を荘家に据置き, 地頭代覚源に文保元年以降の未進年貢を究済させる〔(県)宝簡集他 158〕。

8-15 内藤為綱, 甥泰廉に井原村地頭職内名田 3 段を譲る〔閩閩録 58〕。

8-27 三田郷地頭代官市河頼行, 東寺勸学院雑掌行胤と和与し, 同郷を 12 貫文で一円に請負う〔(県)東寺百合 119〕。

12- 6 後醍醐天皇皇子尊雲法親王, 天台座主になる〔天台座主記〕。

1328 嘉暦 3 戊辰

12-16 大田荘桑源方地頭代源舜, 同荘雑掌良信と和与し, 年貢未進のため, 田所職・赤屋公文職を領家方へ去渡す〔(県)宝簡集他 162〕。

1329 元徳 1(8.29) 己巳

4-3 熊谷直経，新たに叔父有直に三入本荘内名田 2 町 1 反余を去渡し，あわせて田畠 3 町 6 段余と屋敷 1 所を安堵〔熊谷 206〕。

4-14 僧円行，入江保預所職に補任される〔(県)壬生 26〕。

6-13 先達祐尊，靱津檀那の熊野那智参詣につき，宿坊を播磨法橋坊に定める〔(県)潮崎稜威主 1〕。

10-16 大田荘京丸郷地頭代亮秀，同荘雑掌良信と和与し，年貢未進のため同郷平民名下地を領家方へ去渡す〔(県)宝簡集他 163〕。

10- 浄土寺多宝塔再建 成る〔荘厳浄土寺縁由実録〕。

12-22 長井頼秀，嫡子貞頼に長和荘西方地頭職・信敷荘西方以下を譲る〔毛利 1372〕。

1330 元徳 2 庚午⑥

3-5 毛利時親，孫親茂に吉田荘吉田・麻原両郷地頭職を譲る〔毛利 3〕。

3-18 山内通資，嫡子通時に地毗荘本郷地頭職以下を譲る〔山内 16〕。

3-21 斎戒衆道空，尾道浄土寺に僧了忍から附嘱された弘法大師筆の阿字を安置〔(県)浄土寺 122〕。

4-20 藤原貞氏，父母の報恩のため，木造地藏菩薩坐像（福山靱安国寺蔵）を造立〔(県)同陰刻銘〕。

4-23 六波羅，大田荘雑掌と同横坂郷地頭の相論を裁許し，地頭富部有冬に未進年貢を弁済させる〔(県)宝簡集他 164〕。

5-5 幕府，平田宮荘地頭代行秀の八郎丸名検注越訴につき，寺原左近蔵人入道跡に陳弁を求める〔吉川 1143〕。

6-17 源信成，極楽往生のため，木造多聞天立像（本郷東禅寺蔵）を造立〔(県)同頭頸部内面墨書銘〕。

6-29 綸旨を下し，蓮華王院に地毗荘河北材を還付〔(県)長福寺 1〕。

閏 6-24 大田荘黒淵村地頭代亮秀，同荘雑掌良信と和与し，徳治以降の未進年貢は現米で弁済，文永 2 年以降分としては黒淵内 5 名の下地を領家方に去渡す〔(県)金剛峯寺 4〕。

この夏，御調郡歌島西金寺の住持覚照ら比丘尼と栄幸，旧師の追善と逆修のため，華嚴経以下の經典を書写し，厳島神社に奉納〔復古裏経奥書〕。

9-3 長井氏，踊喜六郎次郎入道に，泉荘踊喜村内の地を安堵〔毛利 1507〕。

10-3 大田荘山中・横坂両郷一分地頭富部有冬，同荘雑掌良信と和与し，年貢未進のため，平民名下地を領家方に去渡す〔(県)宝簡集他 165〕。

11-11 武田信宗没（62）〔甲斐信濃源氏綱要〕。

1331 元徳 3/元弘 1(8.9) 辛未

2-12 長井貞重没（60）〔常楽記〕。

- 3-5 熊谷直勝，息直氏に三入新莊内地頭職以下を譲る〔熊谷 32〕。
- 3-20 六波羅，入江保雑掌行信の新田押坊との訴えにつき，高田郡弥次名地頭長江氏に参決を命じる〔(県)壬生 27〕。
- 3-21 久代了信，尾道浄土寺に弘法大師八祖相伝の袈裟と同御座の薦・縄を施入〔(県)浄土寺 120・121〕。
- 4-26 安芸国司，銭主橘氏女に命じ，契約分限の過ぎた在庁屋敷除田 1 町を田所信兼に返却させる〔(県)芸備郡中士筋者書出 2〕。
- 5-5 幕府，日野俊基・僧文観らを捕える《元弘の変》〔鎌倉年代記裏書〕。
- 8-27 後醍醐天皇，笠置寺に移る〔増鏡〕。
- 9-20 吉川経長，息龍熊丸に大朝本莊大塚・妻鹿原を譲る〔吉川 1040〕。
- 9- 楠木正成，河内国赤坂城に挙兵。桜山慈俊，備後一宮で蜂起〔(県)太平記〕。
- 9-28 笠置城陥落し，翌日後醍醐天皇捕えられる〔武家年代記裏書〕。
- 10-6 後醍醐天皇，幕府の強要により，光厳天皇に神器を渡す〔花園天皇宸記〕。

1332 正慶 1(4.28)／元弘 2 壬申

- 1- 桜山慈俊，一族若党 20 余人とともに，備後一宮の社壇に火をかけて滅ぶ〔(県)太平記〕。
- 3-7 幕府，後醍醐天皇を隠岐国へ配流〔花園天皇宸記〕。
- 3-10 高田貞継，安摩荘衣田島公文職に補任される〔閩閩録 70〕。
- 4- 尼知真，尾道浄土寺山内に弥陀三尊名を刻した磨崖碑を建立〔(県)同陰刻銘〕。
- 7-17 院宣を下し，小槻氏に神崎荘を安堵〔(県)壬生 28〕。
- 10-3 これより先，僧良信，大田荘大田方の雑掌に補任される〔(県)宝簡集他 167〕。
- 11- 護良親王(尊雲法親王)，吉野に挙兵。楠木正成，河内国千早城でこれに応じる〔増鏡〕。
- 12-9 幕府，護良親王・楠木正成誅伐のため，熊谷直氏ら畿内・西国の将士に軍勢を催促する〔熊谷 210 他〕。

1333 正慶 2／元弘 3 癸酉②

- 1- 両六波羅代・巖島社神主ら 50 騎，摂津国天王寺に城郭を構える〔(県)正慶乱離志〕。
- 2-11 竹原光海神社に摂社巖島社々殿を上棟〔(県)同棟札〕。
- 2-25～28 熊谷直経，一族直氏らを率いて，楠木正成の河内国赤坂城大手木戸口で合戦〔熊谷 40〕。
- 閏 2-12 源信賢，梨子羽郷弁海名の名主職に補任される〔(県)稲葉桂 3〕。
- 閏 2-24 後醍醐天皇，隠岐国を脱出〔太平記〕。
- 閏 2-26 熊谷直経・同直氏ら，千早城大手で合戦〔熊谷 41・211〕。
- 閏 2-26 城頼連，播磨国高田城を攻め，家人ら討死〔毛利 1510〕。
- この春，城頼連，尊良親王の令旨を奉じ備後国に下向，三吉下村・入君保攻めなどに従う〔同上〕。

- 4-1 護良親王，北条高時追討のため，直経に軍勢を催促する〔熊谷 34〕。
- 4-9 後醍醐天皇，尾道浄土寺の住侶に天長地久の祈禱を求める〔(県)浄土寺 2〕。
- 4-19 後醍醐天皇，吉川経長に軍勢を催促〔吉川 1038〕。
- 4-20 後醍醐天皇，熊谷直重に京都発向を命じる〔熊谷 208〕。
- 4-27 足利高氏，丹波国に入り，討幕の兵をあげる〔島津家文書〕。
- 5-3 後醍醐天皇，尾道浄土寺々辺の狼藉を停止〔(県)浄土寺 4〕。
- 5-6 後醍醐天皇，小早川清忠に京都発向を命じる〔小早川 3〕。
- 5-7 高氏ら，六波羅を攻略。長井貞頼・城清源・山内通継ら，高氏麾下で合戦〔大平記，毛利 1375・1509，山内 494〕。
- 5-8 護良親王，因島本主治部法橋幸賀の軍忠を賞する〔(県)因島村上 4〕。
- 5-9 六波羅探題北条仲時，近江国番場蓮華寺で自殺。光厳天皇ら捕えられる〔増鏡〕。
- 5-10 石井末忠，奉行所に軍忠状の証判を請う〔(県)芸藩通志田所 10〕。
- 5-12~17 熊谷直清，綸旨を奉じ，丹後・丹波両国の幕府方 11 か所を攻略〔熊谷 36〕。
- 5-16 千種忠顕，熊谷直経に軍勢を催促する〔熊谷 35〕。
- 5-17 後醍醐天皇，光厳天皇を廃し，年号を元弘に復する〔皇年代略記〕。
- 5-21 新田義貞ら，鎌倉を攻略。翌日，北条高時ら自殺《鎌倉幕府の滅亡》〔梅松論〕。
- 5-22 小早川頼平，楽音寺に四季大般若経免田 1 町 2 段を寄進〔(県)楽音寺 29〕。
- 5-25 後醍醐天皇，直経に西国発向を命じる〔熊谷 37〕。
- 5-27 吉川経長，奉行所に周防国新寺での戦功を具状する〔吉川 1039〕。
- 5-27 沙弥道秀，息親頼に一身田御厨・巖島社領高井北方内藤国 3 名を譲る〔(県)巖島野坂 1761〕。
- 5- 城清源・同頼連，奉行所に六波羅などでの戦功を具状し，本領の還付を請う〔毛利 1509・1510〕。
- 7-19 綸旨を下し，小早川朝平に沼田荘小坂郷・野義郷，伊予国高市郷を安堵〔小早川 2〕。
- 7-25 官宣旨を下し，北条高時の党類以下朝敵与同の輩を除いて当知行地を安堵《諸国平均安堵法》〔熊谷 38 他〕。
- 8-4 綸旨を下し，高野山に大田荘を安堵〔(県)宝簡集他 168〕。
- 8- 楽音寺院主良承，本所蓮華王院に当寺院務職・懸木御前楽頭職の安堵を請う〔(県)臺沼寺 10〕。
- 9- この頃，雑訴決断所・武者所などを設置〔梅松論〕。
- 10-8 綸旨を下し，高野山に大田荘地頭職を寄進〔(県)宝簡集他 170〕。
- 11-12 綸旨を下し，小早川宗平の当知行を安堵〔小早川 1〕。
- 11-30 綸旨を下し，尾道浄土寺に因島地頭職を寄進〔(県)浄土寺 3〕。
- 12-8 綸旨を下し，賀茂郡福成寺の寺内・寺領に対する地頭の綺を停止〔(県)福成寺 1〕。
- 12-15 源信賢，梨子羽郷弁海名三分二名主職に補任される〔(県)稲葉桂 4〕。
- 12-15 佐伯親重，息重直に安摩荘の洗米沙汰人職を譲る〔(県)野坂 79〕。

1334 建武 1(1.29) 甲戌

- 1-12 安芸・周防両国を大内裏造営料国とし、諸国地頭には役を課す〔太平記〕。
- 2- 9 熊谷直経、置文して、惣領が叔父有直所領に違乱するを停止〔熊谷 44〕。
- 2-22 内部荘中馬村地頭の惣領・庶子ら契約し、分限に応じた兵糧米の負担を決める〔熊谷 45〕。
- 2-23 綸旨を下し、杵築太郎ら悪党の因島地頭職に対する押妨を停止〔(県)浄土寺 5〕。
- 4- 7 雑訴決断所、近隣の悪党・土民ら押領の高田郡志道村を松田性秀代官へ沙汰付けさせる〔(県)建武年間記〕。
- 5-12 源信成、梨子羽郷内羽板門田 30 歩の百姓職を宛行われる〔(県)稲葉桂 6〕。
- 5- 城頼連、勲功の賞として、承久の乱で没収された本領の還付を請う〔毛利 1511〕。
- 6-10 雑訴決断所、熊谷直経に三入本荘地頭職以下を安堵〔熊谷 47〕。
- 7-26 安芸国司、三入本荘地頭職を直経へ打渡させる〔熊谷 51〕。
- 8- 京二条河原に落書が立ち、建武新政を諷刺〔建武年間記〕。
- 10- 5 綸旨を下し、高野山金剛三昧院に、神崎荘以下の諸荘園を安堵〔(県)金剛三昧院 8〕。
- 10- 雑訴決断所、諸国の地頭らに所管の田数を注進させ、正税以下雑物の 20 分 1 を納めさせる〔建武年間記〕。
- 12-18 清二良、布野知波夜比売神社に鰐口 1 口を施入〔(県)同陰刻銘〕。

1335 建武 2 乙亥^⑩

- 1-17 雑訴決断所、田所信兼に惣社御神楽免田を安堵〔(県)巖島野坂 1818〕。
- 2-29 安井宮寛尊法親王、長福寺に地毗荘河北材を安堵〔(県)長福寺 2〕。
- 3-15 綸旨を下し、衣河孫五郎入道らの因島地頭職に対する押妨を停止〔(県)浄土寺 1〕。
- 6- 7 雑訴決断所、熊谷直経に命じ、安芸国地頭らの抑留している元弘 3・建武元兩年分の正税を究済させる〔熊谷 53〕。
- 7-22 諏訪頼重、北条時行を擁して武蔵国へ進み、足利直義の軍を破る《中先代の乱》〔梅松論〕。
- 8-16 後醍醐天皇、小早川祐景より都宇・竹原両荘を収公〔小早川 58〕。
- 8-19 足利尊氏、北条時行の兵を破り、鎌倉に入る〔梅松論〕。
- 10-24 甲立石室寺の銅鐘(吉田高林坊蔵)成る〔(県)同陰刻銘〕。
- 10- 尊氏、新田義貞の誅伐を奏上〔梅松論〕。
- 閏 10- 2 高野山、大田荘預所の尾道浄土・曼荼羅両寺免田畠在家などへの賦課を停止〔(県)浄土寺 77〕。
- 11- 2 足利直義、新田義貞誅伐のため、内藤教泰らに軍勢を催促する〔閏閏録 58 他〕。
- 11-28 山内通継、関東より上洛する足利尊氏軍に加わるため、孫通知に世羅郡津田郷地頭職以下を譲る〔山内 497〕。

- 12- 2 武田信武，安芸国で尊氏方の旗を揚げ，逸見有朝，信武の麾下に加わる〔小早川証文 557〕。
- 12- 5 周防親家，武田軍に加わる〔吉川 1149〕。
- 12- 7 吉川師平，武田軍に加わる〔吉川 5〕。
- 12-13 綸旨を下し，熊谷直氏に安芸国の尊氏方追討を命じる〔熊谷 215〕。
- 12-18 綸旨を下し，長門国の紀藤忠季を安芸国に発向させる〔(県)正閏史料 1〕。
- 12-23~26 武田信武，安南郡矢野城に楯籠った天皇方の熊谷蓮覚を攻滅ぼす《矢野城合戦》〔(県)黄薇古簡集 1 他〕。
- 12-27 尊氏，熊谷直氏に軍勢を催促〔熊谷 213〕。

1336 建武 3/延元 1(2.29) 丙子

- 1- 2 足利尊氏，小早川道円には沼田荘舟木郷他を，児玉成行にも高屋保以下の所領を安堵〔小早川 56，(県)譜録・児玉主計 5〕。
- 1-11 尊氏入京〔梅松論〕。
- 1-12 武田軍上洛，以後京都周辺を転戦〔(県)黄薇古簡集 1 他〕。
- 1-20 足利直義，内藤教廉に軍勢を催促〔閔閔録 58〕。
- 1-27 尊氏，賀茂河原で新田義貞らに敗れ丹波国に走る〔梅松論〕。
- 1-30 毛利貞親，孫師親（後元春）に吉田郷を譲る〔毛利 4〕。
- 2- 7 尊氏，小早川祐景に都宇・竹原両荘を安堵〔小早川 58〕。
- 2-10~11 尊氏，新田義貞・楠木正成らと摂津国打出西宮浜などで戦い，敗れる〔梅松論〕。
- 2-12 尊氏，海路鎮西に走る〔梅松論〕。
- 2-13 尊氏，播磨国室津で諸国の大将を定める。備後国は今河頼氏・貞国兄弟，安芸国は桃井義盛・小早川氏一族〔(県)梅松論〕。
- 2-15 尊氏，小早川景宗に桃井義盛に属し軍忠を命じる〔小早川証文 288〕。
- 2-18 足利尊氏，尾道浄土寺に世羅郡得良郷地頭職を寄進〔(県)浄土寺 9〕。
- 2-19 義貞，吉川実経に尊氏以下の追討を命じる〔吉川 7〕。
- 2-20 尊氏，長門国赤間関に着く〔梅松論〕。
- 3- 2 尊氏，筑前国多々良浜で菊池武敏の大軍を破る〔梅松論〕。
- 3- 2 僧道宗の発願により，尾道光明寺の堂宇再興成る〔(県)同棟札〕。
- 3- 4 備後国大将今川頼氏・同貞国，因島地頭職を尾道浄土寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)浄土寺 57〕。
- 3- 8 安芸国大将桃井義盛，勲功の賞として，熊容直経・吉川経久・内藤泰廉らに所領を預け置く〔熊谷 54，吉川 1054，閔閔録 58〕。
- 3- 9 桃井義盛，周防親家に軍勢を催促する〔吉川 1148〕。
- 3-23 尊氏，上洛につき，内藤泰廉に軍勢を催促〔閔閔録 58〕。
- 3-24 尊氏，上洛につき，長井直千に京都発向を命じる〔閔閔録 89〕。

- 3-24 桃井義盛，吉川実経に軍勢を催促する〔吉川 1042〕。
- 3-30 直義，上洛につき，吉川実経に京都発向を命じる〔吉川 6〕。
- 4-3 尊氏，筑前国博多より東上〔梅松論〕。
- 5-1 尊氏，造営料所として，巖島神社に安芸国造果保を寄進〔(県)御判物帖 54〕。
- 5-3 尊氏，京都発向につき，備後国から石清水八幡宮検校に祈祷と含力を求める〔(県)菊大路 1〕。
- 5-5 尊氏ら，尾道浄土寺に観世音法楽和歌 33 首を奉納〔(県)浄土寺 1〕。
- 5-5 尊氏，備後国鞆津に到る〔(県)梅松論〕。
- 5-14 直義，備後守護朝山景連に命じ，同国の闕所・在京人所領の押領を止め，その交名を注進させる〔(県)朝山 1〕。
- 5-20 尊氏，勲功の賞として，杉原信平に備後国本郷荘・木梨荘地頭職を宛行う〔(県)福山志料 2〕。
- 5-25 尊氏，摂津国兵庫湊川で新田義貞・楠木正成の軍を破る〔梅松論〕。
- 6-11 尊氏，世羅郡津口郷の山内一族に甲奴郡有福城に楯籠る竹内兼幸の追討を命じる〔山内 538〕。
- 6-28 某代官沙弥恵一，福王寺院主勸密坊に可部荘内重吉名々主職を宛行う〔(県)福王寺 17〕。
- 7-14 逸見大阿，嫡子有朝に安芸町村地頭職以下を譲る〔小早川証文 562〕。
- 7-17 山内観西・長信仲ら，官方の小早川七郎らの拠る備後国則光西方城を攻略〔山内 540〕。
- 7-22 尊氏，備後国の官方が安芸国を襲うとの風聞につき，小早川経平に軍忠を命じる〔小早川証文 515〕。
- 8-13 尊氏，備後国栗原保における中沢五郎の押妨を停止する〔師守記〕。
- 8-30 山内観西ら，官方の竹内兼幸・小早川高平らと御調郡広瀬で終日合戦〔山内 540〕。
- 9-4 山内観西ら，竹内兼幸・小早川高平らと大田・重永両荘の堺で合戦〔山内 540〕。
- 9-6 中原章有，小早川景宗への都宇・竹原両荘地頭職還付を勘進〔小早川証文 290〕。
- 9-14 光厳上皇，金剛三昧院内遍照院に神崎荘を安堵〔(県)金剛三昧院 9〕。
- 9-27 山内観西ら，竹内兼幸らの拠る重永城を攻略〔山内 540〕。
- 11-7 建武式目制定《室町幕府の成立》〔建武式目〕。
- 11-7 直義，安芸国の官方追討における平賀兼宗の軍忠を賞する〔平賀 5〕。
- 11-8 光厳上皇，東寺供僧らに安芸国三田郷・平田郷・高屋余田などを安堵〔(県)東寺百合 125〕。
- 11-26 尊氏，京都本圀寺に安芸国吉茂郷・久芳保他 10 か所の所領を寄進〔(県)本圀寺 1〕。
- 12-8 光厳上皇，東寺供僧らに新勅旨田以下を安堵〔(県)東寺百合 126〕。
- 12-21 後醍醐天皇，吉野に遷る《南北朝の分裂》〔保田文書〕。
- 12-26~27 光厳上皇，小槻氏に世能荒山荘・入江保以下を安堵〔(県)壬生 30・31〕また，造営料所として，東寺に安芸国を付ける〔(県)東寺百合 127〕。

これより先、吉田兼好、『徒然草』を著わす〔同書〕。

1337 建武4／延元2 丁丑

1-16 毛利時親、孫親衡に吉田荘地頭職を譲り、一期の後はその嫡子師親に伝領させる〔毛利16〕。

3-3 光厳上皇、小槻氏に備後国河尻社を安堵〔壬生32〕。

3-12 光明天皇、小早川貞平を備後守に任じる〔小早川4〕。

3- 山内通知、備後守護朝山景連の注進で闕所となった本領津田郷の還付を請う〔山内498〕。

5- この頃、光照寺・宝田院・宝光寺の一流相承系図成る〔(県)光照寺19, (県)宝田院1, 宝光寺1・2〕。

7-12 後醍醐天皇、城西円に安芸国東西条の凶徒を退治し、急ぎ上洛を命じる〔毛利1512〕。

10-3 沙弥道秀ら、佐東郡河内村長楽寺の僧賢覚に寺領を還付し、以後地頭の綺を禁じる〔(県)野坂342〕。

10-7 武田信武、香川兵衛五郎の違乱を止め、三入本荘三分一内新野頼俊跡地頭職を熊谷直経に沙汰付けさせる〔熊谷56〕。

10-7 足利尊氏、諸国の大将・守護ら占領の寺社領・国衙領などを還付させる〔柞原八幡宮文書〕。

10-16 足利直義、吉川経盛に大朝本荘・材木山地頭職を安堵〔吉川216〕。

10-24 院勢作木造聖徳太子立像(尾道浄土寺蔵)成る〔同胎内墨書銘〕。

12-24 後醍醐天皇、三善資連の去状に任せ、高野山に大田荘山中郷内地頭屋敷・田地6町を安堵〔(県)宝簡集他176〕。

12-24 三善資連、重ねて高野山に大田荘山中郷内地頭屋敷・田地6町を寄進〔(県)宝簡集他175〕。

1338 暦応1(8.28)／延元3 戊寅⑦

1-9 足利尊氏、小早川景宗に都宇荘を宛行う〔小早川59〕。

1-10 石見国の南朝方、大朝本荘を襲う。吉川実経代須藤景成ら、これを同荘内横谷要害まで追返す〔吉川1048〕。

1-10 足利尊氏河内国新開荘の替所として、東寺に因島他1か所を寄進〔(県)浄土寺99〕。

1-16 尊氏、小早川景宗に梨子羽郷半分地頭職他1所を宛行う〔小早川証文292〕。

1-19 尊氏、伯耆国矢送荘の替所として、阿曾沼師綱に賀茂郡三津荘地頭職を宛行う〔(県)譜録・阿曾沼内記2〕。

1-20 足利直義、北畠顕家追討のため、吉川経時らに東海道への発向を命じる〔吉川1032〕。

1-20 僧明尊の発願により、狩野隆円筆の『黒谷聖人伝絵』上(沼隈光照寺蔵)成り、翌月に同伝絵中ができる〔(県)同裏書〕。

2-3 尊氏，山内通時およびその一族に，信敷荘東方と地毗荘河北郷・同伊与郷東方を宛行う〔山内 17〕。

2-24 小早川景宗，嫡子祐景に都宇・竹原両荘以下を譲る〔小早川 60〕また，孫万福丸を次男として，梨子羽郷内香根島南方他 1 か所を譲る〔小早川 61〕。

3-3 南朝方の小早川頼平・同景平ら，沼田荘内妻高山城に楯籠る〔(県)忽那 1〕。

3-7 岩松頼宥，妻高山城から小早川頼平らを追落す〔(県)忽那 1〕。

3-10 南朝方の石見国福屋城衆ら，大朝新荘に打入る〔吉川 1158〕。

3-15 小早川高平や福屋城衆ら，開田荘火村山に城郭を構える。武田方の軍勢，火村山城を攻める〔吉川 1158〕。

3-20 武田軍，火村山城を攻略 1〔吉川 1158〕。

3-20 直義，備後守護代の芸州発向につき，朝山景連の軍忠を賞する〔(県)朝山 3〕。

3-25 平賀兼宗，息貞宗に高屋保以下の所領を譲る〔平賀 133〕。

3- 僧存覚，備後国の真宗明光派のもとめにより，国府の守護の面前で法華宗徒と対決し，論破。また，『決智鈔』を著わす〔(県)存覚一期記〕。

6- 僧知心の発願により，木造地藏菩薩半跏像(河内竹林寺蔵)成る〔(県)同胎内墨書銘〕。

閏 7-2 新田義貞，越前国藤島で斯波高経と戦い，討死(37)〔太平記〕。

8-11 光明天皇，尊氏を征夷大將軍に，直義を左兵衛督に任じる〔公卿補任〕。

9-2 源孫鶴丸，梨子羽郷弁海名々主職に補任される〔(県)稲葉桂 8〕。

9-8 大田荘今高野山に結界石を立てる〔同陰刻銘〕。

9-11 直義，熊谷直経と同直房の相論を裁許し，直経に三入本荘半分地頭職を安堵〔熊谷 61〕。

9- 尾道浄土寺住持心源，幕府に備後国の利生塔を同寺に造立するよう働きかける〔(県)浄土寺 82〕。

10-19 周防親経，嫡子親家に寺原荘内平田福光名を譲る〔吉川 1147〕。

10- 梨子羽郷楽音寺両院主，置文して，例時懺法・念仏番の懈怠を禁じる〔(県)墓沼寺 12〕。

11-18 幕府，広沢小法師丸の地毗荘下原村地頭職押領を停止させる〔山内 41〕。

12- 平貞継，安摩荘衣田島公文職に補任される〔閏閏録 70〕。

この年，僧明尊の発願により，狩野隆円筆の『親鸞上人伝絵』(沼隈光照寺蔵)成る〔(県)同裏書〕。

1339 暦応 2/延元 4 己卯

2-5 五輪塔(甲山薬師堂蔵)成る〔(県)同陰刻銘〕。

6-1 光厳上皇，尾道浄土寺に塔婆の造立を認める〔(県)浄土寺 61〕。

6-17 遊行上人 7 代託何，小早川宣平に時衆信仰を勧める〔託何上人御法語〕。

6-27 田原通経，懸田宗通に地毗荘河北村内六郎丸田畠地頭職を譲る〔山内 508〕。

6-30 内藤教泰，妻保垣・高田原両別符を一円に請負う〔閏閏録 58〕。

7-23 熊谷直経，同盛直と和与し，三入本荘内田地1町7段・狩倉山1所を去渡す〔熊谷63〕。

8-4 幕府，重ねて広沢小法師丸の地毗荘下原村地頭職押領を停止させる〔山内42〕。

8-16 後醍醐天皇没(52)〔神皇正統記〕。9-8 佐東郡長楽寺の僧賢覚，新勅旨田の預所職を請負い，在京人三郎兵衛尉を請人にたてる〔(県)東寺百合130〕。

この秋，北畠親房，『神皇正統記』を著わす〔同書〕。

10-6 足利尊氏，尾道浄土寺に備後国金丸名・上山村地頭職と草村公文職を寄進〔(県)浄土寺62〕。

10- 幸春作木造聖徳太子立像(尾道浄土寺蔵)成る〔同胎内墨書銘〕。

1340 暦応3/興国1(4.28) 庚辰

1-1 足利直義，尾道浄土寺の塔婆に仏舎利2粒を安置〔(県)浄土寺115〕。

1-8 沼田荘梨子羽郷預所橘某，修理料所として，東禅寺にもとのごとく寂仏・来善・乃力の3名を寄進〔(県)東禅寺2〕。

2-19 覚本，三吉覚弁に，備後国高富荘内つつみの田畠山林を譲る〔(県)福山志料三吉鼓1〕。

3-14 幕府，紀伊国の泰地・塩崎一族に命じ，周防国から摂津国尼崎までの西国運送船を警固させる〔米良文書〕。

4-15 幕府，武士の寺社・本所領押領を厳禁〔建武以来追加〕。

4-21 足利尊氏，天龍寺造営料所に備後国三谷西条地頭職を寄進〔天龍寺造営記録〕。

4-26 小早川宣平，置文して，家臣の沼田市居住を禁じる〔小早川証文19〕。

7-10 足利直義，熊谷直経らに石見・安芸両国への使節を命じる〔熊谷64〕。

8-13 僧見月，梨子羽郷弁海名々主職に還補される〔(県)稲葉桂9〕。

10-10 武田信武，伊予国忽那島を襲い，撃退される〔(県)忽那島開発記，吉川1049〕。

1341 暦応4/興国2 辛巳④

3-28 幕府，広沢五郎らを追出して，急ぎ因島地頭方を尾道浄土寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)浄土寺100〕。また，安芸守護武田信武に命じ，因島に打入った生口島住人の交名を注進させる〔(県)浄土寺101〕。

4-21 足利直義，熊谷直経に三入本荘上村を安堵〔熊谷70〕。

4-23 直義，内藤教泰の諸証文紛失を認め，妻保垣・高田原両別符と長田郷の地頭職を安堵〔閥閥録58〕。

5-10 幕府，長田郷・妻保垣以下の地頭職を巖島社雑掌へ打渡させる〔閥閥録58〕。

6-5 幕府，長江景盛に命じ，内藤教泰の長田郷・井原村一分方の当知行の実否などを法進させる〔閥閥録58〕。

6-6 直義，武田信武とともに，児玉成行らを石見国に発向させる〔(県)譜録・児玉主計

7]。

7-6 毛利時親没〔江氏家譜〕。

7-10 武田信武の軍勢、大朝新莊に到り、28日まで大朝を警固〔小早川証文 568, 吉川 1050〕。

7-22 備後守護使源兼継、於曾六郎兵衛尉・和気弥七らの押妨を止め、得良郷地頭職を尾道浄土寺雑掌に沙汰付ける〔(県)浄土寺 105〕。

7-23 御使藤原知房、幕府に内藤教泰が長田郷地頭職以下の打渡を支申す旨上申〔閩閩録 58〕。

8-7 摂津親秀、息親氏らに備後国重永別作他を譲る〔(県)美吉 1〕。

8-8 武田軍、石見国福屋城を取巻く(明年2月1日まで滞陣)〔小早川証文 568, 吉川 1050〕。

9-23 光厳上皇、室町准后尊融に、備後国垣田莊以下世良親王の遺領を管掌させる〔(県)臨川寺重書案文 1〕。

10-10 小早川宣平、置文して、新田譲得人・新田百姓らに、それぞれ巨真山寺の仏事公事と修理掃除を命じる〔小早川証文 21〕。また、嫡子貞平に沼田莊安直方潟島新田内の田地を譲る〔小早川証文 22〕。

12-18 室町准后尊融、世良親王の菩提を弔うため、備後国垣田莊他 2 か所を臨川寺三會院に寄進〔(県)臨川寺重書案文 2〕。

この年、僧行賢の発願により、石造地藏菩薩立像(東広島稲木西山)成る〔(県)同陰刻銘〕。

1342 康永 1(4.27) / 興国 3 壬午

2-17 武田軍、石見国小石見城の新田義氏を攻略〔小早川証文 568, 吉川 1050〕。

2-21 御使熊谷直遠、高田郡甲立郷雑掌に下地の打渡しを計る。地頭穴戸孫次郎、同莊への使節の入部を妨げる〔(県)尊経閣文庫 3〕。

4-23 幕府、五山十刹の制を定める〔扶桑五山記〕。

5-27 武田軍、石見国大多和外城を攻略〔小早川証文 568〕。

5-29 山内通資、息盛通に地毗莊本郷高山門田池原の地を譲る〔山内 528〕。

7-10 幕府、垣田莊領家職を臨川寺三會院に沙汰付けさせる〔(県)臨川寺重書案文 4〕。

10-4~6 小早川氏平ら、豊田郡生口島の南朝方を攻略〔小早川・拾遺 9〕。

12-12 幕府、新野道恵の押領を停止し、三入本莊内地頭職を熊谷直経に沙汰付けさせる〔熊谷 73〕。

1343 康永 2 / 興国 4 癸未

2-4 後村上天皇、忽那義範に備後国安田郷地頭職を宛行ふ〔(県)忽那 3〕。

3-27 吉川実経、將軍家政所本役などの催促につき、承久以後大朝本莊大塚村の関東御公事は勤めていない旨上申〔吉川 1041〕。

3-28 幕府、熊谷直遠の押領を止め、三入本莊上村秋光名以下を同直経に沙汰付けさせる〔熊谷 74〕。

- 4-14 三吉覚弁，南朝方の大館右馬亮を因島同崎城に攻め，これを追落す〔(県)鼓 1〕。
- 5-10 因島同崎城主広沢五郎，幕府方に降参〔(県)鼓 1〕。
- 10-12 僧蓮性，『難易分別鈔』(三次照林坊蔵)を書写〔(県)同奥書〕。
- 12-11 山内通綱，津口荘善法寺に，同荘賀茂郷地頭方乙丸名半分を寄進〔(県)浄土寺 42〕。
- 12-14 幕府，妻保垣・高田原の相論につき，帰国した訴人巖島下野四郎を急ぎ参決させる〔閥閥録 58〕。

1344 康永 3／興国 5 甲申②

- 2- 8 吉田の祇園・崇道社々殿上棟成る〔(県)同棟札〕。
- 6- 7 小槻氏，三吉門田氏に，入江保前雑掌円行以下の退治を求め，その暁には雑掌補任を約束〔(県)壬生 33〕。

1345 貞和 1(10.21)／興国 6 乙酉

- 2- 6 光厳上皇，幕府の奏請で国ごとに建立した塔と寺を利生塔・安国寺と命名〔三国地志〕。
- 3-16 尾道浄土寺の阿弥陀堂再興成る〔荘巖浄土寺縁由実録〕。
- 3-18 中原師守，栗原保の申次に補任され，友阿を代官とする〔(県)師守記〕。
- 5- 9 安井宮康仁親王，僧尊恵に地毗荘本郷を宛行う〔(県)宍道 1〕。
- 6-18 山内時通，養子通忠に地毗荘原下村以下を譲る〔山内 49〕。
- 6-20 幕府，吉川経久代に大朝本荘堺田・竹原田畠地頭職を沙汰付けさせる〔吉川 1025〕。
- 12- 3 足利尊氏，備後国利生塔に三次郡櫃田村地頭職を寄進〔(県)浄土寺 10〕。
- 12-17 足利尊氏，長井重継に備後国田総荘・小童保・長和荘東方地頭職を安堵〔閥閥録 89〕。
- 12-17 足利直義，東寺雑掌光信の訴えで，三田郷地頭市川助行に建武 4 年以降の未進年貢の究済を命じる〔(県)東寺百合 142〕。
- 12-30 この頃，僧円行，入江保預所職に還補される〔(県)壬生 36〕。

1346 貞和 2／正平 1(12.8) 丙戌⑨

- 2- 9 長井重継，嫡子直千に田総荘・小童保・長和荘東方地頭職を譲る〔(県)田総 4〕。
- 3-29 足利直義，熊谷直経女虎鶴に三入本荘上村半分地頭職を安堵〔熊谷 227〕また，山内通時に地毗荘内本郷他 1 か所の地頭職を安堵〔山内家 21〕。
- 4-26 幕府，杉原親光と宮盛重を備後国利生塔警固人に任じる〔(県)浄土寺 73〕。
- 5-15 掃部入道道崇の発願により，『巖島本地絵巻』成る〔同奥書〕。
- 閏 9-21 足利尊氏，内藤教廉跡に安芸国吉光村内地頭職を宛行う〔閥閥録 58〕。
- 10-27 直義，公文良尊らの押妨を停止し，高田原地頭職を内藤教泰に沙汰付けさせる〔閥閥録 58〕。
- 12-17 直義，小早川直平に沼田新荘和木村一方地頭職を安堵〔小早川 102〕また，熊谷直

経の訴えにより、伯父有直後家尼智阿の三入本荘内門田・屋敷 1 所以下の押領を停止する〔熊谷 83〕。

12-21 高師泰，漁船のことで，備後国吉備津宮供菜人が尾道浄土寺に神輿を振らんとするのを停止〔(県)浄土寺 63〕。

1347 貞和 3／正平 2 丁亥

2-27 備後国利生塔の造営が始まる〔(県)浄土寺 91・92〕。

2-29 豊田郡風早村祝詞山八幡宮の社殿造立〔(県)同棟札〕。

3-10 阿曾沼師綱，嫡子直綱・次男泰綱に，惣領職をそれぞれ三分二と三分一譲る〔(県)譜録・阿曾沼内記 3〕。

5- 1 大田荘前預所大夫房ら，近隣の悪党を語らい，尾道浦堂崎別所に乱入。備後国利生塔の造営が止る〔(県)浄土寺 91・92〕。

6- 7 高野山，堂崎別所への非分の課役を停止〔(県)浄土寺 80〕。

6-10 幕府，備後国利生搭警固人に命じ，寺家への狼藉を即座に退治させる〔(県)浄土寺 83・84〕。

6- これより先，東寺，幕府に竹原荘住人茂重らの因島地頭方の年貢犯用を訴える〔(県)浄土寺 102〕。

8- 3 この頃，公文良尊ら，毛利親元らを語らい，両使が高田原別符を内藤教泰に打渡すのを拒む〔閥閥録 58〕。

8-27 足利直義，安芸守護武田信武に命じ，高田原別符を内藤教泰に沙汰付けさせ，公文良尊らを流刑以下に処す〔閥閥録 58〕。

10-11 両使，万田家資に地毗荘河北村内門田地頭職を沙汰付ける〔山内 504〕。

10-26 久世次郎と号す悪党，栗原保公文安芸円源宅に打入り，放火・狼籍を働く〔(県)師守記〕。

11- 7 直義，新野道恵父子らが再度押領した三入本荘三分一地頭職を，重ねて熊谷直経に安堵〔熊谷 87〕。

11-28 直義，平賀貞宗らに河内国への発向を命じる〔平賀 10〕。

12- 1 小早川朝平没〔沼田小早川家系図〕。

12- 3 山内通時，息通継 1 人に地毗荘本郷地頭職以下を譲る《惣領の単独相続》〔山内 22〕。

1348 貞和 4／正平 3 戊子

1-22 内藤教泰，嫡子親廉に長田郷・妻保垣・高田原の惣領地頭職を譲る〔閥閥録 58〕。

4-28 光厳上皇，安芸国衙を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 147〕。

6-14 杉原光信，東寺領因島の代官職を請負い，小早川氏平，請人となる〔(県)東寺百合 148・149〕。

7 -5 大田荘桑原方地頭代重光，同荘雑掌勝円と和与し，青近郷地頭職・小世良郷公文職

を領家方へ去渡すが、地頭方の建武3年以降の未進年貢は反故とする〔(県)宝簡集他 179〕。

7-9 足利直義，尾道浄土寺の寺辺・寺領の殺生を禁断する〔(県)浄土寺 23〕。

8-26 足利尊氏，巖島神社に佐東郡已斐村を寄進〔(県)御判物帖 55〕。

10-1 沙弥行円・尼道金夫妻，逆修と父母追善のため，宝麓印塔(尾道浄土寺蔵)を造立〔(県)同陰刻銘〕。

10-11 両使，熊谷直経に新野道恵父子押領の三入本荘三分一地頭職を打渡す〔熊谷 88〕。

12-18 草戸常福寺の五重塔成る〔同露盤銘〕。

1349 貞和 5／正平 4 乙丑⑥

1-20 大田荘桑原方の地頭代官ら，領家方に去渡した青近郷・小世良郷に乱入し，所務を違乱〔(県)宝簡集他 181〕。

3-7 長井重継，嫡子直千に備後国石成荘下村地頭職を譲る〔(県)田総 5〕。

3-9 後村上天皇，忽那義範に備後国灰田郷地頭職を宛行う〔(県)忽那 4〕。

3-14 幕府，大田荘桑原方地頭大田顕連に雑掌勝円との和与遵守を命じる〔(県)宝簡集他 182〕。

4-7 足利直冬，西国下向こつき，尾道浄土寺長老に祈祷を請う〔(県)浄土寺 18〕。

4-11 長門探題足利直冬，備後・安芸など西国成敗のため下向。備後国鞆津に止まる〔(県)師守記〕。

4-18 尾道浄土寺観音堂の鰐口成る〔(県)同陰刻銘〕。

5-19 直冬，栗原保を中原氏に沙汰付けさせる〔(県)師守記〕。

6-11 足利尊氏ら，京都四条河原で橋勧進の田楽を見物。栈敷が倒れ，多くの死傷者が出る〔師守記〕。

閏 6-15 足利尊氏，高師直の執事職を罷免〔建武三年以来記〕。

8-14 尊氏，高師直の強要により，弟直義の政務を停止〔園太暦〕。

9-10 尊氏，直冬の討伐を計る〔園太暦〕。

9-13 杉原又四郎，高師直の命により鞆津に直冬を襲う。直冬，肥後国河尻荘へ逃れる〔(県)太平記〕。

10- 守護代大平出羽権守，栗原保を押領〔(県)師守記〕。

1350 観応 1(2.27)／正平 5 庚寅

1-6 足利尊氏，島津貞久に足利直冬の追討を命じる〔比志島文書〕。

2-21 足利義詮，天下静謐祈祷のため，尾道浄土寺長老に大般若経 10 部の転読を請う〔(県)浄土寺 17〕。

3-15 巖島神社，恒例の三月会菩薩真を営むため，供僧に勤仕を催促〔(県)野坂 343〕。

4-22 直冬，吉川実経に軍勢を催促〔吉川 1044〕。

5-28 武田氏信，賀茂郡西条郷で蜂起した吉岡小五郎らを討つ〔吉川 1052，小早川証文 570〕。

- 5- 吉川経盛，直冬方の旗を揚げる〔吉川 217〕。
- 6-2 武田軍，吉田荘より北条治部権少輔・毛利親衡らを追落とし，同所を焼く〔吉川 217〕。
- 6-8 武田軍，山県郡道祖多尾で毛利親衡・山形為継らと合戦・寺原・与谷の両城を落とす〔吉川 217〕。
- 6-19 武田氏信，熊谷直平に山県郡志道原荘内三隅野彦三郎入道跡地頭職を預け置く〔熊谷 229〕。
- 6-21 尊氏，長井貞頼に直冬追討の発向を命じる〔閔閔録 8-1〕。
- 6-27 直冬，熊谷直平に軍勢を催促する〔熊谷 228〕。
- 7-2 石見国の直冬党，大朝新荘に打入るが，吉川実経・綿貫孫七らに追落される〔吉川 1052〕
- 7-11 武田軍，山形為継らの拠る山県郡猿喰山城を攻略する〔吉川 1159〕。
- 7-17 直冬の部将桃井左京亮，吉川経兼に軍勢を催促〔吉川 27〕。
- 7-17 高師泰，備後国より，武田信武に毛利師親の吉田荘地頭職の安堵を求める〔毛利 17〕。ついで，石見国の直冬党追討に発向〔太平記〕。
- 7-24 直冬，阿曾沼光郷に軍勢を催促〔閔閔録 35〕。
- 8-18 山内通賢・養子通顕に地毗荘本郷内公文名半分地頭職を譲る〔山内 518〕。
- 8-28 僧栄貴，寺原荘八幡宮に参籠して，17日間大田荘八幡宮より借用した大般若経を転読〔(県)同奥書〕。
- 9-14 巖島神社，恒例の九月会菩薩真を営むため，供僧に勤仕を催促〔(県)巖島野坂 1866〕
- 9-25 幕府，高師泰に梅尾北坊雑掌定勝の地毗荘河北村の所務を安堵させる〔(県)尊経閣文庫 5〕。
- 10-26 足利直義，秘かに大和国へ赴く《観応の擾乱》〔園太暦〕。
- 11-3 直冬，重ねて阿曾沼光郷を招く〔閔閔録 35〕。
- 11-30 直冬，吉川経盛に大朝本荘枝村を安堵〔吉川 217〕。
- 11- 江見道源，東寺領因島に乱入し，押領〔(県)浄土寺 103〕。
- 12-27 尊氏，岩松頼宥に和泉・備後両国の世良田右京亮跡を宛行う〔(県)正木 1〕。

1351 観応 2 / 正平 6 辛卯

- 1-11 桃井左京亮，門田七郎五郎の軍忠を賞する〔毛利 1521〕。
- 1-25 後村上天皇，三吉覚弁に軍勢を催促〔(県)三吉鼓 1〕。
- 1- 高師直，足利直義方との戦闘のため，石見国から弟師泰を招還〔太平記〕。
- 2-1 熊谷直平，武田信武の挙兵に応じる〔熊谷 230〕。
- 2-2 足利尊氏，熊谷直氏に志路村地頭職を宛行う〔熊谷 214〕。
- 2-12 尊氏，杉原信平に福田荘地頭職以下を宛行う〔閔閔録 67〕。
- 2-15 尊氏，三吉覚弁に杭荘泉村地頭職を，同秀盛に高洲社地頭職を宛行う〔(県)三吉鼓 2，(県)譜録・高洲長左衛門 7〕。

- 2-20 直義，兄尊氏と講和。ついで，高師直一族を滅ぼす〔園太暦，観応二年日次記〕。
- 3- 3 足利直冬，児玉家氏に豊田郡竹仁上下村他 2 か所の地頭職を安堵〔閔閔録 17〕。
- 3-27 直冬，渡辺貞の軍忠を賞する〔(県)譜録・渡辺三郎左衛門 1〕。
- 3- 直冬，児玉豊行に高屋荘他 2 か所の地頭職を安堵〔(県)譜録・児玉主計 8〕。
- 4- 9 幕府，賀茂郡入野郷内早田方貞宗田畠屋敷を武石胤泰に沙汰付けさせる〔平賀 136〕。
- 4-25 尊氏，守護らの大田荘乱入を停止し，寺家の管領を安堵〔(県)宝簡集他 183〕。
- 5-14 後村上天皇，熊谷直平に軍勢を催促〔熊谷 234〕。
- 6- 2 後村上天皇，三戸孫三郎らに軍勢を催促〔毛利 1528〕。
- 6- 8 幕府，重ねて地毗荘河北門田地頭職を万田家資に沙汰付けさせる〔山内 505〕。
- 6- 9 常陸親王，熊谷直氏・同直平に軍勢を催促する〔熊谷 221・235〕。
- 6-12 後村上天皇，小早川貞平に軍勢を催促し，安芸守護職を約束〔小早川 5〕。
- 6-17 幕府，大田荘桑原方・尾道浦と同荘大田方本郷以下の領家職を高野山雑掌慶喜に沙汰付けさせる〔(県)宝簡集他 184〕。
- 6-29 直冬，尾道浄土寺領得良郷や利生塔料所上山村・櫃田村地頭職などに対する三吉弥四郎らの狼藉を停止する〔(県)浄土寺 65・85・89〕。
- 7- 1 直冬，尾道浄土・曼荼羅両寺の寺辺・寺領の殺生を禁断する〔(県)浄土寺 30〕。
- 7- 8 直義，尊氏の息義詮と不和になる〔園太暦〕。
- 7-10 義詮，武田氏信の注進により，安芸国での熊谷直平の軍忠を賞する〔熊谷 231〕。
- 8- 1 直義，北国に逃れ，この後鎌倉に入る〔園太暦〕。
- 8- 6 尊氏，直義追討のため，金子信泰らに出陣の用意を命じる〔毛利 1495〕。
- 8- 7 常陸親王，三戸頼孝らに軍勢を催促する〔毛利 1530〕。
- 8- 7 足利義詮，凶徒退治のため，尾道浄土寺長老に祈祷を請う〔(県)浄土寺 28〕。
- 8-13 岩松頼宥，三吉覚弁らを率い，品治郡石成上下城を攻略〔(県)三吉鼓 7〕。
- 8-15 足利直冬，尾道浄土寺長老に天下静謐の祈祷を請う〔(県)浄土寺 16〕。
- 8-22 頼宥，御調郡尾道城を攻撃〔(県)三吉鼓 9〕。
- 8-24 直義，小早川氏平に軍勢を催促〔小早川証文 24〕。
- 9-28 常陸親王，兵糧料所として，熊谷直平に賀茂郡入野郷北方内重弘女子分と金丸方三戸頼顕に豊田郡日高下島を預け置く〔熊谷 236，毛利 1534〕。
- 10- 2 宗俊系の山内氏一族，一揆契約を結び，直義・直冬方に与する〔山内 25〕。
- 10- 3 常陸親王，兵糧料所として，田所信高に山県郡河戸村国衙分を預け置く〔(県)芸備郡中士筋者書出 3〕。
- 10- 9 上杉顕能，岩松頼宥の抛る品治郡勝戸城を攻撃〔閔閔録 8-1，(県)三吉鼓 8〕。
- 10-10 岩松頼宥，勝戸城より，長井貞頼に合力を要請する〔閔閔録 8-1〕。
- 10- 山内通広ら，長井貞頼の領内に打入り，合戦〔毛利 1380〕。
- 10-24 尊氏，直義との講和不調により，南朝に降る〔園太暦〕。
- 10-27 後村上天皇，高野山に大田荘地頭職を安堵〔(県)宝簡集他 187〕。

- 11-7 南朝，北朝の崇光天皇を廢する《正平一統》〔園太曆〕。
12-3 直冬方の今川直貞，安芸国に発向〔(県)忽那 5〕。
12-23 義詮，小早川胤平に豊田郡久芳郷半分を宛行う〔小早川証文 525〕。

1352 文和 1(9.27)／正平 7 壬辰②

- 2-1 常陸親王，田所信高に河戸村国衙分を安堵〔(県)藤田精一 3〕。
2-26 足利尊氏，鎌倉に弟直義を殺す〔太平記〕。
閏 2-9 足利義詮，安芸国での小早川氏平の軍忠を賞する〔小早川・拾遺 23〕。
閏 2-9 足利直冬，吉川経兼に大朝新荘地頭職を宛行う〔吉川 1008〕。
3-9 義詮，小早川貞平に京都発向を命じる〔小早川証文 24〕。
3-14 常陸親王，三入新荘恒久名半分を熊谷直春に打渡させる〔毛利 1536〕。
3-26 常陸親王，兵粮料所として，三戸頼頭に内部荘福原村内同頼継跡を預け置く〔毛利 1537〕。
4-1 北畠親房，勸学料所として，高野山蓮華乗院に安芸国海田荘地頭職を寄進〔(県)宝簡集他 189〕。
4-13 義詮，備後国での三吉覚弁の軍忠を賞する〔(県)三吉鼓 6〕。
4-16 山内通勝，津口荘善法寺に重永別作免田方三郎丸名田畠を寄進〔(県)浄土寺 46〕。
4-17 武田氏信，高田郡祢村城から毛利弥次郎を追落す〔吉川 1053〕。
4-27 義詮，八幡の南朝方追討につき，小早川惟平に発向を命じる〔小早川証文 526〕。
5-28 義詮，阿曾沼光郷に安芸国の南朝方退治を命じる〔閏閏録 35〕。
5-28 武田氏信，高田郡内部城より毛利元春を追落す〔吉川 1053〕。
6-8 武田武信，高田郡吉田城に毛利元春を攻め，元春降参。ついで同城を破却〔吉川 1053〕。
6-15 武田氏信，高田郡坂城に毛利親衡を攻める〔同上〕。
6-23 義詮，備後国の直義・直冬党退治のため，杉原光信に発向を命じる〔閏閏録 67〕。
7-10 義詮，安芸国での熊谷直平の軍忠を賞する〔熊谷 231〕。
7-24 幕府，近江・美濃・尾張 3 国の当年年貢米の半分を兵粮料とする《半济令》〔建武以来追加〕。
9-14 山内通資，地毗荘高山の観音堂・阿弥陀堂に田地 8 段余を寄進〔(県)山内 3〕。
9-22 義詮，小早川重景に都宇荘を宛行う〔小早川証文 299〕。
9-24 備後守護代，中原師守に栗原保の打渡しを約束〔(県)師守記〕。
10-2 幕府，高洲社地頭職を三吉秀盛に沙汰付けさせる〔(県)譜録・高洲長左衛門 8〕。
10-3 幕府，杭荘泉村地頭職を三吉覚弁に打渡させる〔(県)鼓 6〕。
10-13 尊氏，安芸国での熊谷直氏・逸見有朝らの軍忠を賞する〔熊谷 216，小早川証文 571〕。
10-19~11-8 石見国の直冬党，山県郡に入り，寺原城に抛る。武田六郎，これを取巻く〔吉川 1053〕。
11-4 義詮，吉川経秋に大朝本荘地頭職以下を安堵〔吉川 218〕。

- 11-8 今川頼貞，坂城を囲む武田氏信の軍を追落す〔吉川 30〕。
- 11-12 直冬，長門国豊田城で幕府軍に敗れ，南朝に下る〔園太暦〕。
- 11-15 義詮，小早川実義に安芸国兼武名を宛行う〔小早川 65〕。
- 11-17 今川頼貞，武田氏信の高田郡三田馳山陣を攻略〔吉川 30〕。
- 11-17 武田軍，三田井原河原で直冬党の備後・石見の兵と戦う〔吉川 1053〕。
- 12-5 今川頼貞，吉川経兼に大朝新荘地頭職を沙汰付ける〔吉川 1009〕。
- 12-6 今川頼貞，兵粮料所として，吉川左衛門尉に三入新荘地頭職を預け置く〔吉川 1089〕。
- 12-12 直冬，安芸国での吉川経兼の軍忠を賞する〔吉川 1020〕。
- 12-16 三吉秀経・同覚弁，上杉顕能らと石成荘上村石崎河原で合戦〔(県)鼓 9〕。
- 12-27 武田氏信，内藤教泰・熊谷直氏らに，吉茂荘内池田村・多治比保内地頭職以下の所領を預け置く〔閥閥録 58，熊谷 217〕。

1353 文和 2／正平 8 癸巳

- 2-10 僧祐仙，広沢通実と兄弟契約を結び，津田郷和田村地頭職を譲る〔山内 557〕。
 - 2-17 足利義詮，安芸国での阿曾沼光郷・内藤教泰らの軍忠を賞する〔閥閥録 35，同 58〕。
 - 3-23 杉原光房，御調郡栗原・歌島の浦々以下尾道浄土寺々辺の殺生を禁断〔(県)浄土寺 19〕。
 - 4-25 小早川貞平，被官人の沼田市場の居住や同住人の女との結婚を禁じ，検断・雑務以下を貞平の直沙汰とする〔小早川証文 25〕。
 - 5-20 尼れうゑん，子息又四郎らに泉荘踊喜村の田畠を譲る〔毛利 1514〕。
 - 8-15 尾道西郷寺本堂の造立成る〔同棟木銘写〕。
 - 9-13 岩松頼宥，三吉覚弁こ杭荘泉村を打渡す〔(県)三吉鼓 3〕。
 - 10-13 岩松頼宥，尾道浄土寺領得良郷地頭職や利生塔料所上山村地頭職・草村公文職に対する軍勢の違乱を停止〔(県)浄土寺 27〕。
 - 11-24 足利直冬，天下静謐の祈祷のため，周防国阿弥陀寺に備後国吉津荘内木之荘を寄進〔(県)阿弥陀寺 1〕。
 - 12-13 義詮，賀茂郡入野城合戦での小早川実義らの軍忠を賞する〔小早川証文 438〕。
 - 12-23 幕府，小文十郎らの違乱を停止し，泉村地頭職を三吉覚弁に打渡させる〔(県)鼓 10〕。また，山内通継らの押妨を止め，地毗荘河北村を梅尾北坊雑掌定勝に沙汰付けさせる〔尊経閣文庫 6〕。
- この年，沙弥西道，大般若経（君田杵築神社蔵）を書写〔同奥書〕。

1354 文和 3／正平 9 甲午^⑩

- 1-7 遊行上人 7 代託何，尾道西郷寺の扁額を認める〔(県)同裏墨書銘〕。
- 3-18 源頼忠，地頭方の現当二世所願成就などを祈って，賀茂郡佐々村大明神に免田 1 段半を寄進〔(県)磯部 1〕。

3-22 沙弥しやうれん, とらまさ御前に下人4人を, かうほうしには田畠7段を譲る〔(県)小田38・39〕。

7-2 岩松頼宥, 広沢四郎五郎の押妨を止め, 津田郷和田村を山内通氏に沙汰付けさせる〔山内510〕。

7-5 岩松頼宥, 山内通氏に尾道浄土寺領得良郷地頭職を預け置く〔(県)浄土寺88〕。

8-4 幕府, 仁賀四郎左衛門尉らの押妨を止め, 小童保領家職を祇園社雑掌に沙汰付ける〔(県)八坂神社2〕。

9-2 足利直冬, 上洛につき, 吉川経兼らに急ぎ発向を命じる〔吉川1016〕。

9-12 足利尊氏, 平賀貞宗に賀茂郡入野郷内の大多和・小池両氏跡を宛行う〔平賀3〕。

10-5 足利義詮, 安芸国での吉川経秋の軍忠を賞する〔吉川32〕。

10-17 岩松頼宥, 山内通氏の得良郷地頭職を停止し, 所務を尾道浄土寺に返す〔(県)浄土寺66〕。

閏10-9 金子信泰, 息千代市丸に安南郡温科村地頭職を譲る〔毛利1502〕。

12-23 足利尊氏, 後醍醐天皇らの冥福を祈って, 一切経を書写し, 等持院に納め供養〔同奥書〕。

12-29 義詮, 小早川貞平らに, 小早川家宣跡以下を預け置く〔小早川証文26〕。

1355 文和4/正平10 乙未

1-22 足利直冬, 入京〔建武三年以来記〕。

3-12 幕府軍, 京都で南朝軍を破る〔園太暦〕。

3-18 逸見有朝, 子孫がないため, 三吉秀明に安芸町村地頭職以下を譲る〔小早川証文572〕。

4-29 足利尊氏, 小早川四郎三郎に豊田郡下竹仁郷を預け置く〔閏閏録14〕。

6-9 直冬, 安芸国での吉川経連・同又三郎らの軍忠を賞する〔吉川1078・1088〕。

6-23 足利義詮, 小早川貞平の注進により, 同薬寿の妻高山城合力を賞する〔小早川証文307〕。

7-16 山内通資, 弟通顕や息通広・盛通に地毗荘内の所領を譲る〔山内519・522・529〕。

8-17 宝篋印塔(三良坂福善寺蔵)成る〔同陰刻銘〕。

9-26 義詮, 小早川貞平の注進により, 同春平らの安芸国能美城以下所々での軍忠を賞する〔小早川証文528~32〕。

この年, 宝篋印塔(上下安福寺蔵)成る〔同陰刻銘〕。

1356 延文1(3.28)/正平11 丙申

2-5 足利直冬, 安芸国に入る〔(県)内田家証文1〕。

2-8 後光厳天皇, 東寺に安芸国新勅旨田他6か荘を安堵〔(県)東寺百合153〕。

2-17 足利義詮, 小早川貞平に直冬誅伐を命じる〔小早川証文27〕。

3-10 義詮, 細川頼有を備後守護職に任じる〔(県)細川1〕。

- 3-16 武田氏信，兵糧料所として，熊谷八郎左衛門尉に可部莊東方辰原を預け置く〔熊谷237〕。
- 3-25 二条良基，『菟玖波集』を撰進する〔同書〕。
- 4-29 直冬，安芸国より俄に帰国した内田左衛門三郎らを重ねて招く〔(県)内田家証文2〕。
- 6- この頃，中国管領細川頼之下向〔薩藩旧記〕。
- 10-10 頼之，豊田郡戸野城攻めでの平賀共兼の軍忠を賞する〔平賀29〕。
- 11- 8 後光厳天皇，東寺に安芸国三田郷・平田郷・高屋余田他5か荘を安堵〔(県)東寺百合154〕。
- 11- 夢阿弥の発願により，宝篋印塔（新市上安井）成る〔(県)同陰刻銘〕。
- 12- 7 頼之，三吉弥七の乱妨を止め，櫃田村地頭職を備後国利生塔雑掌寂明に沙汰付けさせる〔(県)浄土寺67〕。

1357 延文2/正平12 丁酉⑦

- 6- 5 巖島社神主親直，興法講用途の月宛分担を定める〔(県)野坂345〕。
- 7-17 順阿弥陀仏の念仏供養碑（福山最明寺蔵）成る〔(県)同陰刻銘〕。
- 7-22 細川頼之，日和新左衛門尉に世羅郡小国郷領家職半分を預け置く〔山内27〕。
- 閏7- 6 これより先，広沢四郎五郎，再び津田郷和田村を押領。頼之，重ねて同所を山内通氏に沙汰付けさせる〔山内512〕。
- 閏7-12 頼之，山内彦五郎らの押領を止め，地毗莊河北村門田地頭職を万田家資に沙汰付けさせる〔山内506〕。
- 8- 9 頼之，久芳保地頭職半分を小早川胤平に沙汰付けさせる〔小早川証文534〕。
- 8-22 頼之，広沢四郎五郎の陳弁を認めず，重ねて津田郷和田村地頭職を山内通氏に沙汰付けさせる〔山内515〕。
- 9- 7 足利義詮，仁賀四郎左衛門尉らの押領を止め，小童保の半濟外の地を祇園社雑掌に沙汰付けさせる〔(県)建内28〕。
- 9-19 足利直冬，安芸国での児玉延行の軍忠を賞する〔(県)譜録・児玉主計10〕。
- 9-28 僧玄祐，東寺より安芸国衛目代職を諸負う〔(県)東寺百合155〕。
- 11-26 両使，幕命により，造果保を巖島社神主親直代に沙汰付ける〔(県)卷子本巖島74〕。
- 11- 某阿弥陀仏，宝篋印塔（世羅廢万福寺跡）を造立し，書写した阿弥陀経を納める〔(県)同陰刻銘〕。

1358 延文3/正平13 戊戌

- 3-20 杉源信平，尾道浄土寺々辺の殺生を禁断〔(県)浄土寺20〕。
- 3-20 杉原為平，自領分の尾道浦中の殺生を禁断〔(県)浄土寺32〕。
- 4-13 斎戒衆道空，尾道浄土寺に興正菩薩（叡尊）の袈裟箱を施入〔(県)同墨書銘〕。
- 4-30 足利尊氏没（54）〔公卿補任〕。

6-23 足利直冬，兵糧料所として，吉川左近将監に安北郡飯室郷湯屋一分地頭職と東原地頭職を預け置く〔吉川 1094〕。

6- 備中某作太刀（宮島巖島神社蔵）成る〔同陰刻銘〕。

8- 9 細川頼之，賀茂郡入野合戦での小早川重景の軍忠を賞する〔小早川証文 305〕。

10- 小早川実義，直冬に賀茂郡三津村の安堵を請う〔小早川 64〕。

12- 8 足利義詮，征夷大將軍に補任される〔公卿補任〕。

12- 8 後村上天皇，賀茂郡福成寺に同東条郷内三永村を寄進〔(県)福成寺 2〕。

12-23 義詮，安芸国での熊谷直氏の軍忠を賞する〔熊谷 218〕。

12-29 直冬，安芸国での忽那則平の軍忠を賞する〔(県)忽那 7〕。

1359 延文 4／正平 14 己亥

2～ 4 安芸国で，直冬方と幕府方との合戦が続く〔熊谷 238〕。

4-20 足利義詮，熊谷直氏・内藤親廉らの 2 月以降の軍忠を賞する〔熊谷 238，閔閱録 58〕。

8-28 今川頼貞，安芸国で討死〔(県)延文四年記〕。

8- 沙弥無量の発願により，宝篋印塔（庄原宝蔵寺蔵）成る〔(県)同陰刻銘〕。

10- 5 修理亮実秀，敵を退治するみかえりとして，山内通氏息千寿丸と津田郷半分の 6 か年知行を契約〔山内 516〕。

11- 2 山内通綱，津口荘善法寺に，同荘賀茂郷地頭方田畠 2 町 7 段を寄進〔(県)浄土寺 44〕。

11-22 武田氏信，福王寺に可部荘重吉名を安堵〔(県)福王寺 12〕。

12-13 山内通資，地毗荘鑄物屋御堂に，同荘安藤名内迫田迫畠を寄進〔山内 533〕。

12-23 山内資綱，嫡子通綱に所領 6 か所を譲る〔山内 509〕。

1360 延文 5／正平 15 庚子④

閏 4- 1 細川頼之，小早川実義に賀茂郡三津村地頭職を預け置く〔小早川 66〕。

5-7 僧宥尊，御調郡河北荘今田浄土寺で大般若經 3 卷（東城報恩寺蔵）を書写。〔(県)同奥書〕。

11-30 毛利親衡，妻に吉田荘豊島郷有富村地頭職を譲る〔毛利 1359〕。

12-19 高田貞綱，安摩荘衣田島半分代官職に補任される〔閔閱録 70〕。

1361 康安 1(3.29)／正平 16 辛丑

4- 3 備後守護細川頼有，三吉掃部助の押妨を止め，櫃田村地頭職を利生塔雑掌に沙汰付けさせる〔(県)浄土寺 68〕。

8-10 尼理穆，地毗荘円通寺塔頭宝持庵に免田 3 段を寄進〔(県)山内 6〕。

9-24 斯波氏経，尾道浄土寺長老に凶徒退治の祈祷を請う〔(県)浄土寺 92〕。

10- 3 九州探題斯波氏経，豊後国府中に到る〔阿蘇文書〕。

10- 5 細川頼之，尾道浄土寺に得良郷地頭職を安堵〔(県)浄土寺 25〕。

11- 9 左衛門尉某，竹原荘定林寺に，同寺が都宇荘浜新堤で開発した新田を寄進〔閔閔録136〕。

12-13 これより先，僧兼尊ら，諸方に勸進し書写した大般若經（東城報恩寺蔵）を順次因島中荘八幡宮に奉納する〔(県)同奥書〕。

12-27 足利義詮入京。南朝軍，戦わずして京都を撤退〔建武三年以来記〕。

12- 沙弥道珍，石成荘上村浄香庵に，同村武守名内田1町余を寄進〔(県)青山文庫2〕。

1362 貞治1(9.23)／正平17 壬寅

1- 1 巖島神社遷宮〔(県)野坂116〕。

1- 6 武田信武没(71)〔(県)甲斐信濃源氏綱要〕。

1-11 山内通資，地毗荘円通寺に阿弥陀堂田以下田7段を寄進〔(県)山内2〕。

11-27 吉川経政，足利直冬に供奉し，備後国府中に到る〔吉川1096〕。

12-17 直冬，備後国油木宮内の陣で，内田致行代の軍忠を賞する〔(県)内田家証文3〕。

1363 貞治2／正平18 癸卯①

3-18 小早川実義，息義春に梨子羽郷南方内香根島・三津村を譲る〔小早川67〕。

この春，大内弘世，幕府方に降る〔旧典類聚〕。

4- 8 沙弥良性ら，光明真言結縁のため，尾道浄土寺に愛染明王像を寄進し，照巖上人の房に安置〔(県)浄土寺113〕。

4-22 吉川実経，息虎熊に大朝本荘枝村内大塚・女鹿原を譲る〔吉川1054〕。

6-29 小早川重景，息重宗に都宇・竹原両荘以下を譲る〔小早川68〕。

8- 3 足利直冬，吉川経秋らの幕府方退治を賞し，急ぎ参陣を命じる〔吉川224〕。

8-21 足利義詮，児玉延行を招く〔(県)譜録・児玉主計12〕。

8-24 幕府，仁賀四郎左衛門尉らの押領を止め，小童保を祇園社雑掌に沙汰付けさせる〔(県)建内29〕。

9-10 これより先，小早川春平，幕府に直冬の備後国からの敗走を注進〔小早川証文28〕。

9-10 この頃，山名時氏，幕府方に降る〔同上〕。

10-14 直冬，吉川山城守に備中国草壁郷地頭職を宛行う〔吉川1097〕。

12-29 直冬，吉川経秋を土佐守護職に任じる〔吉川219〕。

1364 貞治3／正平19 甲辰

2- 1 足利直冬，吉川経秋に長門国岩永郷・三原大島以下の地頭職を宛行う〔吉川220〕。

2-13 僧貞阿の発願により，宝篋印塔（尾道万福寺蔵）成る〔(県)同陰刻銘〕。

3-17 後光厳天皇，長福寺に地毗荘河北村を安堵〔(県)長福寺3〕。

4-16 直冬，吉川経秋に大朝本荘鳴滝村内の地を安堵〔吉川1101〕。

5-18 直冬，吉川虎熊に賀茂郡入野郷地頭職を宛行う〔吉川1055〕。

- 5- 和泉国堺の人道祐、『論語集解』を開板する〔同書〕。
- 7-1 武田氏信、熊谷直氏に宮莊地頭職、同直経に祢村地頭職を預け置く〔熊谷 220・89〕。
- 10-23 足利義詮、賀茂郡西条合戦での小早川実義らの軍忠を賞する〔小早川証文 309・535〕。
- 12-2 山内通継、地毗莊円通寺宝持庵に同莊本郷安国名内の田畠・屋敷を沽却〔山内 7〕。
- 12-3 山内通継、同じく宝持庵に円明寺田を沽却〔(県)山内 5〕。

1365 貞治 4／正平 20 乙巳⑨

- 2-1 児玉延行、息持行に高屋莊・下竹仁村以下を譲る〔(県)譜録・児玉主計 14〕。
- 2-5 幕府、備後・安芸両国守護らに命じ、春日社造替用棟別銭 10 文を催徴させる〔(県)春日神社 3・4〕。
- 2-22 左近将監重尚、備後一宮供菜人の尾道浄土寺殺生禁断所での殺生を厳禁〔(県)浄土寺 31〕。
- 3-6 足利直冬、吉川光経に周妨国祖生郷地頭職を宛行う〔吉川 1080〕。
- 6-1 山内通継、弟通忠を養子として、地毗莊本郷地頭職以下を譲る〔山内 52〕。
- 8-3 広沢諸実、数度の使節遵行に応ぜず、天龍寺領三谷西条地頭職の押領を続ける。幕府、同所を寺家雑掌に打渡させる〔山内 28〕。
- 8-5 直冬、内部莊本知行分の替所として、熊谷直経に賀茂郡小田郷地頭職を宛行う〔熊谷 90〕。
- 8-13 後村上天皇、長井泰秋を左近将監に任じる〔毛利 1348〕。
- 9-8 熊谷直経、息宗直 1 人に、三入本莊地頭職以下を譲る〔熊谷 239〕。
- 10-1 天野遠藤、諸方に結縁を求め、大般若経（東広島大宮神社蔵）を志芳莊八幡宮に奉納〔(県)同奥書〕。
- 12-25 山内通継、地毗莊円通寺宝持庵に同莊本郷行平名を沽却〔(県)山内 8〕。

1366 貞治 5／正平 21 丙午

- 1-19 備後守護渋川義行、小童保を祇園社雑掌に沙汰付けさせる〔八坂神社 3〕。
- 2-7 尼妙阿、尾道浄土寺観音に馬角を寄進〔浄土寺 112〕。
- 2-18 沙弥道善、吉川左近将監に安北郡飯室郷湯屋方地頭職を打渡す〔吉川 1095〕。
- 3-2 筑前国博多講衆ら、厳島神社に鑄銅釣燈籠を寄進〔同陰刻銘〕。
- 3-4 佐々木道誉、洛西大原野で豪華な花見の宴を張る《ばさら大名》〔太平記〕。
- 5-2 足利直冬、毛利広内を兵部少輔に吹挙〔毛利 1330〕。
- 5-3 渋川義行、三吉掃部助の押領を止め、檀田村地頭職を備後国利生塔雑掌に沙汰付けさせる〔(県)浄土寺 70〕。
- 5- 僧由阿、二条良基の招きで上京し、『万葉集』を講じる〔詞林采葉抄〕。
- 6-24 幕府、重ねて小童保の沙汰付けを命じる〔建内 30〕。
- 9-2 足利義詮、毛利元春を招く〔毛利 5〕。

- 9-3 これより先，大内弘世，山県郡大田に発向〔益田文書〕。
- 9-14 幕府，小早川貞平の押妨を止め，半濟外の因島地頭職を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 157〕。
- 9-20 下野守秀隆，因島地頭職を請負う〔東寺百合 158〕。
- 11-24 山内通継，首藤次郎に地毗荘本郷せきたに名を沽却する〔山内 29〕。
- 12-8 直冬，吉川讃岐守に備後国河立荘・石見国内田肥前守跡他の地頭職を宛行う〔吉川 1098〕。
- 12-14 幕府，山内通継らの押妨を止め，地毗荘河北村を梶尾北坊雑掌定勝に沙汰付けさせる〔尊経閣文庫 8〕。

1367 貞治 6／正平 22 丁未

- 1-17 安芸守護武田氏信，金子信泰に安南郡温科村惣地頭職を預け置く〔毛利 1504〕。
 - 2- 高麗使，入京し，倭寇の禁圧を求める〔後愚昧記〕。
 - 3-5 足利義詮，重ねて毛利元春を招く〔毛利 6〕。
 - 4-14 幕府，広沢中務丞らの押妨を止め，重ねて小童保を祇園社雑掌に沙汰付けさせる〔(県)建内 32〕。
 - 4-29 南朝，葉室光資を京都に派遣し，講和を計る。幕府，これを拒否〔師守記〕。
 - 6-6 幕府，新たに造天龍寺領となった重永荘・大田荘桑原方 6 か郷・山内 4 か郷・敷名郷・神崎荘・尾道倉敷を寺家雑掌に沙汰付けさせる〔山内 30〕。
 - 6-25 義詮，尾道浄土寺に寺領得良郷地頭職，利生塔料所の檀田・上山両村地頭職と草村公文職を安堵〔(県)浄土寺 11・12〕。
 - 10-7 武田氏信，直冬方より幕府方に転じた寺原安芸守に，寺原荘・平田荘福光名地頭職を安堵〔吉川 1160〕。
 - 10-14 幕府，小早川貞平の押妨を止め，因島地頭職を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔東寺百合 162〕。
 - 10- これより先，大内弘世，安芸国に発向し合戦〔益田文書〕。
 - 11-25 義詮，病気のため政務を息義満に譲り，細川頼之を管領とする〔愚管記〕。
 - 12-7 武田氏信，幕府方に降った大朝本荘惣領地頭吉川経任の本領安堵を吹挙〔吉川 1002〕。
 - 12-7 足利義詮没 (38)〔愚管記〕。
- この年，万代氏道円の発願により天寧寺を建立，春屋妙葩を開山に招く〔普明国師行業実録〕。

1368 応安 1(2.18)／正平 23 戊申⑥

- 2-13 幕府，五山諸寺住持入院の制を定める〔花營三代記〕。
- 5-16 巖島社神主親直，所助清に庶子分の佐西郡大竹内人杖免 5 段を還付させる〔(県)所 6〕。
- 6-17 幕府，皇室領・殿下渡領・寺社一円領を除き，半濟法を施行《応安の半濟令》〔建武

以来追加)。

閏 6-17 備後守護渋川義行，尾道浄土寺長老に大般若経転読などを謝す〔浄土寺 93〕。

閏 6-24 幕府，巖島社神主親直の押領を止め，造果保を小早川氏平に沙汰付けさせる〔小早川証文 491〕。

7-22 慶千代丸，東寺より 200 貫文で安芸国衙所務職を請負う〔(県)東寺百合 164〕。

7-28 幕府，吉川経秋・内藤親廉らの本領を安堵〔吉川 221，閏閏録 58〕。

8-13 新熊野社別当某，可部荘福王寺に三入荘領家職を安堵〔(県)福王寺 21〕。

8-13 山内通継ら，延文 3 年以降，地毗荘本郷の領家職年貢を未進。備後守護渋川義行，梶尾北坊雑掌定勝に未進年貢を究済させる〔(県)日下 1〕。

8-16 大内弘世，長田郷と妻保垣・高田原両別符の下地安堵口入につき，内藤氏の人々に道泰の息の名字を巖島社神主へかけさせる〔閏閏録 58〕。

8-28 幕府，大内弘世が造果保の小早川氏平の要害を破却するを停止〔小早川証文 492〕。

8-28 大内弘世，志和井城料所として，内田致行に高田郡麻原郷三分一地頭職を預け置く〔内田家証文 4〕。

8- 掃部助高光，東寺より因島地頭職を請負う〔(県)東寺百合 165〕。

9-15 備後守護渋川義行，小早川貞平の押妨を止め，因島地頭職を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 166〕。

9-24 これより先，内藤道泰，巖島社神主に代々の諸証文を差出す。大内弘世，道泰に巖島社神主の長田郷・保垣上下村の下地安堵を伝え，証文の案文の裏を封して与える〔閏閏録 58〕。

9- 東寺雑掌頼憲，北朝に小早川貞平・平山・秋山らの安芸国衙領押領を訴える〔(県)東寺百合 167〕。

11- 7 幕府，大内弘世に命じ，守護人・国人らの押妨を止め，安芸国務を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 171〕。

11-14 大内弘世，吉川経秋に平田荘三分一地頭職・同領家職を打渡させる〔吉川 222〕。

12-26 足利義満，小早川宗平に造果保を安堵〔小早川証文 493〕。

12-29 幕府，大内弘世に命じ，造果保での巖島社神主親直の狼藉を停止させる〔小早川証文 494〕。

12-30 義満，征夷大將軍に補任される〔後愚昧記〕。

1369 応安 2 / 正平 24 己酉

2-10 某氏，安那郡竹田高富荘内見池の水が六分に減れば，当地の領主鼓氏の成敗に任せるとを了承〔(県)福山志料三吉鼓 2〕。

3-12 山内通忠，円通寺宝持庵に地毗荘本郷高山門田内の田地を寄進〔(県)山内 4〕。

6-12 幕府，重ねて大内弘世に命じ，安芸国務を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 172〕。

- 6-17 幕府，厳島社神主親直に造果保の所務違乱停止を命じる〔小早川証文 495〕。
- 7- 8 尼宗秀の発願により，吉舎善逝寺の本尊木造釈迦如来坐像を造立する〔(県)同胎内墨書銘〕。
- 7-29 これより先，広沢中務丞，守護代尾崎政利の入部を退け，小童保の打渡を拒む〔建内 33〕。
- 12-16 小早川宣平没〔沼田小早川家系図〕。

1370 応安 3／建徳 1(7.24) 庚戌

- 6-24 幕府，大内弘世に命じ，造果保を厳島社雑掌に沙汰付けさせる〔(県)野坂 80〕。
- 8- 七重石塔（世羅廢万福寺跡）成る〔(県)同陰刻銘〕。
- 10- 多々良弘慶，大内弘世の命で造果保の打渡しを計るが，小早川宗平，これを拒む〔(県)野坂 80〕。
- 11-14 幕府，安芸国吏務職を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 173〕。また，厳島社神主親直が造果保に構えた城郭を破却し，同所を小早川宗平に打渡させる〔小早川証文 496〕。
- 11-19 守護代尾崎政利，広沢中務丞の違乱により，小童保の打渡しができない旨上申〔(県)建内 34〕。
- 11- これより先，小童保下地中分〔(県)建内 36〕。

1371 応安 4／建徳 2 辛亥③

- 2-19 九州探題今川貞世，鎮西に赴くため京都を出発〔花宮三代記〕。
- 3-21 安芸守護今川貞世，毛利元春に吉田荘領家職内竹原郷と内部荘地頭職を預け置く〔毛利 13〕。
- 閏 3-12 幕府，下総国阿玉郷の替所として，小早川春平に内部荘他 1 所を宛行う〔小早川 30〕。
- 4- 厳島社大鳥居再興成る〔(県)厳島野坂 1562〕。
- 5-10 地頭直康，高野山より大田荘戸張・安田両郷領家職を請負う〔(県)宝簡集他 190〕。
- 5-19 今川貞世，尾道浦から沼田に入る〔(県)道ゆきぶり〕。
- 7-16 高野山僧珠阿，尾道浄土・曼荼羅両寺の免田畠・在家などを安堵〔(県)浄土寺 81〕。
- 8-23 備後守護今川貞世，幕命により，石清水八幡宮東宝塔院雑掌に藁江荘領家職を還付〔石清水八幡官 7〕。
- 8-29 今川貞世，沼田を発って入野郷を通り海田に至る〔(県)道ゆきぶり〕。
- 9-12 今川貞世，三吉掃部助の押領を止め，櫃田村地頭職を備後国利生塔雑掌に沙汰付けさせる〔(県)浄土寺 69〕。
- 9-20 今川貞世，厳島神社に参詣〔(県)道ゆきぶり〕。
- 10- 1 長井貞広，備後守護今川貞世の麾下で九州に従軍するため，毛利広世と親子契約を

結び、後事を託す〔毛利 1382〕。

11-21 幕府、院宣に任せ、白河侍従に因島三津荘他 4 か所を安堵〔(県)早稲田大学 1〕。

12-19 今川貞世、長門国赤間関より豊前国門司に到り、赤坂に陣する〔毛利 13 他〕。

1372 応安 5/文中 1(4?) 壬子

2-10 これより後、吉川経見・山内通忠ら、今川貞世の麾下、九州で戦う〔吉川 33, 山内 54〕。

4- 2 今川貞世、宮重代官の尾道浄土寺領への入部を停止〔(県)浄土寺 36〕。

8- この頃、大内弘世ら、九州の陣から帰国〔毛利 13 他〕。

10- 8 沙弥良親、掃部助道秀の菩提を弔うため、真如庵僧に三日新荘下村内奉請田畠栗林を寄進〔(県)己斐 4〕。

12- 2 二条良基、『連歌新式』を撰ぶ〔同書〕。

12-19 御使広沢師実、大田荘山中郷領家職を高野山雑掌に沙汰付ける〔(県)宝簡集他 191〕。

12-23 守護代長瀬妙道、尾道浄土寺雑掌に半済分の得良郷地頭職を打渡す〔浄土寺 71〕。

1373 応安 6/文中 2 癸丑^⑩

2- 5 今川貞世、兵糧料所として、熊谷宗直に三入新荘内熊谷直氏・同庶子ら跡他 2 か所を預け置く〔熊谷 93〕。

3-11 巖島神社、鳥居供養のため、衆僧らに勤仕を催促〔(県)野坂 347〕。

4- 7 今川貞世、長井貞広に信敷荘西方を預け置く〔毛利 1383〕。

4- 8 吉川経秋、娘弥徳に大朝本荘枝村・田原・竹原・材木山を譲る〔吉川 229〕。

5- 6 青方氏ら松浦一族、一揆契約を結び、幕府方に属する〔青方文書〕。

6-11 山内通忠、当年を限って地毗荘本郷領家方の代官職に補任される〔山内 55〕。

6-25 山内通忠、地毗荘河北村領家方所務職を請負う〔山内 56〕。

6-27 阿闍梨妙心、福成寺の治部阿闍梨に造果保内浄土寺院主職を譲る〔平賀 175〕。

7-19 幕府、小早川宗平と巖島社神主親直の相論を裁許し、宗平に造果保を安堵〔小早川証文 497〕。

9- 4 今川貞世、九州での熊谷宗直の軍忠を賞する〔熊谷 94〕。

9- 5 今川貞世、熊谷宗直に可部荘城の退治を命じ、兵糧料所として同荘内名原両村の預け置きを約束〔熊谷 95〕。

10- 9 幕府、鎌倉五山の住持入院の制を定める〔花宮三代記〕。

閏 10- 3 今川貞世、重ねて守護代長瀬妙道に命じ、半済分の尾道領家職を高野山に還付させる〔(県)宝簡集他 192〕。

閏 10-24 幕府、諸郷保地頭らの押領を止め、安芸国吏務職を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 176〕。

11-16 毛利親衡、息直元に吉田荘麻原郷地頭職を譲る〔毛利 1360〕。

12- 5 左近将監某，兵粮料所として，熊谷勘解由左衛門尉に可部荘内々藤入道跡を，熊谷三郎に兼武名内国衙職を預け置く〔熊谷 240・241〕。

1374 応安 7／文中 3 甲寅

2- 5 細川頼之，杉原民部入道の押領を止め，尾道浦大田方領家職を高野山に沙汰付けさせる〔(県)宝簡集他 194〕。

3-26 佐伯元久，長近久に宮内荘内の巖島社左舞免田 5 段を譲る〔(県)巖島野坂 1561〕。

6-20 日吉・祇園・北野社の神人ら，修造の遅延につき，神輿を奉じ入京〔愚管記〕。

7- 9 毛利親衡，大内弘世と同心して，息元春の所領等に要害を構え狼藉を行う〔毛利 13・15〕。

7-22 今川頼泰，兵粮料所として，山内通忠に三上郡高郷地頭職と長江荘半分を預け置く〔山内 57〕。

8- 3 幕府，三吉道秀の地毗荘打入りを停止させる〔山内 58〕。

8- 5 今川貞世，兵粮料所として，毛利元春に甲立荘以下の領家職半済分を預け置く〔毛利 7〕。

8-10 児玉兄行，内藤満廉を猶子とし，下竹仁村地頭職を譲る〔(県)譜録。児玉主計 15〕。

8- 比丘求清の発願により，大般若経（東城千手寺蔵）の版木成る〔(県)同刊記〕。

この年，足利義満，新熊野神社で観阿弥らの神事猿楽を観る〔申楽談義〕。

1375 永和 1(2.27)／天授 1(5.27) 乙卯

2-19 小早川貞平没〔沼田小早川家系図〕。

8-29 長井貞広，筑後国山崎で討死〔毛利 1385〕。

8- 武田氏信，侍従阿闍梨良海に可部荘福王寺別当職を宛行う〔(県)福王寺 20〕。

8- 毛利親衡没〔江氏家譜〕。

12- 3 細川頼之，小早川弾正左衛門所望の名国司につき，吹挙を約束〔小早川証文 536〕。

12- 大内義弘，今川貞世救援のため，豊後国に入り，ついで豊前国に進む〔阿蘇文書〕。

1376 永和 2／天授 2 丙辰⑦

2-16 毛利直元，息元衡に吉田荘麻原郷地頭職を譲る〔毛利 1361〕。

3-11 今川貞世，九州での毛利元春の軍忠を賞する〔毛利 9〕。

3- これより先，三吉道秀，地毗荘地頭職に補任される。山内通忠代官，幕府にその不当を訴える〔山内 62〕。

5- 東寺雑掌頼憲，重ねて幕府に安芸国吏務職の沙汰付けを請う〔(県)東寺百合 177〕。

6- 9 今川貞世，幕府に毛利元春の本領安堵を吹挙〔毛利 10〕。

8- 9 足利義満，佐波実連に出雲国赤穴荘と安芸国山県荘の地頭職を宛行う〔閔閔録 37-1〕。

9- 銅鐘（三次三勝寺蔵）成る〔同陰刻銘〕。

11- この頃より、三原金剛寺源恵、僧らを勧進して、楽音寺・墓沼寺・香根島長善寺・三原大智坊などで大般若経（世羅永寿寺蔵）を書写〔(県)同奥書〕。

1377 永和3/天授3 丁巳

1-11 長井直千、嫡子能里に田総荘・小童保・長和荘の地頭職を譲る〔(県)田総6〕。

2-11 山内通知、養子若鶴丸に津田郷地頭職を譲る〔山内499〕。

3-10 今川貞世、宮次郎左衛門尉の違乱を止め、長和荘東方・石成荘下村の地頭職を長井能里に沙汰付けさせる〔(県)早稲田大学2〕。

4-3 内藤道泰、息重廉に長田郷・妻保垣上下村以下の名田畠・栗林などを譲る〔閩閩録58〕。

7-30 幕府、毛利元春に吉田荘地頭職を沙汰付けさせる〔毛利11〕。

1378 永和4/天授4 戊午

3-10 足利義満、室町新第に移る〔愚管記〕。

3-21 幕府、国富蔵人の違乱を止め、大田荘宇賀郷秋光名を高野山雑掌に沙汰付けさせる〔(県)宝簡集他195〕。

4-2 巖島社神主、長近久を同社棚守職に補任〔野坂298〕。

6-1 宝菩提院律師清俊、東寺より安芸国衙所務職を請負う〔(県)東寺百合178〕。

6-3 藤原広定作木造厨子（尾道浄土寺蔵）成り、僧堂に安置。ついで、木造文殊菩薩騎獅像1体を納める〔(県)同床板墨書銘〕。

7-4 義満、毛利元春に吉田荘地頭職を安堵〔毛利12〕。

7-10 幕府、大使の大田荘での役夫工米催徴を停止〔(県)宝簡集他197〕。

8-25 幕府、重ねて大田荘宇賀郷秋光名を高野山雑掌に沙汰付けさせる〔(県)宝簡集他200〕。

8- これより先、吉川経房代、大内義弘に供奉し、肥後国藤崎城合戦などに従軍、同城の警固に当る。この月、今川貞世に戦功を具状〔吉川1108〕。

12-17 幕府、諸郷保地頭らの押領を止め、安芸国吏務職を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔東寺百合179〕。

1379 康暦1(3.22)/天授5 己未④

2-13 小早川義春、伊予国従軍のため、嫡子仲義に都宇・竹原両荘以下の所領を譲る〔小早川69〕。

2-18 小早川義春、阿闍梨観智に楽音寺南方三分二院主職を安堵〔(県)楽音寺40〕。

3-16 安芸守護今川貞世、大内弘世に安芸国吏務職の沙汰付けを求める〔(県)東寺百合180〕。

4-20 大内弘世、今川貞世の使節遵行要請を拒否〔(県)白河本東寺百合16〕。

4-21 足利義満，摂津能連に重永本新莊他2か所を安堵〔士林証文2〕。

4- 熊谷宗直代直忍，今川仲秋に九州諸所での戦功を具状する〔熊谷96〕。

閏4-14 義満，諸将の強要で管領細川頼之を罷免。頼之，讃岐国に帰る〔花營三代記〕。

8-29 備後守護山名時義，尾道浄土寺の寺辺・寺領の殺生を禁断する〔(県)浄土寺22〕。

9-30 山名時義，尾道浄土寺に得良郷地頭職を安堵〔(県)浄土寺24〕。

10-5 義満，小早川宗平に伊予国越智郡大島地頭職を預け置く〔小早川証文498〕。

10-10 多賀通俊，10か年を限り，地毗荘伊与東村内の田畠を沽却する〔山内517〕。

10-10 幕府，南禅寺の春屋妙葩を僧録に任じる〔空華日用工夫略集〕。

10-16 内藤重廉，嫡女めめごぜんに妻保垣・高田原両別符と長田郷の地頭職を譲る〔関関録58〕。

11-10 この頃，久代定淵，大田荘桑原方6か郷の預所職に補任される〔(県)宝簡集他203〕。

11- 毛利元春，所領支配について置文を認め，嫡子広房に与える〔毛利18〕。

12- 東寺雑掌頼勝，重ねて幕府に安芸国吏務職の沙汰付けを請う〔(県)白河本東寺百合17〕。

この年，天関瑞冲，招かれて沼田荘船木永福寺に入り，住持となる〔(県)芸州永福寺天関瑞冲禅師行実〕。

1380 康暦2/天授6 庚申

2-24 幕府，大内弘世や諸郷保地頭らの押領を止め，安芸国吏務職を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合181〕。

4-28 大内義弘，吉川経見に平田荘残地頭分を預け置く〔吉川234〕。

5-8 武田氏信没(69)〔(県)甲斐信濃源氏綱要〕。

5-10 大内満弘，内藤重廉に豊田郡竹仁村広沢藤三郎跡を預け置く〔関関録58〕。

5-28 大内義弘，弟満弘と安芸国内郡で合戦。芸州大将讃井山城守ら侍200余人が討死〔(県)花營三代記〕。

7-25 某氏七周忌追善の宝篋印塔(新市厚山)成る〔(県)同陰刻銘〕。

8-5 中務少輔親冬，真如庵に三田新莊下村内の田1段を寄進〔(県)己斐5〕。

11-15 大内弘世没(55)〔大内氏実録〕。

12-25 足利義満，吉川経見に大朝新莊・平田荘地頭職を安堵〔吉川35〕。

この年，足利義満，十刹の次第を定める〔扶桑五山記〕。

1381 永徳1(2.24)/弘和1(2.10) 辛酉

1-13 毛利元春，嫡子広房に吉田荘地頭職半分を譲り，同荘竹原郷は広房・広内・忠広・広世の4子に等分する〔毛利19・20〕。

2-7 前能登守親冬，位牌料所として，真如庵に三田新莊下村内の田3段を寄進〔(県)己斐8・9〕。

2- 長井能里，幕府に宮氏押領の長和荘東方・石成荘下村地頭職の安堵を請う〔(県)田総7〕。

5-2 備後守護山名時義，仁賀勘解由左衛門入道の違乱を止め，得良郷地頭職を尾道浄土寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)浄土寺〕。

5-10 幕府，巖島社神主親直の押妨を止め，重ねて造果保を小早川宗平に沙汰付けさせる〔小早川証文 500〕。

7-1 大内義弘，造営料所として，巖島神社に志芳荘二分方地頭職を寄進する〔(県)御判物帖 58〕。

10-21 山名時義，大田荘桑原方領家職半済残分の年貢収納を安堵させる〔(県)宝簡集他 205〕。

12-14 大内義弘，熊谷宗直に三入本荘・同新荘恒久名・可部荘内料所名以下を安堵〔熊谷 98〕。

1382 永徳 2／弘和 2 壬戌①

6-2 僧頼喜らの勧進により，大般若経を書写，神石郡油木八幡神社に奉納〔(県)同奥書，(県)同経櫃朱字銘〕。

9-6 山名時義，請人久代三郎左衛門尉の年貢未進により，大田荘宇賀・上原両郷を高野山雑掌に沙汰付けさせる〔(県)宝簡集他 206〕。

1383 永徳 3／弘和 3 癸亥

3-22 掃部助頼秀，小早川春平に，山名方の奉公を止め小坂郷に違乱なきを誓い，能美郷の安堵を請う〔小早川証文 30〕。

6- 榎尾北坊雑掌定勝，北朝に山内通継跡らの地毗荘河北村押領を訴える〔(県)尊経閣文庫 9〕。

7-22 弾正少弼直衡，沼田荘領家半済所務職を請負う〔小早川証文 31〕。

8-28 幕府，地毗荘河北村領家職半済残分を蓮華王院雑掌に沙汰付けさせる〔(県)日下 2〕。

12-21 義満，吉川経秋の娘弥徳に大朝本荘枝村・田原・竹原・材木山などを安堵〔吉川 237〕。

1384 至徳 1(2.27)／元中 1(4.28) 甲子⑨

4-21 幕府，小早川宗平の押妨を止め，造果保を巖島社雑掌に沙汰付けさせる〔野坂 131-2〕。

8- 僧良鎮，『融通念仏縁起絵巻』を作る〔同奥書〕。

11-21 幕府，料所分として，重ねて小早川仲義に賀茂郡三津村地頭職を預け置く〔小早川 70〕。

11-28 幕府，さきに巖島親直に与えた御教書を召返し，造果保を小早川宗平に安堵〔小早川証文 501〕。

12-1 僧鏡賢，弟子頼真に楽音寺西方寺務職三分二を譲る〔(県)臺沼寺 14〕。

12-5 小早川仲義，讓状に任せ，僧頼真に楽音寺西方三分二院主職を宛行う〔(県)楽音寺 41〕。

12-24 幕府，料所分として，小早川駿河五郎に久芳郷半分を預け置く〔小早川証文 537〕。

1385 至徳 2／元中 2 乙丑

3-27 前遠江守某，守護代長町知行の半済分大口荘領家職を高野山雜掌に打渡す〔(県)宝簡集他 208〕。

5-27 両使，沼田新莊分段銭 5 貫 250 文を受取る〔小早川証文 32〕。

5- 小早川仲義，臺沼寺に末寺王子院の院主職を還付し，沼部僧に同職を領知させる〔(県)東禪寺 4〕。

6-11 守護今川貞世，毛利広世に命じ，麾下で軍忠を誓った安芸国人の本領・当行地を安堵させる〔閥閥録 8-2〕。

7- 1 巖島社神主親直，三郎五郎に伶人兵衛三郎跡を宛行う〔(県)御判物帖 59〕。

7-7 幕府，諸郷保地頭らの押領を止め，安芸国吏務職を東寺雜掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 182〕。

7-29 幕府，吉川経秋の娘弥徳に大朝本荘枝村・田原・竹原・材木山などを打渡させる〔吉川 238〕。

8- 6 今川貞世，合力を誓った熊谷宗直・毛利亀若丸・同幸千代らに本領・当知行地を安堵する〔熊谷 99，毛利 1349・1362〕。

8-10 今川貞世，毛利広世に命じ，熊谷宗直に三入本・新両莊を安堵させる〔閥閥録 58〕。

8-25 両使，沼田莊椋梨分段銭 1 貫 600 文を受取る〔小早川証文 33〕。

10- 3 今川貞世，熊谷宗直に三入莊と可部莊名原郷を安堵する〔熊谷 100〕。

10- 7 足利義満，毛利亀若丸に吉田莊の地頭職半分を安堵〔毛利 1350〕。

10-14 幕府，小早川春平・同左近将監・同兵庫助の押領を止め，入野・郡戸・戸野各郷の国衙分を東寺雜掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 184〕。

10-19 大内義弘，吉川経見に石見国市木郷・仁万石川分を預け置く〔吉川 239〕。

11-15 平賀貞宗，息弘章に高屋保・入野郷半分を譲る〔平賀 134〕。

1386 至徳 3／元中 3 丙寅

1-26 安芸守護今川貞世，幕命により，毛利広房跡にその遺領を安堵〔毛利 21〕。

3-10 備後守護山名時義，小早川弘景に因島三津莊領家職を宛行う〔小早川 71〕。

4-28 山内通忠，千光寺領地毗莊本郷領家職を請負う〔山内 64〕。

7-10 幕府，京都・鎌倉の五山の座位を定め，南禪寺をその上位とする〔円覚寺文書〕。

8-19 尾道西国寺薬師堂の造立成る〔(県)同棟札〕。

10-17 明兆，東福寺五百羅漢図を描く〔東福羅漢供跋〕。

10-29 足利義満，小早川春貞・同兼平に，久芳郷半分内の地などを安堵〔小早川証文 538・539〕。

11-25 足利義満，毛利広世・同亀若丸・同広内・同幸千代丸に，それぞれ内部荘福原村・

河本村・山手村と吉田荘麻原郷地頭職を安堵〔閥閥録 8-2, 毛利 1351, (県)無銘手鑑 1, 毛利 1363〕。

1387 嘉慶 1(8.23)／元中 4 丁卯⑤

3-7 幕府, 東寺雑掌に安芸国衙職を沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 186〕。

3-23 巖島社神主親直, 曹泉庵に成原垣内の田畠 3 段を寄進〔(県)野坂 15〕。

3-29 巖島社神主親直, 給主所助清の薬師堂免田などへの綺を禁じ, 同所に住持を据置させる〔(県)所 7〕。

4-8 毛利広内, 当年の人江保領家職を請負う〔毛利 1331〕。

4-22 小早川春平代, 東寺雑掌の訴えにつき, 30 余年の因島地頭職当知行を陳弁〔(県)東寺百合 187〕。

5-12 足利義満, 小早川貞平に与えた下文を召返し, もとのごとく東寺に因島地頭職を寄進〔(県)東寺百合 190〕。

5-30 幕府, 巖島社神主親直・小早川左近将監・同兵庫助の押領を止め, 東寺雑掌に己斐村半分と郡戸・戸野両郷を打渡させる〔(県)東寺百合 188〕。

7-2 足利直冬没〔足利系図〕。

7-21 幕府, 入野郷南北は平賀弘章・同直宗, 佐西郡は巖島社神主親直, 杣村は武田遠江守の押領を止め, 東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 192〕

10-11 幕府, 重ねて杣村・温科村を東寺雑掌に沙汰付けさせ, 遵行未了の戸野・郡戸両郷についても打渡を命じる〔(県)東寺百合 193〕。

12-3 義満, 内藤満廉に妻保垣・高田原両別符と長田郷の地頭職を安堵〔閥閥録 58〕。

1388 嘉慶 2／元中 5 戊辰

2-9 平賀直宗, 息時宗に高屋保半分・入野郷北方地頭職を譲る〔平賀 135〕。

4-3 増長院義宝, 小早川春平に, 70 貫文での東寺領因島地頭職の請負いを打診する〔東寺百合 195〕。

5-14 安芸守護今川貞世, 内部荘山手村内武浦・舟越以下を毛利広内に沙汰付けさせる〔毛利 1333〕。

6-30 足利義満, 阿曾沼行郷に同弘綱跡の安芸国内の所領を安堵〔閥閥録 35〕。

7-17 備後守護山名時義, 大田荘の新預所慈光院仙算に下地を沙汰付けさせ, 国人らの所務職競望を禁じる〔(県)宝簡集他 216〕。

この年, 小早川春平, 東寺より 70 貫文で因島所務職を請負い, 年貢員数は検注ののち確定〔(県)東寺百合 196〕。

この年, 天寧寺塔婆の造立成る〔同棟札〕。

1389 康応 1(2.9)／元中 6 己巳

- 3-4 足利義満，厳島神社参詣のため京都を出発〔(県)続史愚抄〕。
- 3-10 義満，厳島に参着し，御旅所に入る。翌日，厳島神社に参詣〔(県)鹿苑院殿厳島詣記〕。
- 3-12 大内義弘，周防国下松で義満を迎える〔(県)鹿苑院殿厳島詣記〕。
- 3-20 義満の御座船，安芸忠海の磯で座礁〔(県)鹿苑院殿厳島詣記〕。
- 3-21 義満，山名時義の招きで尾道浦につき，天寧寺に入る〔(県)鹿苑院殿厳島詣記〕。
- 3-26 義満帰京〔(県)鹿苑院殿厳島詣記〕。
- 4-3 厳主社神主親詮，新院より造果保領家方西方所務職を請負う〔(県)厳島野坂 1753〕。
- 5-4 山名時義没〔常楽記〕。
- 6-15 幕府，平賀直宗・小早川兵庫助の押領を止め，造果保領家職を新院雑掌に沙汰付けさせる〔(県)卷子本厳島 7〕。
- 7-20 安芸守護今川貞世，吉川玄龍に本知行分を安堵〔吉川 1099〕。
- 9-6 幕府，小早川春平の押領を止め，因島地頭職を東寺雑掌に沙汰付けさせる〔(県)東寺百合 197〕。
- 9-20 東禅寺住持守禅，僧らに勸化して，大般若経 600 卷（東城千手寺蔵）の書写を終える〔(県)同櫃蓋裏墨書銘〕。
- 11-25 幕府，武田信在・香川之正らの押領を止め，佐東郡東原郷・安南郡・新勅旨田・山村・緑井郷・八木村・温科村以下を東寺雑掌に打渡させる〔(県)東寺百合 198〕。
- 12-26 義満，小早川宗平に造果保を安堵〔小早川証文 503〕。

1390 明德 1(3.26) 庚午③

- 3-16 細川頼之，申請に違い自分が備後守護に補任され，その実務を弟頼有に委任〔(県)細川 2〕。また，備後国の山名氏与党鎮圧を命じられる〔(県)士林証文 3〕。
- 3-17 足利義満，但馬国の山名時熙・氏幸兄弟を討つ〔山名家譜〕。
- 3-23 山名時熙・氏幸，但馬国を逃れて，備後国に蟄居〔山名家譜〕。
- 閏 3-1 矢野左近将監，祇園社より，100 貫文で当年の小童保領家方所務職を請負う〔(県)建内 38〕。
- 閏 3-3 山名時熙，山内一族に信敷荘東方を宛行う〔山内 65〕。
- 5-6 今川貞世，幕府に吉川経秋の娘弥徳の大朝本荘内知行分安堵を吹挙〔吉川 1110〕。
- 7-8 僧成阿，『融通念仏縁起絵巻』を開板する〔同刊記〕。
- 7-12 幕府，杉原満平に与えた御教書を召返し，重永本新荘を摂津能連に安堵〔(県)士林証文 4〕。
- 8-7 義満，吉川経任に大朝本荘内の知行分を安堵〔吉川 1003〕。
- 8-10 山内通忠，山門石泉院より，20 貫文で地毗荘伊与西村領家職を請負う〔山内 66〕。
- 8-17 これより先，大内義弘，軍忠の賞として，吉川玄龍に志道原荘を預け置き，幕府にその知行安堵を吹挙〔吉川 1100〕。

10- 5 幕府，巖島社神主親詮の狼藉を止め，造果保を小早川宗平に沙汰付けさせる〔小早川証文 34〕。

10-11 大内義弘，天野顕忠に志芳荘東方三分方を還付〔(県)天野毛利 1〕。

1391 明德 2／元中 8 辛未

1-14 平賀直宗没〔平賀氏系譜〕。

2-19 幕府，石田一族や広沢・仁賀・光清氏らの押妨を止め，小童保を祇園社雑掌に沙汰付けさせる〔(県)建内 39〕。

3- 4 三人本・新両荘の地頭ら，一族一揆を結ぶ〔熊谷 101〕。

4- 3 細川頼之上洛。ついで，養子頼元，管領となる〔武家年代記〕。

7- 2 山内通忠，山門石泉院より，地毗荘伊与西村半済所務職を請負う〔山内家 67〕。

7-17 豊後国朝見郷吉祥寺の住持知祐，諸方に勸進して，銅鐘(甲田高林坊蔵)を造立〔(県)同陰刻銘〕。

12-19 山名氏清・同満幸ら，幕府に叛く〔明德記〕。

12-26 足利義満，山名一族退治のため，古志義綱に軍忠を命じる〔(県)古志 1〕。

12-30 山名氏清・同満幸ら，洛中で大内義弘・細川頼之ら幕府軍と戦い，氏清は討死，満幸らは敗走《明德の乱》〔明德記〕。

この年，飢饉で，疾疫が流行〔常楽記〕。

1392 明德 3／元中 9 壬申⑩

1-11 毛利広内，息弘親に吉田荘地頭職半分・内部荘内山手村を譲る〔毛利 1335〕。

2- 3 細川頼之没(69)〔常楽記〕。

6- 1 武田信在，阿闍梨良海を可部荘福王寺院主職に補任〔(県)福王寺 13〕。

6-17 巖島社神主親詮，新院より，造果保領家方東方所務職を請負う〔(県)巖島野坂 1754〕。

7- この頃，毛利広内，入江保のことで京都より帰国し合戦，討死する〔毛利 1334〕。

8- 3 大内義弘，幕府に毛利弘親の内部荘・吉田荘地頭職安堵を吹挙〔毛利家 1336〕。

9-12 備後守護代安富某，小童保を祇園社雑掌に打渡させる〔(県)建内 43〕。

9-22 飯尾氏行，1国の半済につき，祇園社に小童保の年貢 15貫文を進める〔(県)建内 45〕。

10-18 僧尊祐，巖島神社の夏堂に小本尊 96 体と箱を施入〔(県)野坂 349〕。

10-25 南北朝の講和成る〔続神皇正統記〕。

閏 10- 5 後龜山天皇，後小松天皇に神器を譲る《南北朝の合体》〔信俊卿記〕。

11-13 守護細川頼元，諸郷保地頭らの押妨を止め，安芸国衙職を東寺雑掌に打渡させる〔(県)桂 1〕。

12- 足利義満，明德の乱の死者追善のため，内野で万部経会を営む〔明德記〕。

これより先，『白描遊行上人絵』(尾道常称寺蔵)成る。

1393 明德 4 癸酉

- 3-24 武田信在, 福王寺に九品寺院主職を還付 [(県)福王寺 14]。
- 5- 小早川仲義, 置文して, 以後の墓沼寺院主職継目安堵料足を免除 [(県)東禅寺 5]。
- 6-15 山内通忠, 梶尾北坊より, 13 貫文で当年の地毗莊河北村の所務を請負う [(県)桂 2]。
- 9- 6 幕府, 半濟給人を退け, 小童保を一円に祇園社雜掌に沙汰付けさせる [(県)建内]。
- 9- 小早川仲義, 置文して, 以後の楽音寺院主職継目安堵料足を免除 [(県)楽音寺 43]。
- 10- 1 山内通忠, 山門千手院より, 恵蘇郡西条・河北以下 4 か村の所務職を請負う [山内 68]。

1394 応永 1(7.5) 甲戌

- 2- 小早川仲義, 領中の争乱を除き, 楽音・墓沼両寺百姓の軍役を免除 [(県)楽音寺 44]。
- 4- 7 幕府, 毛利弘親・同道心らの違乱を止め, 毛利元衡に吉田莊麻原郷地頭職を安堵させる [毛利 1364]。
- 4- 8 志津河原源信, 津口莊善法寺に摺仏 3000 体と仏名田 2 段を寄進 [(県)浄土寺 41]。
- 4-28 沙弥良教, 筑前国遠賀莊千手寺に銅鐘 (吉和教龍寺蔵) を奉納 [(県)同陰刻銘]。
- 7- 8 細川基之, 地毗莊河北村領家職を梶尾北坊代官に沙汰付けさせる [(県)狩野亨吉 2]。
- 9- 6 幕府, 僧景衍の違乱を止め, 梶尾北坊雜掌に地毗莊河北村領家職を安堵させる [(県)桂 3]。
- 10-13 大内義弘, 周防国永上山別当に東西条福成寺別当職を預け置く [(県)興隆寺 1]。
- 10-17 幕府, 毛利弘親・同道心らの違乱を止め, 重ねて麻原郷を毛利元衡に沙汰付けさせる [毛利 1365]。
- 11- 9 足利義満, 可部莊福王寺院主良海に天下安全の祈禱を求める [(県)福王寺 9]。
- 12-17 足利義満, 征夷大將軍を辞し, 息義持, その跡を嗣ぐ [足利家官位記]。
- 12- 矢野左近大夫, 備後国有福郷内矢野郷を宛行われる [山内 558]。
- この年, 山内通忠, 奴可東西条以下の地を宛行われる [山内 73]。

1395 応永 2 乙亥⑦

- 3- 5 足利義満, 高野山西塔に大田莊桑原方 6 か郷と尾道倉敷を寄進 [(県)宝簡集他 224]。
- 4-10 足利義満, 平賀時宗に高屋保半分・入野郷北方地頭職を安堵 [平賀 137]。
- 4-15 細川基之, 高野山西塔雜掌に大田莊桑原方 6 か郷地頭職を打渡させる [(県)宝簡集他 227]。
- 4-15 細川頼長高野山西塔雜掌に尾道倉敷を沙汰付けさせる [宝簡集他 228]。
- 6- 尾道西郷寺住持尼大一坊, 山門を建立する [同棟札]。
- 8- 幕府, 九州探題今川貞世を招還 [難太平記]。
- 9-10 沙弥昌空の発願により, 尾道浄土寺の法華経版木成る [(県)同刊記]。
- 11- 1 小早川仲義, 公方むきを除き, 以後楽音・墓沼両寺の段銭・棟別銭を免除 [(県)楽音

寺 17]。

11-12 義満, 以後大田荘・尾道倉敷の段銭以下諸公事と守護役を停止 [(県)宝簡集他 231]。

1396 応永 3 丙子

1- 藤原貞安夫妻の発願により, 尾道浄土寺の法華経版木成る [(県)同刊記]。

2-28 小早川宗平, 息太鶴丸に沼田荘小泉村・造果保以下を譲る [小早川・拾遺 8]。

3- 大内義弘, 朝鮮に捕虜を送還し, 大蔵経を求める [李朝太祖実録]。

8- 毛利光房, 栗屋縫殿允に吉田荘豊島村内 28 町 1 段の給分を安堵 [閩閩録 74]。

11-19 竹原光海神社に撰社巖島社々殿を造立 [(県)同棟札]。

1397 応永 4 丁丑

3-18 山内通忠, 蓮華王院より, 15 貫文で地毗荘原上下村・伊与東村の 3 か村領家職を請負う [山内 74]。

4-11 山内通忠, 山門千手院より, 恵蘇郡西条・河北以下 4 か村の所務職を請負う [山内 75]。

4-16 足利義満の北山第, 立柱上棟 [武家年代記]。

6- 巖島社神主親胤, 幕府に所領安堵を請い, ついで管領斯波義将の証判を得る [(県)卷子本巖島 8]。

7-25 幕府, 分郡主武田信在の押領を止め, 佐東郡内の己斐・今武以下の諸村・諸免田を巖島社神主親胤に沙汰付けさせる [(県)御判物帖 60]。

8- 6 幕府, 巖島社神主親胤に志芳荘内三分方を安堵 [(県)御判物帖 61]。

8-18 幕府, 武田伴遠江五郎の押妨を止め, 佐東郡杣村内大塚・久知両村を巖島社雑掌に沙汰付けさせる [御判物帖 62]。

8- 小早川春平, 僧周及を迎えて寺堂を創建し, 仏通寺と名づける [(県)仏徳大通禅師愚中和尚年譜]。

10-27 幕府, 重ねて小童保の外宮役夫工米催徴を停止 [建内 49]。

1398 応永 5 戊寅④

2- 3 長井能里, 嫡子広里に田総荘・小童保・長和荘東方の地頭職を譲る [(県)田総 8]。

2-28 長近久, 長太郎・同徳道祖丸に, それぞれ巖島社大御前棚守職・同客人御前棚守職を譲る [(県)野坂 9]。

3-11 谷用範, 10 か年の本銭返しにて, 長徳寺方丈に地毗荘伊与東村下こわた名を沽却 [山内 521]。

3-12 幕府, 高屋保半分・入野郷北方地頭職を平賀時宗に沙汰付けさせる [平賀 138]。

5-13 小早川仲義, 嫡子弘景に都宇・竹原両荘以下を譲る [小早川 77]。

5-19 足利義満, 大多和浄本の訴えを退け, 平賀弘章に高屋保半分・入野郷南方を安堵 [平

賀 28]。

6-24 巖島社神主親胤，嫡家たるにより，長守久を同社棚守職に補任 [(県)野坂 301]。

8-3 山内通忠，嫡子瀬通に地毗荘以下を譲り，庶子の扶持を命じる [山内 80]。

8- これより先，朝鮮使朴惇之，大内義弘の回礼使として来国，幕府に贈物をする。義満，大内義弘に命じ，朝鮮使に修好の意を伝えさせる [善隣国宝記]。

10-2 僧聖海，逆修のため，五輪塔（尾道光明寺蔵）を造立 [(県)同陰刻銘]。

10-8 これより先，高山城の火事で巨真山寺の寄進状・規式など焼失。小早川春平，新たに同寺の規式を定め，末代の支証とする [小早川証文 35]。

10-10 僧須阿ら願衆 88 人，逆修のため，宝篋印塔（甲田男山八幡神社蔵）を造立 [(県)同陰刻銘]。

10-16 これより先，九州探題渋川満頼，菊池武朝・少弐貞頼らと戦う。大内義弘，幕命により，救援のため京都を出発 [迎陽記]。

12-9 幕府，押領人を退け，重ねて重永本新荘地頭職を摂津能淳代に沙汰付けさせる [(県)士林証文 5]。

1399 応永 6 己卯

3-27 小早川仲義，撞鐘免として，東禅寺に田 2 段を寄進 [(県)東禅寺 6]。

4-8 巖島社神主親胤，嫡家たるにより，長守久を同社棚守職に補任 [(県)野坂 302]。

4-14 小早川仲義，瓦葺免として，楽音寺に田 3 段を寄進 [(県)楽音寺 19]。

10-11 吉川経俊，叔父経兼の 2 男法師丸を養子として，大朝本荘大塚・妻鹿原などを譲る [吉川 1111]。

10-25 山内通忠，信敷荘東方・地毗荘 7 か郷・三上高郷他 1 か所の地頭職を安堵される [山内 76]。

10-28 足利義満，大内義弘退治のため，毛利広世に軍忠を命じる [閔閱録 8-2]。

10-28 大内義弘，足利満兼の御教書を奉じ，討幕のため，興福寺や児玉国行・同持行らに募兵 [寺門事条々聞書，閔閱録 17，同 19]。

11-2 幕府，毛利広世に軍勢を催促する [閔閱録 82]。

11-9 大内義弘，吉川経見に軍勢を催促する [吉川 253]。

11-25 義満，大内義弘退治のため，熊谷宗直に軍忠を命じる [熊谷 102]。

11-29 幕府軍，和泉国堺城に大内義弘を攻める [応永記]。

12-12 義満，安芸国人らに守護渋川満頼の麾下で大内義弘与党の退治を命じる [小早川証文 36]。

12-21 堺城陥落し，大内義弘 (45)・毛利民部丞ら討死。大内弘茂・巖島社神主親胤は降参《応永の乱》[応永記]。

1400 応永 7 庚辰

- 1-10 安芸守護渋川満頼, 大内義弘与党誅伐のため, 熊谷宗直に軍忠を求める〔熊谷家 103〕。
- 1-11 武田信在, 大師御影堂免として, 福王寺に可部荘内小名原の田畠・山などを寄進〔(県)福王寺 18〕。
- 1-26 足利義満, 伯父円順の譲りに任せ, 小早川春平に志芳荘の天野氏一族跡を安堵〔小早川 31〕。
- 2-9 小早川仲義, 嫡子弘景に都宇・竹原両荘以下の所領を譲り, 庶子の扶持を命じる〔小早川 76〕。
- 2-13 細川基之, 矢野遠村に小童保内に構えた城郭の破却・違乱の停止を命じる〔(県)建内 51〕。
- 2-28 幕府, 矢野遠村一族の狼藉を止め, 小童保の祇園社神供を全くさせる〔(県)建内 52〕。
- 5-10 九州探題渋川満頼, 豊前国で大内盛見と戦い, 阿蘇惟村に來援を求める〔阿蘇文書〕。
- 6-10 吉田の祇園・崇道社々殿修造成る〔(県)同棟札〕。
- 7-6 義満, 周防・長門両国の大内盛見方退治のため同弘茂を下向させ, 益田兼世に合力を命じる〔益田文書〕。
- 7-13 義満, 毛利広世を惣領として, 庶子らを催し軍忠を致させる〔毛利 1386〕。
- 8-17 義満, 左馬頭上洛の風聞につき, 毛利広世に武田信在と合力して, これを阻止させる〔関関録 8-2〕。
- 8- 祐明, 一宮(沼田荘)に, もとのごとく樹木の育った梨子羽郷南方内 6 町の山林を返却〔(県)楽音寺 30〕。
- 9-14 巖島神社, 九月一切経会を営むため, 供僧に勤仕を催促〔(県)野坂 351〕。
- 10- 沙弥知賢, 和泉国の戦場での立願により, 津口荘善法寺に阿弥陀堂燈油免 3 段を永代に寄進〔(県)浄土寺 106〕。
- 10- 小早川仲義, 楽音寺南方院主頼真に一宮学頭・供僧職分田 1 町 1 段大を寄進〔(県)楽音寺 20〕。
- 11-19 幕府, 今岡・宮内以下の海賊の押妨を止め, 小早川宗平に伊予国越智大島地頭職を安堵させる〔小早川・拾遺 7〕。

1401 応永 8 辛巳①

- 6- 天野顕忠, 嫡子顕房に志芳荘東方三分方地頭職以下を譲り, 庶子の扶持を命じる〔(県)天野毛利 2〕。
- 8-3 山名時熙, 山内瀬通に地毗荘地頭職を安堵〔山内 81〕。
- この年, 足利義満, 朝鮮に使者を派遣〔李朝太宗実録〕。

1402 応永 9 壬午

- 1-7 小早川春平, 京都の第で没〔仏通禅寺住持記〕。
- 2-20 所助清, 同三郎に巖島社人長免 1 町 5 反を譲る〔(県)所 1〕。

- 2- 今川貞世、『難太平記』を著わす〔同書〕。
- 3-11 惣二郎，葦田郡金丸名沙汰人職に補任される〔(県)長福寺 1〕。
- 3-16 足利義満，伊勢神宮に参詣〔吉田家日次記〕。
- 5- 6 山内瀬通代，千光寺領地毗莊本郷領家職を請負う〔山内 82〕。
- 閏 6- 8 僧興賢の発願により，尾道西国寺薬師堂に大般若経を施入〔(県)同櫃蓋裏墨書銘〕。
- 7-19 幕府，備後守護山名時熙に大田莊・尾道倉敷以下を 1000 石で請負わせることとし，高野山に伝える〔(県)宝簡集他 237〕。
- 8-16 足利義満，島津伊久に命じ，鎮西の賊船の明侵掠を停止させる〔薩藩旧記〕。
- 8-22 内藤満廉，本主児玉兄行末子らの押領を止めるため，毛利光房に豊田郡下竹仁村地頭職を譲る〔毛利 22〕。
- 9-14 巖島神社，九月一切経会を営むため，供僧らに勤仕を催促〔(県)野坂 352〕。
- 10- 足利義満，大和国長谷寺に参詣〔吉田家日次記〕。
- 11-19 巖島社神主親頼，三宅直俊に同社小行事職を安堵〔(県)浅野忠允巖島 5〕。

1403 応永 10 癸未^⑩

- 2-28 熊谷宗直，嫡子在直に三入本莊地頭職以下を譲り，置文を与える〔熊谷 104・105〕。
- 2- 近江国今堀郷で座公事の掟を定める〔今堀日吉神社文書〕。
- 3- 8 山名時熙，祇園社代官に小童保を沙汰付けさせる〔(県)八坂神社 4〕。
- 3-27 内藤満廉，嫡子広廉に長田郷・保垣上下村・高田原別符以下を譲る〔閔閱録 58〕。
- 4- 5 毛利元衡，弟頼広を養子とし，吉田莊麻原郷地頭職を譲る〔毛利 1366〕。
- 4-19 山名満氏，毛利広世に安芸守護職に補任されたことを告げる〔(県)福原 3〕。
- 4-28 足利義満，大内盛見退治のため，毛利光房に発向を命じる〔毛利 23〕。
- 4-29 武田信在，巖島神社に，銀堂に安置した金の阿弥陀仏と木造の観音・勢至像を寄進〔(県)野坂 368〕。
- 9-11 山名時熙，毛利広世に，武田・平賀氏らの振舞は不穏当であり，退治もあると告げる〔(県)福原 8〕。
- 10-28 足利義満，近江国園城寺に参詣〔吉田家日次記〕。
- 12-11 守護山名氏の軍勢，平賀氏の高屋要害を攻め，同弘章の息 3 人討死〔平賀 248〕。

1404 応永 11 甲申

- 1- 6 巖島社神主親頼，社家三方に武田信在の金阿弥陀仏等の寄進を告げる〔(県)野坂 369〕。
- 3-15 巖島神社，二月会菩薩真を営むため，供僧らに勤仕を催促〔(県)野坂 359〕。
- 4- 3 北山殿大塔立柱〔武家年代記裏書〕。
- 5-28 足利義満，小早川則平に周防・長門両国内の平井祥助跡を預け置く〔小早川 32〕。
- 5-30 幕府，大内盛見に命じ，平井祥助跡の周防国玉祖社領田島・玖河莊以下を小早川則平に沙汰付けさせる〔小早川 33〕。

6-26 幕府，安芸国の地頭・御家人らに命じて，8月5日以前に当知行・新本領の支証を提出させる〔(県)福原4〕。

7-8 守護代小林，出雲国赤穴より毛利広世に去月26日付の御教書案文を送り，正文を是非見せたき旨伝える〔(県)福原5〕。

8-3 安芸守護山名満氏，吉川経見に当知行の地を安堵〔吉川241〕。また，守護代小林が近く安芸国に出陣するため，軍忠を求める〔吉川255〕。

8-27 安芸国内で守護方と反守護方合戦〔(県)福原6〕。

9-6 山名満氏，毛利広世・小早川盛景らの軍忠を賞する〔同上，小早川証文432〕。

9-11 幕府，毛利広世の軍忠を賞する〔(県)福原7〕。

9-23 安芸国人29名，5箇条の一揆契約を結ぶ《応永の安芸国人一揆》〔毛利24〕。

10-2 守護代小林，吉川経見に寺原三河守押領の平田宮荘内福光名を安堵〔吉川242〕。

11-4 松寿，東寺より，年貢の半分で今明年の間安芸国衙領所務職を請負う〔(県)東寺百合200〕。

11-9 幕府，吉川経見の軍忠を賞する〔吉川254〕。

この年，琉球，幕府に使船を送る〔東寺百合文書〕。

この年，尾道浄土寺で梵網経が開版される〔同刊記〕。

1405 応永12 乙酉

2-28 足利義満，小早川則平に沼田荘領家職を請負わせる〔小早川12〕。

11-19 吉川経俊，叔父経兼に大朝本荘内大塚・妻鹿原の地を譲る〔吉川1112〕。

11-24 これより先，益田兼家，石見守護代入沢四郎に従い，安芸国に出陣〔益田文書〕。

11-23 広沢元実夫妻ら，仏師空心作の木造の神像3体を三谿郡田利八幡神社に奉納〔(県)同底面墨書銘〕。

12-11 安芸守護山名満氏，吉川経見に寺原三河守押領の平田宮荘内福光名を宛行う〔吉川243〕。

1406 応永13 丙戌⑥

1-11 巖島社神主親頼，佐伯法師丸を同社左舞師職に補任〔(県)巖島野坂1831〕。

1-28 これより先，安芸国出陣の石見守護山名氏利没し，同瀬重下向〔閩閩録121-2〕。

2-5 この頃，山名時熙，備後・石見両国の軍勢に安芸守護方への合力を命じる〔毛利31〕。

3-2 山名時久，熊谷在直に出陣を求める〔熊谷108〕。

3-15 これより先，吉川遠江ら，大朝本荘の惣領である兄弾正少弼を討ち，所領を奪う。安芸守護山名満氏，吉川経見に本荘惣領職を与え，同荘の庶子らに一味同心を命じる〔吉川244～6〕。

3-23 足利義満，小早川弘景に都宇・竹原両荘以下を安堵〔小早川証文316〕。

6-11 義満，北山第に明使愈士吉らを引見。明使，金印と勘合符を持参《勘合貿易の開始》

〔教言卿記〕。

6-23 幕府，山名満氏麾下の吉川経見の軍忠を賞する〔吉川 36〕。

閏 6- 5 この頃，幕府，安芸国人一揆追討の軍勢発向を決め，毛利光房・平賀弘章に降伏を勧告〔毛利 38〕。

閏 6-17 幕府，祇園社宝寿院玉寿丸代の小童保所務を安堵させる〔(県)建内 55〕。

閏 6-26 幕府，毛利光房・平賀弘章らの赦免申請を認め，軍勢発向を停止。安芸守護を山名満氏から同瀬重に替える〔毛利 39〕。

7-20 山名瀬重，安芸守護職に補任される〔毛利 41〕。

7-30 守護代，安芸国へ下向。この折，毛利光房・平賀弘章ら 7 名の赦免の御教書を下す〔同上〕。

9-14 巖島神社，九月一切経会・九月会菩薩真を営むため，供僧らに勤仕を催促〔野坂 353・361〕。

9-27 僧周及，沼田荘仏通寺に 3 か条の禁制を定める〔(県)仏通寺 2〕。

12-27 義満室日野康子を准三后に任じる〔荒暦〕。

この年，尼松岩，仏通寺含暉院を興造する〔仏通禅寺住持記〕。

1407 応永 14 丁亥

1-19 僧周及，仏通寺の規式を定め，没後高弟 10 人の評議で坊主・典座を決めることとする〔(県)仏通寺 3〕。

1-20 武田信之，熊谷在直に安南郡矢賀村を預け置く〔熊谷 106〕。

2-27 武田信之，熊谷在直に可部荘西方内品河跡を預け置く〔熊谷 107〕。

3-28 僧円阿の発願により，豊前国西光寺の銅鐘（東広島市中神社蔵）成る〔(県)同陰刻銘〕。

4-25 これより先，安芸守護，再び反守護の動きをした金子某を退治。毛利光房，この合戦に出陣せず，山名時熙より譴責をうける〔毛利 34〕。

4- 大内盛見，朝鮮に大蔵経を求める〔興隆寺文書〕。

7- 2 幕府，小童保での臨時課役の催徴を停止〔(県)建内 56〕。

9-14 巖島神社，九月一切経会を営むため，供僧らに勤仕を催促〔(県)野坂 354〕。

この年，足利義持，小早川則平を通じて，僧周及に警策語を請う〔(県)草餘集〕。

1408 応永 15 戊子

3- 8 後小松天皇，北山第に行幸〔北山行幸記〕。

3-11 毛利頼広，息幸鶴丸に吉田荘麻原郷地頭職を譲る〔毛利 1367〕。

3-28 綸旨を下し，沼田荘仏通寺を南禅寺と並ぶ第一上刹とし，永代に紫衣法服を許す〔(県)仏通寺 5〕。

4- 9 山名時熙，毛利幸鶴丸に吉田荘麻原郷地頭職を安堵〔毛利 32・33〕。

4-19 これより先、佐々井・二山城・熊谷、守護方となる。また、この頃、武田氏、守護に類した振舞をする〔毛利 35〕。

5- 1 守護方・反守護方、安芸国内で合戦〔毛利 36〕。

5- 6 足利義満没 (51)〔教言卿記〕。

10-13 幕府、宮満信の押妨を止め、石成荘下村・同門田以下を弟宮氏兼代に沙汰付けさせる〔山内 83〕。

10- 僧周及、山城国等証院で足利義持と会見〔(県)仏徳大通禪師愚中和尚年譜〕。

12-15 僧周及、小早川則平の虚言で京へ出向くを怒り、仏通寺を弟子覚隠に委ねる〔(県)仏通寺 4〕。

12-18 沙弥覚勝、長福寺荘主に葦田郡金丸名を沙汰付けさせる〔(県)長福寺 4〕

1409 応永 16 己丑③

3-15 巖島神社、三月会菩薩真を営むため、供僧らに勤仕を催促〔(県)野坂 364〕。

8- 山内瀬通、幕府に、押領された信敷荘東方・地毗荘河北郷以下の地頭職安堵を請う〔山内 84〕。

11- 幕府、京都と諸国の率分関を廃止する〔教言卿記〕。

1410 応永 17 庚寅

3-15 巖島神社、三月会菩薩真を営むため、供僧らに勤仕を催促〔(県)野坂 365〕。

3-23 備後守護山名時熙、山内瀬通に地毗荘福田 10 名を宛行う〔山内 85〕。

8-11 幕府、山名時熙に命じ、被官人の押妨を止め、重永本新荘地頭職を摂津能淳代に沙汰付けさせる〔(県)士林証文 6〕。

9-14 巖島神社、九月一切経会を営むため、供僧らに勤仕を催促〔(県)野坂 356〕。

10- 9 幕府、小童保での外宮役夫工米催徴を停止〔(県)建内 57〕。

11-13 幕府、押領人を退け、造果保地頭職を小早川宗平に沙汰付けさせる〔小早川証文 506〕。

11-13 山名時熙、山内瀬通に地毗荘内残田分を宛行う〔山内 86〕。

11-22 兵衛三郎宗義夫妻の発願により、伊予国大浜八幡宮に大般若経(久井稲生神社蔵)を奉納〔(県)同奥書〕。

1411 応永 18 辛卯⑩

3-15 巖島神社、三月会菩薩真を営むため、供僧らに勤仕を求める〔(県)野坂 367〕。

4-24 小早川義春、次男徳平に沼田荘内土倉家実名以下を譲る〔小早川証文 441〕。

7-16 これより先、幕府、小童保領家方の内宮役夫工米京済を安堵〔(県)建内 62〕。

8-17 幕府、押領人を退け、造果保地頭職を小早川宗平に沙汰付けさせる〔小早川・拾遺 1〕。

9- 9 幕府、明使を兵庫から国外に放逐させる〔如是院年代記〕。

- 9-14 巖島神社，九月一切経会を営むため，供僧らに勤仕を催促〔(県)野坂 357〕。
 - 10-13 足利義持，尾道浄土寺に，寺領得良郷地頭職と利生塔料所の櫃田上山両村地頭職・草村公文職を安堵〔(県)浄土寺 13〕。
 - 11-21 幕府，守護被官人の押領を退け，重永本新荘地頭職を摂津能淳代に沙汰付けさせる〔(県)士林証文 7〕。
 - 12-27 伊勢内宮造宮所，小童保領家方公田 10 町分の役夫工米料 5 貫文を受取る〔(県)祇園社 1〕。
 - 12-13 巖島社神主親頼，同社に足利義満より拝領の太刀を寄進〔(県)新出巖島 86〕。
- この年**，小早川則平，大檀那として，仏通寺含暉院仏殿を造立〔仏通寺住持記〕。

1412 応永 19 壬辰

- 8- 4 足利義持，山城国光明照院に奴可東条鉄山村以下を安堵〔(県)東寺百合 204〕。
- 8-15 平賀弘章，孫頼宗に高屋保・入野郷半分を譲り，惣領として公事以下を配賦させる〔平賀 139〕。
- 9-11 幕府，東寺修造料として，備後など 5 か国に棟別銭を課す〔東寺百合文書ヌ〕。
- 11- 2 幕府，毛利道心の押領を止め，麻原郷地頭職を同頼広に沙汰付けさせる〔毛利 1368〕。
- 12- 3 源親貞，東寺に佐東郡己斐村国衙年貢 10 貫文を上納〔(県)東寺百合 205・206〕。
- 12-19 分郡守護武田信守，吉川経見に大朝本新荘と平田荘・志道原村内石中原以下を安堵〔吉川 248〕。

1413 応永 20 癸巳

- 6-17 小早川則平，嫡子持平に所領と重代の鎧・太刀を譲り，兄弟らを扶持させる〔小早川 113〕。
- 12-20 祇園社納所，小童保の年貢 30 貫文を受取る〔(県)建内 65〕。

1414 応永 21 甲午⑦

- 4-11 小早川則平，所領以下の目録を認め，重ねて嫡子持平に譲る〔小早川証文 53〕。
- 4-15 生口島向上庵住持宜鋪，本寺仏通寺方丈に売券の証判を請う〔仏通寺 6〕。
- 4-22 山名時熙，山内瀬通に地毗荘内滑分を宛行う〔山内 87〕。
- 4- これより先，生口島向上庵，豊田郡仏通寺の末寺となる〔(県)仏通寺 6〕。
- 5-18 毛利光房，東福寺季宗に吉田荘内常楽寺を寄進し，寺領を安堵〔(県)前田 1，(県)毛利家御手鑑 1〕。
- 5-24 足利義持，小早川持平に安芸国の当知行地以下を安堵〔小早川証文 54〕。
- 5-25 毛利光房，右馬頭に補任される〔毛利 25〕。
- 6- 1 毛利広世，息朝広に内部荘福原村内恒久名以下と豊島郷内正力名・入江保内知行分を譲る〔(県)福原 11〕。

8- 僧舜芸ら，東西条福成寺の格天井板絵裏に観音経を書写〔(県)同奥書〕。

12-25 義持，琉球の中山王尚思紹に書を送る〔運歩色葉集〕。

1415 応永 22 乙未

2-10 小早川則平以下一族や沼田市商人ら，仏通寺の仏殿立柱につき，馬 1 疋を進める〔小早川証文 45〕。

3-28 分郡守護武田信守，幕府に吉川経見の大朝莊以下の当知行安堵を吹挙〔吉川 250〕。

7-17 足利義持，長福寺に葦田郡金丸名を安堵〔(県)長福寺 5〕。

8-15 祇園社納所，小童保の年貢 5 貫文を受取る〔(県)建内 66〕。

10- 8 毛利光房，東福寺季宗に，先に寄進した常楽寺住持職は先例によらせる〔(県)毛利家御手鑑 2〕。

10-21 祇園社納所，小童保の年貢 20 貫文を受取る〔(県)建内 67〕。

11-25 祇園社納所，小童保の年貢 5 貫文を受取る〔(県)建内 67〕。

12-24 義持，吉川経見に大朝莊以下を安堵〔吉川 251〕。

1416 応永 23 丙申

6-15 小早川則平，仏通寺の山堺を定め，地下人の材木・炭木の伐採を停止し，寺家の 1 里四方内を殺生禁断とする〔(県)仏通寺 7〕。

8- 4 山城国桂地蔵で風流が行われる〔看聞御記〕。

10- 2 足利満隆・上杉氏憲ら，鎌倉府を襲う。関東公方足利持氏，相模国佐介に逃れる《上杉禅秀の乱》〔鎌倉大日記〕。

1417 応永 24 丁酉⑤

7-16 平賀時宗，僧鄂隠・僧慶仲に高屋保半分をそれぞれ三分一と三分二譲る〔平賀 140・141〕。

10-19 足利義持，僧鄂隠と僧慶仲に高屋保半分内の地を安堵〔平賀 11・12〕。

11- 3 幕府，吉川経見に命じ，急ぎ朝夕友貞衣料内 10 貫文を進納させる〔吉川 252〕。

1418 応永 25 戊戌

5-26 毛利光房，福原広世に誓文進め，息瀬房（後瀬元）の扶持を頼む〔閏閏録 8-1〕。

6- 恵蘇郡南村八幡宮の御祭御頭次第注文成る〔(県)堀江 1〕。

8-25 山内通家，小林某に 21 貫文で地毗莊伊与東村下小和田名田畠を沽却〔山内 520〕。

10-15 僧頼真，弟子僧頼春に梨子羽郷南方分楽音寺・東禅寺院主職と一宮学頭職を譲る〔(県)東禅寺 7〕。

10- 石造地蔵菩薩像（河内人野杣木）成る〔(県)同陰刻銘〕。

1419 応永 26 己亥

2-21 安芸守護山名教孝，高屋保半分内三分二を慶仲和尚に沙汰付けさせる〔平賀 144〕。

6-11 これより先，毛利光房，一家中に背かれ，福原広世父子の救援で吉田城を守る。光房，広世父子に誓文を進め，息瀬房の扶持を頼む〔閏閏録 8-2〕。

6-20 朝鮮の兵，対馬に来襲《応永の外寇》〔看聞御記〕。

8-17 『日本書紀第一聞書』（三原御調八幡宮蔵）成る〔(県)同奥書〕。

9-26 幕府，毛利道心の押領を止め，麻原郷地頭職を同頼広に沙汰付けさせる〔毛利 1369〕。

10- 9 足利義持，山門条々規式 15 か条を定める〔当時規範〕。

12-24 これより先，毛利瀬房・福原広世ら，一家中と確執。高橋玄高・宍戸弘朝・平賀宗両 3 人の口入により和解成る〔(県)福原 12〕。

12-29 僧宗村，石清水八幡宮より，110 貫文で明年の藁江荘所務職を請負う〔(県)石清水八幡宮 8〕。

1420 応永 27 庚子①

4- 4 朝鮮使宋希璟ら，尾道浦に到り，天寧寺・浄土寺・海徳寺・常称寺に参詣する〔(県)老松堂日本行録〕。

4- 8 宋希璟ら，尾道浦から鞆津に到る〔(県)老松堂日本行録〕。

7- 8 宋希璟ら，帰途風待ちのため尾道浦に泊り，天寧寺・宝土寺に参詣〔(県)老松堂日本行録〕。

7-20 朝鮮使宗希璟，尾道天寧寺の法主周冕・衆僚梵道両師と好みを結び，詩と序を贈る〔(県)老松堂日本行録〕。

7-22 宋希璟ら，尾道浦を立ち，蒲刈島に到る。ここに至るまで海賊に備え，東賊 1 人を雇う〔(県)老松堂日本行録〕。

8- 1 足利義持，飢饉のため，八朔の礼物を停止〔看聞御記〕。

8- 善善麻，女婿小早川徳平を養子として，伊予国三島七島のうち下島を譲る〔小早川証文 576〕。

11-15 伊勢造宮所使，毛利氏一家中より 30 町分の造営段銭を受取る〔毛利 26〕。

この年，大旱魃により，琵琶湖の湖水 3 町が干上り，多数の餓死者が出る〔年代記残編〕。

1421 応永 28 辛丑

4-23 疫病流行により，五条天神に流罪を宣下〔看聞御記〕。

12-25 足利義持，天野顕房に志芳荘東村地頭職を安堵〔(県)天野毛利 3〕。

1422 応永 29 壬寅⑩

4-22 善善麻，養子徳鶴に，伊予国三島七島下島内久比・大条・興友の 3 浦を譲る〔小早川証文 577〕。

- 5- 足利義持，朝鮮に大蔵経を求める〔善隣国宝記〕。
- 11-1 尾道西国寺の厨子仏壇成る〔(県)同棟札〕。
- 12-2 幕府，海上諸関と河上・兵庫両関に命じ，小早川生口入道の生口船を勘過させる〔(県)東大寺6〕。
- 12-12 足利義持，平賀頼宗に高屋入野惣領職を安堵〔平賀13〕。

1423 応永 30 癸卯

- 1-24 内藤満廉，息元廉に長田郷・保垣上下村以下を譲る〔関関録58〕。
- 2-6 小早川興平，惣領持平に伊予国越智郡大島の半分を譲り，扶持を請う〔小早川証文55〕。
- 3-2 そう三郎，6割の利分で粃5斗を借用し，未進の場合は郷質を取ることを認める〔(県)小田50〕。
- 3-14 仏通寺の4老僧，天寧・仏通両寺の住持3年交替の制他3か条の規式を定める〔(県)仏通寺9・10〕。
- 3-17 幕府，兵庫津両関奉行に生口船過書の召返しを告げ，瀬戸田などの多くの商船より関役を徴収させる〔(県)東大寺7〕。
- 5- 朝鮮使，幕府に大蔵経を贈る〔看聞御記〕。
- 7-10 山名時熙，山内瀬通に地毗荘内河北領家職を宛行う〔山内89〕。
- 7-13 足利義持，諸社寺に足利持氏を呪詛させる〔看聞御記〕。
- 9-21 義持，小早川興平に沼田荘小泉村の地頭公文検断職や造果保以下を安堵する〔小早川・拾遺6〕。
- 11-13 三谿郡仁賀福禅寺の大仏宝殿上棟〔(県)同棟札〕。

1424 応永 31 甲辰

- 2-5 幕府，鎌倉府と和睦〔満濟准后日記〕。
 - 2-15 小早川則平，仏通寺含暉院方丈に開基檀那松岩寿大師・碧溪重禅門の追善の法を定め置かせる〔(県)仏通寺12〕。
 - 4- 僧永久，石清水八幡宮より，115貫文で藁江荘所務職を請負う〔(県)石清水八幡宮9〕。
 - 8-1 足利義持，重ねて朝鮮に大蔵経の版木を求める〔善隣国宝記〕。
 - 10- 小早川則平以下一族や沼田市商人ら，仏通寺方丈の上棟につき，馬人数料足を進める〔小早川証文44〕。
- この年，源三大郎兼広，檀那として，鞆浦祇園社の御輿を造立する〔(県)同棟札〕。

1425 応永 32 乙巳⑥

- 1-6 沙弥智弘，平賀左近将監に東西条郡戸郷内50貫の地を打渡す〔平賀143〕。
- 5- 朝鮮，幕府に大蔵経の版木提供を断る〔善隣国宝記〕。

閏6-20 大内盛見，小早川弘景に東西条内海村を預け置く〔小早川証文 317〕。

7-13 これより先，菊池兼朝・少弐満貞ら，九州で挙兵。大内盛見，これを討つため下向〔看聞御記〕。

7-25 長井広里，嫡子時里に田総荘・小童保・長和荘東方地頭職以下を譲る〔(県)田総 9〕。

9-16 足利義持，小早川盛景に都宇・竹原両荘地頭職以下を安堵する〔小早川 74〕。

1426 応永 33 丙午

1-11 長井広里，嫡子時里が幼少のため，所領支配について置文を認める〔(県)田総 10〕。

2- 1 吉川経信，祖父経兼の霊供田として，大朝新荘西禅寺に田 2 段小を寄進〔吉川別集 1〕。

4-21 山内瀬通，弟時通に地毗荘本郷・河北・下原地頭職と信敷荘東方以下の所領を譲る〔山内 91〕。

4-23 幕府，麻原郷内の毛利瀬房知行分を麻原是広に沙汰付けさせる〔(県)無銘手鑑 2〕。

4-23 幕府，安芸国に段別 50 文の伊勢内宮役夫工米を課す〔毛利 27〕。

7-29 幕府，小童保の内宮役夫工米催徴を停止させる〔(県)建内 69〕。

10- 5 御使真田心智，惣領分を除く吉田荘分 20 町 8 反の内宮役夫工米段銭を受取る〔毛利 28〕。

この年，大内盛見，『大般若経理趣分』1000 卷を刊行〔続本朝通鑑〕。

この頃，『花營三代記』成る〔看聞御記〕。

1427 応永 34 丁未

1- 愚中派の 4 老僧，五山叢林へ出頭した僧が仏通・天寧両寺及び諸末寺の住持になることを厳禁《愚中派の独立》〔(県)仏通寺 13〕。

6- 小早川道貫，孫にほうし丸を嫡子として，生口荘西方を譲る〔小早川証文 540〕。

8-25 仏通寺衆徒，本銭外の人牌銭につき規式を定め，住持・番衆の評議で堂舎の上葺・修造などに宛てる〔(県)仏通寺 14〕。

10-28 足利義持，赤松満祐の所領を奪い，山名時熙・一色義貫に満祐を討たせる〔満濟准后日記〕。

11-10 小川弘早景，嫡子盛景に都宇・竹原両荘以下を譲る〔小早川 72・73〕。

11-19 梶原行勝，同光忠に高洲荘以下を譲る〔(県)譜録・高洲長左衛門 9〕。

11-25 赤松満祐降伏し，ついで上京，義持に謁見する〔満濟准后日記〕。

12-11 義持，播磨国での村上吉資の軍忠を賞する〔(県)因島村上 6〕。

1428 正長 1(4.27) 戊申③

1-18 足利義持没 (43)〔満濟准后日記〕。

1-19 青蓮院義円 (後義教)，幕府の後嗣となる〔満濟准后日記〕。

- 3-20 内藤満廉，嫡子広廉死去につき，孫元廉に長田郷・保垣村名々を譲る〔閏閏録 58〕。
8-19 山県郡大田郷實際寺住持祖綱ら，同塔頭理地庵の屋敷を定め，寄附〔(県) 實際寺 3〕。
9-18 近江・山城両国の土民，蜂起し，幕府に徳政を訴える《正長の土一揆》〔大乘院日記
目録〕。
10-20 備後守護山時瀬，村上吉資に沼隈郡田島の地頭職を宛行う〔(県) 因島村上 7〕。

1429 永享 1(9.5) 己酉

- 3- 沙門宥尊，尾道西国寺三重塔建立の勸進を開始〔(県) 西国寺 1〕。
7-20 小早川弘景，嫡子盛景に，郡宇・竹原両荘以下を譲る〔小早川 78〕。
10-28 足利義教，小早川盛景に都宇・竹原両荘地頭職以下を安堵〔小早川 80〕。

1430 永享 2 庚戌①

- 2-10 毛利光房，嫡子瀬房に，吉田荘地頭職以下を譲る〔毛利 46〕。
8-21 熊谷在直，嫡子信直に三入荘を譲る〔熊谷 109〕。
11-11 世阿弥，『申楽談義』を著わす〔同書〕。
閏 11-27 足利義教，分郡守護武田信繁に安南・佐東・山県 3 郡の伊勢外宮役夫工米究済を命じる〔(県) 御前落居奉書 1〕。
12-14 御使平賀道久，毛利瀬元より伊勢外宮役夫工米段銭 20 貫文を受取る〔毛利 29〕。

1431 永享 3 辛亥

- 2-10 沼田新荘系の小早川氏庶家，衆中を組織し，一揆契約を結ぶ〔小早川 104～6〕。
3-27 そう四郎入道，筑紫立花陣の公事懈怠により，田 2 段をたうかくに去渡す〔(県) 小
田 15〕。
4-16 山内瀬次，左衛門二郎に滑良神社に寄進の大歳神田を預け置く〔(県) 児玉 3〕。
6-28 大内盛見，筑前国萩原で大友持直・少弐満貞らと戦い，討死 (55)〔満済准后日記〕。
7-16 足利義教，毛利瀬房・小早川則平・同弘景らに命じ，筑前国の合戦で大内盛見跡に
合力させる〔毛利 1356，小早川証文 47・323〕。
7-26 小早川則平，次子瀬平に一跡を譲る〔小早川 34，小早川証文 60〕。また，九州下向
につき，弟の僧令薫に後事を委ね，文箱を預ける〔同上 57〕。
8-20 巖島社神主親景，僧宥樹に佐西郡増福坊住持職を宛行う〔(県) 野坂 371〕。
9- 3 これより先，内藤智得，幕府に東西条の大内持盛への宛行を申請〔満済准后日記〕。
10-17 安芸守護山名氏奉行人，毛利光房の巖島社領高田郡小山の押領を停止〔(県) 巖島野
坂 1762〕。
11-15 幕府，尾道浄土寺領・同塔婆料所に対する段銭以下臨時課役の催徴を停止〔(県) 浄
土寺 104〕。

1432 永享 4 壬子

- 1-23 足利義教, 大内方合力のため, 芸石の軍勢を九州に発向させる〔(県)満濟准后日記〕。
- 2- 9 安芸守護山名時熙, 重ねて小早川則平に九州への発向を求める〔小早川証文 47〕。
- 2-10 大内持盛・持世兄弟, 家督を争う〔(県)満濟准后日記〕。
- 2-10 山名時熙, 海裏鑄物師五郎兵衛に備後国惣大工職を安堵〔(県)木下文郎 14〕。
- 4-26 義教, 大内持世に同持盛の旧領長門国・安芸国東西条以下を宛行う〔(県)満濟准后日記〕。
- 5-12 義教, 毛利瀨房・小早川弘景らに大内持世への合力を命じる〔毛利 1355, 小早川証文 319〕。
- 8- 4 義教, 天野顕勝に志芳荘東村地頭職を安堵〔(県)天野毛利 4〕。
- 11- 6 幕府, 小早川則平に大内持世への合力を命じる〔小早川証文 48〕。
- 12- 3 真田則通, 本銭返にて, 尾道光厳寺に 12 貫文で沼田荘真良村内是弘名 2 段を沽却〔(県)仏通寺正法院 1〕。
- 12-15 陽因, 小早川盛景に波多見島を去渡す〔小早川証文 340〕。
- 12- 山内時通, 守護山名氏に本領の 20 分 1 税と半濟分の 10 分 1 税, あわせて 12 貫 520 文を注進〔山内 92〕。

1433 永享 5 癸丑⑦

- 1-26 小早川則平没 (61)〔沼田小早川家系図〕。
- 3- 8 分郡守護武田信繁, 熊谷信直に吉田郡祢村内国衙分 10 名を預け置く〔熊谷 110〕。
- 3-17 小早川持平, 叔父僧令薫の手より, 父則平が弟瀨平に宛てた讓状を奪う〔小早川 34〕。
- 3-21 巖島神社客人社遷宮〔(県)大願寺 317-1〕。
- 4- 8 大内持世, 弟持盛を討つ〔満濟准后日記〕。
- 4-14 この頃, 小早川持平・瀨平兄弟, 幕府で惣領職を争う〔(県)満濟准后日記〕。
- 5- 9 幕府, 諸寺に雨を祈らせる〔満濟准后日記〕。
- 5- 幕府, 小早川持平・瀨平兄弟に和睦を命令。瀨平, 幕命に応じ, 父則平知行分の安堵を請う〔小早川証文 61〕。
- 8- 6 足利義教, 小早川興平に沼田荘小泉村地頭公文検断職と伊予国越智郡大島地頭職以下を, 同守平には生口島地頭職を安堵〔小早川証文 3, 小早川 13〕。
- 8- 9 義教, 山名持豊を備後・安芸など 4 か国の守護職に補任し, 新本知行を安堵〔(県)満濟准后日記〕。
- 12-25 これより先, 武田信繁, 九州の陣より無断で帰国し, 義教の怒りを買う。この日, 義教, 信繁に対面を許す〔(県)満濟准后日記〕。

1434 永享 6 甲寅

- 1-30 幕府, 四国・備後の海賊に唐船来朝時の警固を命じる〔(県)満濟准后日記〕。

- 2-5 沙弥道智, 3男範怡律師に備後在庁職名1町5段余を譲る〔(県)青山文庫3〕。
6-5 明使雷春, 入京し, 足利義教に謁見する《勘合貿易再開》〔(県)満濟准后日記〕。
9-29 義教, 九州での小早川濶平の軍忠を賞する〔小早川14〕。
12-13 福原朝広, 息広俊に内部荘福原村と豊島郷内正力・安光兩名を譲る〔(県)福原14〕。

1435 永享7 乙卯

- 4-8 福原朝広, 息広俊に, 重ねて福原村地頭職・吉田荘内兼時名以下を譲る〔(県)福原15〕。
4-10 吉川経信, 父祖からの判形紛失により大朝新荘西禅寺に重ねて寺領を寄進〔吉川別集3〕。
8-21 この頃, 御調郡河南の紀高家他10名, 尾道千光寺空真を先達として, 熊野那智大社に参詣〔(県)潮崎稜威主2〕。
10-26 足利義教, 九州での平賀頼宗の軍忠を賞する〔平賀14〕。
10-27 幕府, 豊後国立石城での吉川経信の軍忠を賞する〔吉川264〕。
11-19 幕府, 豊後国岐陣での小早川濶平の軍忠を賞する〔小早川23〕。
12- 鰐口(蔵橋純海夫氏蔵)成る〔(県)同陰刻銘〕。

1436 永享8 丙辰⑤

- 2-21 幕府, 豊後国滝河内合戦での山内時通の軍忠を賞する〔山内93〕。
3-5 幕府, 宍戸安芸入道に巖島社領高田原の押領を停止させる〔(県)卷子本巖島12〕。
3-12 足利義教, 僧乾禎を天寧寺の住持に任じる〔(県)蔭涼軒日録〕。
3-27 大内氏奉行人, 巖島社神主親藤の訴えで, 周防国山代荘宇佐山材木の河関勘過を認める〔(県)巖島野坂1813〕。
4-16 足利義教, 長福寺に備後国金丸名・上山村地頭職以下を安堵〔(県)長福寺6〕。
5-4 幕府, 豊後国東神野城での毛利少輔次郎・小早川盛景の軍忠を賞する〔毛利1353, 小早川文341〕。
5-20 幕府, 長福寺領金丸名・上山村地頭職の段銭以下臨時課役を停止させる〔(県)長福寺7〕。
この夏, 諸国大旱魃〔大乘院日記目録〕。
7-5 幕府, 豊後国姫岳での平賀頼宗・小早川濶平らの軍忠を賞する〔平賀32, 小早川24〕。
7-20 高須光忠, 嫡子盛忠に, 備後国高須社・国武名以下を譲る〔(県)譜録・高洲長左衛門10〕。
10-3 近宗清平, 椋梨利平と兄弟一分の契約を結ぶ〔小早川107〕。
10-15 武田信繁, 福王寺に可部荘内後山・綾谷兩名の諸役を免除〔(県)福王寺19〕。

1437 永享9 丁巳

1-20 武田氏ら安芸・石見両国勢，越智維通ら追討のため，大和国に入る〔(県)大乘院日記目録〕。

1-23 これより先，大内持世，九州を平定し，周防国に帰る〔看聞御記〕。

3-12 小早川弘景，結縁灌頂免として，楽音寺に梨子羽郷南方内 2 段を寄進。院主頼春の置文に任せ，毎年法要を勤行させる〔(県)楽音寺 21〕。

4-11 くしまの太郎・ひのさこん三郎，6 割の利分で出挙粃 5 斗を借用〔(県)小田 52〕。

4-23 ひやうゑ四郎，6 割の利分で出挙粃 3 斗を借用〔(県)小田 53〕。

7-19 足利義教，巖島社神主親藤に安芸国内の社領を安堵〔(県)御判物帖 63〕。

8-1 これより先，山名刑部少輔，備後国に打入り国府城に楯籠る。同持豊，刑部少輔を討ち，首を京都に進める〔(県)薩戒記〕。

8-12 義教，文書紛失につき，平賀頼宗の当知行を安堵する〔平賀 15〕。

1438 永享 10 戊午

3-4 幕府，大和国能登山合戦での毛利瀨房・平賀頼宗・小早川弘景らの軍忠を賞する〔毛利 49，平賀 33，小早川証文 324〕。

3-8 足利義教，尾道浄土寺に寺領得良郷地頭職，塔婆料所櫃田・上山両村地頭職以下を安堵〔(県)浄土寺 14〕。

この春，足利義教，僧景訓を備後国護国寺住持に任じる〔(県)蔭涼軒日録〕。

5- 飢饉で，疫病が流行し，多数の死者が出る〔看聞御記〕。

6-17 義教，毛利瀨房に安芸国の所領を安堵〔毛利 54〕。

7-7 藤原栖阿，巖島神社に，豊前国立花寺の秘蔵であった伝教大師筆法華経授記品を施入〔(県)新出巖島 119〕。

8-15 熊谷信直，嫡子堅直に三入本荘分の一跡を譲る〔熊谷 115〕。

8-28 幕府，綸旨を奉じ，諸国の兵に足利持氏討伐を命じる《永享の乱》〔看聞御記〕。

8-28 小早川弘景・毛利瀨房・平賀頼宗ら，大和国平城を攻略〔小早川証文 329，毛利 55，平賀 31〕。

9-29 義教，小早川盛景・平賀頼宗知行地の諸役を免除し，守護使不入とする〔小早川証文 345，平賀 163〕。

1439 永享 11 己未①

閏 1- 上杉憲実，下野国足利学校を修造し，『五経註疏』を寄附〔榊原家文書〕。

2-10 上杉憲実ら，鎌倉永安寺に足利持氏を攻め，持氏自殺 (42)〔永享記〕。

6- 足利義教，大内持世の安芸国の所領の一部を削り，小早川瀨平に与える〔(県)建内記〕。

7-8 小早川盛景，結縁灌頂免として，楽音寺に梨子羽郷南方内畠 5 段を寄進。院主頼春の置文に任せ，その法要を勤行させる〔(県)楽音寺 23〕。

8-11 毛利瀨房，小槻晨照より 40 貫文で入江保領家職を請負う〔(県)壬生 39〕。

12-27 僧恵統，遺偈(吉舎大慈寺蔵)を認める〔(県)同書〕。

12- 萬里小路時房，備後国衙冬分年貢のうち，犬橋方沙汰分 15 貫文を受取る〔(県)建内記〕。

この年，秋から冬にかけ，大田荘年貢 120 石和泉国堺に着く〔(県)金剛峯寺 6〕。

1440 永享 12 庚申

1-16 宮元盛，葦田郡中興寺塔頭正覚院に吉備津宮領内 4 か所を寄進〔(県)中戸 1〕。

2- 高野山，大田荘の年貢未進につき，山名持豊に代官犬橋近江守の改易を求める〔(県)宝簡集 239〕。

3- 高野山，応永 9 年以来の年貢未進につき，幕府に大田荘桑原方地頭職・尾道倉敷の直務支配を請う〔(県)宝簡集 240〕。

4- 7 小早川瀨景，結縁灌頂免として，楽音寺に梨子羽郷北方内 3 段を寄進〔(県)楽音寺 31〕。

4- 7 小早川弘景父子，十王堂免として，楽音寺に梨子羽郷南方内 1 段を寄進〔(県)楽音寺 24〕。

4- 8 小早川弘景父子，楽音寺に梨子羽郷南方内 8 段を寄進〔(県)楽音寺 25〕。

5-15 足利義教，武田信栄らに命じ，一色義貫を大和国嶋で切腹させ，ついで若狭国以下一色氏の旧領を武田氏に与える〔(県)大乘院寺社雑事記〕。

6-27 義教，小早川瀨平に兄持平知行分を宛行う〔小早川 35〕。

7- 6 幕府，小早川持平知行分の沼田荘内沼田本郷・安直本郷・小坂郷・大崎島領家名と伊予国越智郡大島四分一地頭職以下を同瀨平代に沙汰付けさせる〔小早川 15・16・36〕。

7-23 武田信栄没〔尊卑分脈〕。

8-13 甲山地頭八幡宮の社壇再興成る〔(県)同棟札〕。

8- 山内時通，半済残分を含め 45 貫の地を除き，地毗荘本郷を地頭分とするよう幕府に請う〔山内 94〕。

10- 4 幕府，北陸道 7 か国に永平寺造営料を課す〔室町家成敗寺社御教書〕。

11- 9 義教，尾道浄土寺に寺領・塔婆料所の段銭以下臨時課役を免除〔(県)浄土寺 15〕。

11-12 義教，吉川経信に大朝本新荘以下の当知行地を安堵する〔吉川 260〕。

12-13 尼明聚，菩提を弔うため，中興寺正覚院に田畠を寄進〔(県)中戸 2〕。

この年，小早川持平，朝鮮に歳遣船を送る〔海東諸国記〕。